第六次

猪名川町

Inagawa Town Master Plan

総合計画

2020年（令和2年）3月

猪名川町

ごあいさつ

本町では、1970 年（昭和 45 年）に「猪名川町振興計画」を策定した以降、10 年ごとにまちづくりの指針となる総合計画を定め、計画的なまちづくりを進めてきています。この間、ニュータウンが開発され、鉄道、道路、公園などの社会資本整備が進み、にぎわいと発展を続けてきました。

このたび、2010 年（平成 22 年）に策定した「第五次猪名川町総合計画」の目標年次を迎え、2020 年（令和 2 年）からの新たなまちづくりの指針として「第六次猪名川町総合計画」を策定しました。

近年、価値観・コミュニティの多様化、人口減少・少子高齢化の深刻化、高度な情報化社会の到来など、社会情勢がめまぐるしく変化しており、地域実情に応じた行政運営とともに、住民と行政の協働、住民一人ひとりの活躍がますます重要視される時代となりました。

そのため、本計画の策定にあたっては、第五次総合計画の評価・検証を行うとともに、住民の皆様に参画いただいた「まちづくりワークショップ」で提案された多くの意見を各施策に取り入れ、より実行力のある計画としました。

さらに、人と人のつながりや、一人ひとりの挑戦が地域の活力を生み、安全安心で幸せな暮らしへつながると考え、「“つながり”と“挑戦”　幸せと笑顔あふれるまち　猪名川」を 10 年後のまちの将来像として掲げています。まちの将来像の実現を目指し、基本計画に掲げた 24 の施策と 3 つの重点戦略を着実に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり多大なご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆様、並びに貴重な意見をいただきましたまちづくりワークショップの参加者を始めとする多くの皆様に対しまして、心からお礼申しあげます。

2020 年（令和２年）３月

猪名川町長　福田　長治

目　次

第１部　序論.....1

第１章　第六次猪名川町総合計画について..... 1

１．計画策定の背景と趣旨..... 1

２．計画の位置づけと役割..... 2

３．計画の構成と計画期間..... 3

４．計画の推進・進行管理..... 4

第２章　猪名川町を取り巻く現状..... 5

１．猪名川町の概要..... 5

２．社会情勢の動向..... 8

３．猪名川町の住民の姿・想い.....20

第２部　基本構想..... 32

第１章　まちの将来像.....32

第２章　まちの将来像の実現に向けた方向.....34

１．まちづくりの方向.....35

２．基盤づくりの方向.....38

第３章　目標人口.....39

第３部　前期基本計画..... 42

第１章　基本計画の内容.....42

１．基本計画の位置づけ・構成.....42

２．基本計画の期間.....42

３．施策の体系.....43

第２章　施策の内容.....44

施策１　互いを認めあい、暮らしやすいまち【人権尊重・多文化共生】.....46

施策２　地域交流・地域活動が活発なまち【地域コミュニティ】.....48

施策３　多様なまちづくりの活動に挑戦できるまち【参画・協働】.....50

施策４　支えあい、助けあう地域をつくるまち【地域福祉】.....52

施策５　子どもの健やかな成長を支えるまち【子ども・子育て支援】.....54

施策６　高齢者が生涯現役で活躍できるまち【高齢者支援】 56
施策７　障がいのある人もない人もともに暮らしやすいまち【障がい者（児）支援】 58
施策８　誰もが元気で安心して暮らせるまち【健康・医療】 60
施策９　地域とつくる防災消防体制のあるまち【防災・消防】.....62
施策 10　地域とともに暮らしの安全安心をつくるまち【生活安全】.....64
施策 11　子どもの多様な学びを育むまち【学校教育】 66
施策 12　生涯にわたって学び、地域の文化活動を支えるまち【生涯学習・文化】.....68
施策 13　大人も子どもも心身ともに元気なまち【青少年育成・スポーツ振興】 70
施策 14　豊かな環境を守り活かすまち【自然・環境保全・環境衛生】.....72
施策 15　自然と住宅都市が調和した住みよいまち【都市整備】 74
施策 16　快適な住環境が整備された居心地よいまち【住環境】 76
施策 17　生活や活動を支える交通網のあるまち【交通】.....78
施策 18　安全安心な生活基盤が整備されたまち【生活基盤】 80
施策 19　地域の農林業を守り、活かす活力のあるまち【農林業】 82
施策 20　自分らしい働き方を支援し、にぎわいのあるまち【商工業・起業・就業】.....84
施策 21　魅力創出・魅力発信で交流を生むまち【シティプロモーション・観光】.....86
施策 22　情報の発信・収集をまちづくりに活かすまち【広報・広聴、情報化】 88
施策 23　柔軟な自治体運営で住民生活を支えるまち【行政運営】 90
施策 24　持続可能な財政運営で安定したまち【財政運営】.....92
第３章　重点戦略.....94
１．重点戦略の位置づけ.....94
２．重点戦略の設定 94
３．猪名川町地域創生総合戦略との関係.....95
重点戦略１　多様なコミュニティを育み、新たな協働を創りだす.....96
重点戦略２　「住みたいまち」「住み続けたいまち」をつくる.....98
重点戦略３　交通・災害に対する不安を解消し、暮らしやすいまちをつくる.....100

資料編 102

第１部　序論

第１章　第六次猪名川町総合計画について

１．計画策定の背景と趣旨

本町では、1970 年（昭和 45 年）に「猪名川町振興計画」を策定して以来、五次にわたってまちづくりの指針となる『総合計画』を策定し、計画的な行政運営・まちづくりを進めてきました。総合計画とは、将来（10 年後を目標として）の猪名川町をどのようにしていくのかを総合的、体系的にまとめたもので、福祉や環境、都市計画、防災、防犯、教育などすべての計画における最上位計画となります。

2010 年（平成 22 年）３月に、「第五次猪名川町総合計画 2020」（以下、「第五次総合計画」という。）を策定し、まちの将来像『住みたい　訪れたい　帰りたい　ふれあいのまち「ふるさと猪名川」』の実現に向けて、関連する施策を推進してきました。さらに、2016 年（平成 28 年）３月には、「猪名川町地域創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定し、第五次総合計画を補完しつつ、人口減少の克服と地域創生に向けた施策を推進しています。

第五次総合計画の策定から 10 年が経過しようとする中で、少子化・高齢化及び人口減少の進行をはじめ、経済・雇用環境の変化、自然災害の発生などによる安全・安心への意識の高まりなど、本町を取り巻く社会経済状況は様々な面で大きく変化し、地域の課題などは多様化・深刻化しています。

また、2015 年（平成 27 年）９月の国連総会では、地球環境や経済活動、人々の暮らし等を持続可能とする世界を実現するための 17 の目標からなる「SDGs（Sustainable Development Goals～持続可能な開発目標～）」が採択され、わが国においても、国レベルだけではなく、地方創生に向けた自治体による SDGs の推進が期待されています。

こうした状況の中で、本町においては、PDCA に基づいた実効性の高い自治体経営を確立・推進し、「選択と集中に基づく中長期的な戦略の推進」と、「社会経済状況の急速な変化への迅速な対応」を両立していかなければなりません。

また、これまで取り組んできた参画・協働によるまちづくりを基本としつつ、住民・地域など多様な主体が、まちづくりを「自分事」と捉え、知恵や力を出しあいながら、まちの未来をともに創りあげていくことが重要となっています。

そこで、行政はもとより、住民・地域など多様な主体が、ともにまちづくりに取り組んでいくことができるよう、10 年後のまちの将来像と、その実現に向けた取り組みの指針となる「第六次猪名川町総合計画」（以下、「第六次総合計画」という。）を策定します。

2．計画の位置づけと役割

●一人ひとりが主役となり、ともにまちの未来を創りあげていく指針となる計画

第六次総合計画は、住民・地域など多様な主体や行政などが、まちの現状・課題や今後 10 年間でめざすまちの将来像を共有するとともに、その実現に向けて一人ひとりが主役となり、ともにまちの未来を創りあげていくための指針となる計画になります。

第六次総合計画の策定にあたっては、まちづくりワークショップにおいて、住民同士が 10 年後の「まちの将来像」を話しあい、その実現に向けた関わり方や取り組みなどを検討・整理しました。そして、その結果を第六次総合計画の策定に活用するとともに、住民・地域主体の具体的な活動につないでいくことで、参画と協働のまちづくりの深化を図りました。

●PDCA に基づいた実効性の高い自治体経営を確立・推進するための指針となる計画

第六次総合計画は、本町を取り巻く状況を踏まえ、実効性の高い自治体経営を確立・推進し、「選択と集中に基づく中長期的な戦略の推進」と、「社会経済状況の急速な変化への迅速な対応」を両立していくための指針となる計画になります。

また、内部管理のマネジメントとしても総合計画を策定する意義があります。毎年度の行政評価の視点から、実施している事業に関して効果を検証しながら、課題を整理し、改善していく、いわゆる PDCA サイクルの中で“実効性”と“実行性”を担保しつつ、予算とのリンクを図っていきます。

●地方創生の趣旨及び内容を包含した計画

総合戦略は、第五次総合計画と同様に 2019 年度（令和元年度）までを計画期間としていますが、人口減少の克服と地域創生に向けて、今後も戦略的に施策を推進していくこととなります。

第六次総合計画は、これまでの総合戦略と整合性を図りつつ、特に、今後の本格的な人口減少社会に対応していくための基本的な方向性や施策などを示す計画とします。

3．計画の構成と計画期間

1）計画の構成

第六次総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の２層構造で構成し、計画体系の簡略化を図ることで、わかりやすい計画とします。

基本構想

今後 10 年間に、住民・地域など多様な主体と行政がともに創りあげる「まちの将来像」を示すとともに、その実現に向けたまちづくりの方向等を明らかにするもので、まちづくりの指針、かつ基本計画の基礎となるものです。

基本計画

基本構想で示した「まちの将来像」を実現するために、「まちづくりの方向」に基づいた施策の体系、施策の内容などを示すものです。

また、限られた経営資源で、「まちの将来像」の実現のためには、選択と集中に基づいて戦略的に施策を推進することが求められます。そのため、各施策を横断的にパッケージ化し、優先的かつ重点的に展開すべき取り組みを「重点戦略」として設定します。

なお、総合戦略に基づく取り組みは、基本計画の各施策と重点戦略が包含・継承し、今後の本格的な人口減少社会に対応していきます。

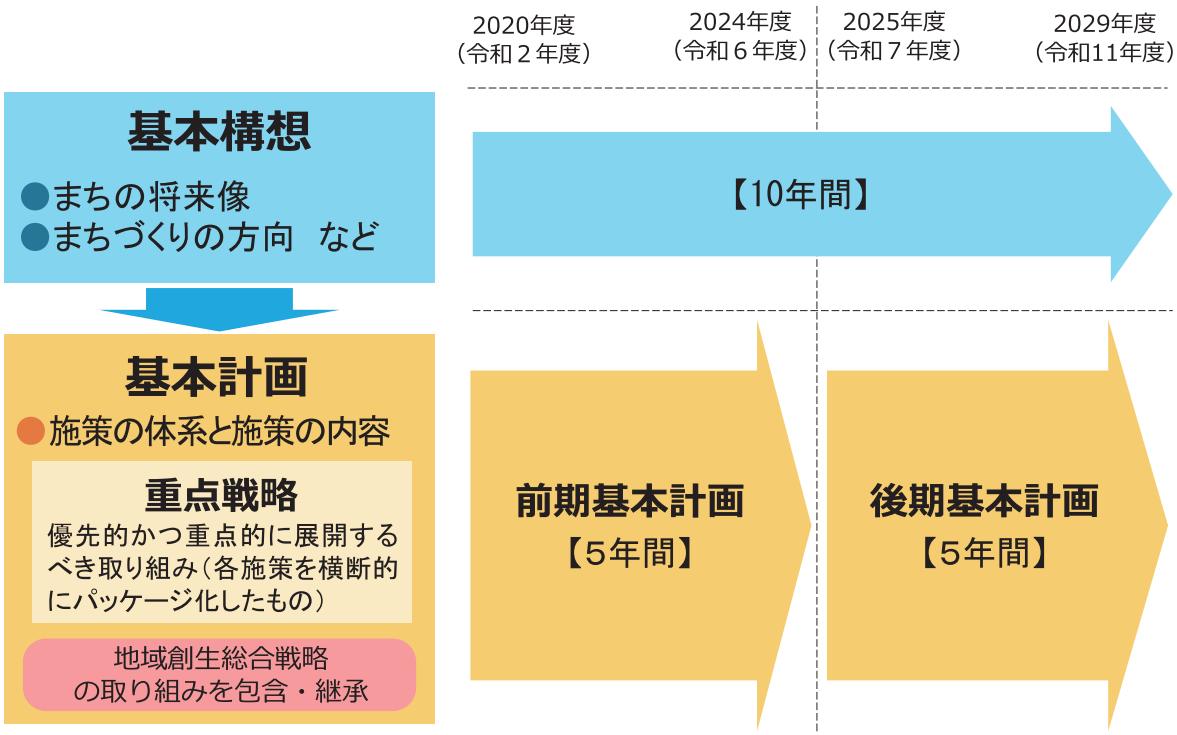

2）計画の期間

基本構想の計画期間は、2020 年度（令和２年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 10 年間とします。

基本計画については、時代の変化に即応していく必要があることから、2020 年度（令和２年度）から 2024 年度（令和６年度）までの５年間を前期基本計画とし、2025 年度（令和７年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの５年間を後期基本計画とします。

４．計画の推進・進行管理

第六次総合計画の推進にあたって、基本計画において設定する重点戦略を中心としながら横断的に施策・事業を展開するとともに、分野別計画の役割分担を明確にした上で、進行管理を図ります。

また、施策・事業の進捗にあたって、学識経験者や関係機関など、外部からの客観的な評価を得ながら、ＰＤＣＡサイクルに基づく進行管理に努めます。

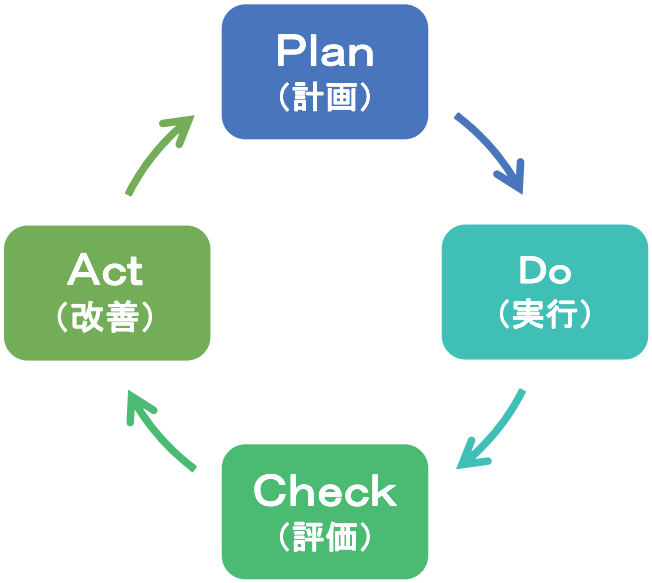

第２章　猪名川町を取り巻く現状

１．猪名川町の概要

１）位置、地勢、気候など

本町は、兵庫県南東部に位置し、北を丹波篠山市、東を大阪府能勢町、西を三田市、南東を川西市、南西を宝塚市に接しています。

面積は 90.33km^2 で、東西に約８km、南北に約 18km と、南北に細長い町域となっています。

地勢として、町の最北部に阪神地域最高峰の大野山を位置し、その源を発する猪名川が町の中央を南北に流れ、その周辺には帯状の平地が形成されています。

気候は、瀬戸内式気候に属し、山に囲まれた地形であることから、寒暖差が大きい内陸型気候を併せ持つ二面性気候であり、2014 年（平成 26 年）から 2018 年（平成 30 年）の年間降水量は平均で約 1,596mm、年間平均気温は 14.6℃となっています。

２）歴史

本町は、その昔、東大寺大仏鋳造の際に、銅を献上したと伝えられている多田銀銅山があるところとして知られています。また、多田院御家人ゆかりの地でもあり、町内には御家人屋敷などが現在にまで伝えられています。

江戸時代には、銀を含む大鉱脈の発見を契機に代官所が設置され、最盛期には出入口４か所に口固番所を設置したほか、代官所が周囲の村々を銀山付村として管理しました。

1871 年（明治４年）の廃藩置県により、この地域一帯は兵庫県となり、1888 年（明治 21 年）の市制町村制の公布に伴い、1889 年（明治 22 年）に中谷村、六瀬村が創設され、その後、1955 年（昭和 30 年）４月 10 日、両村の合併により猪名川町が誕生し、現在に至っています。

高度成長期以降、京阪神地域の住宅地として、1970 年（昭和 45 年）より町南部丘陵地を中心として、大規模なニュータウン開発が進み、人口の増加とともに都市的土地利用へと変化してきました。

3）人口

①総人口と一世帯あたり人員の長期的な推移

総人口について、1970 年（昭和 45 年）には 7,032 人でしたが、1975 年（昭和 50 年）の阪急日生ニュータウンへの入居開始、その後の猪名川パークタウン等への入居開始などによる社会増に伴い、2010 年（平成 22 年）まで年々増加していました。しかし、2015 年（平成 27 年）に減少に転じ、30,838 人となっています。

また、一世帯あたり人員は一貫して減少しており、1970 年（昭和 45 年）には 4.54 人が、2015 年（平成 27 年）には 2.86 人となっています。

【総人口と一世帯あたり人員（総世帯）の長期推移（猪名川町）】

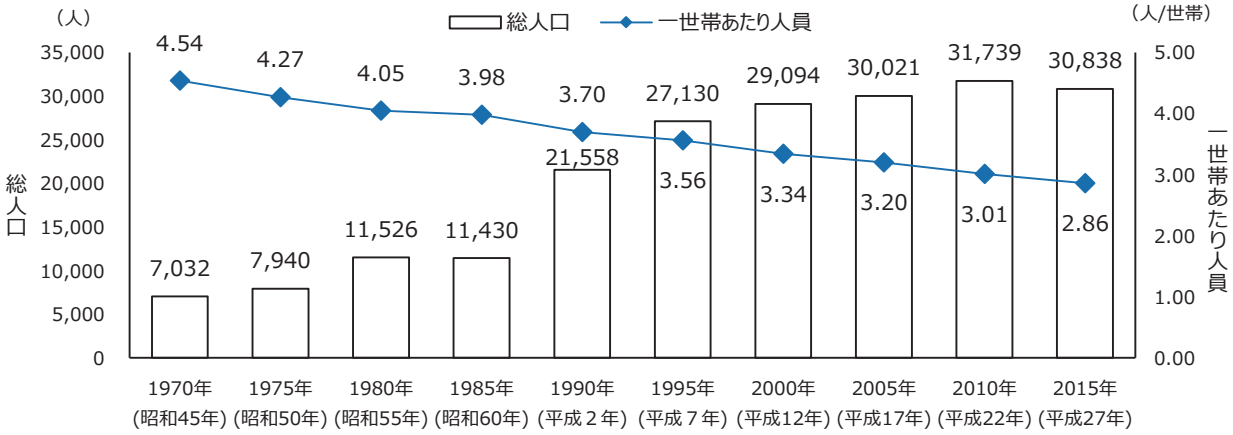

資料：総務省「国勢調査」　※上記の一世帯あたり人員は、総人口を総世帯数で除したものです。

②年齢３区分別人口の推移

年齢３区分別人口をみると、年少人口（0～14 歳）は 2015 年（平成 27 年）に減少に転じ、生産年齢人口（15～64 歳）は 2010 年（平成 22 年）に減少に転じています。一方、高齢者人口（65 歳以上）は一貫して増加しています。

【年齢3区分別人口の推移（猪名川町）】

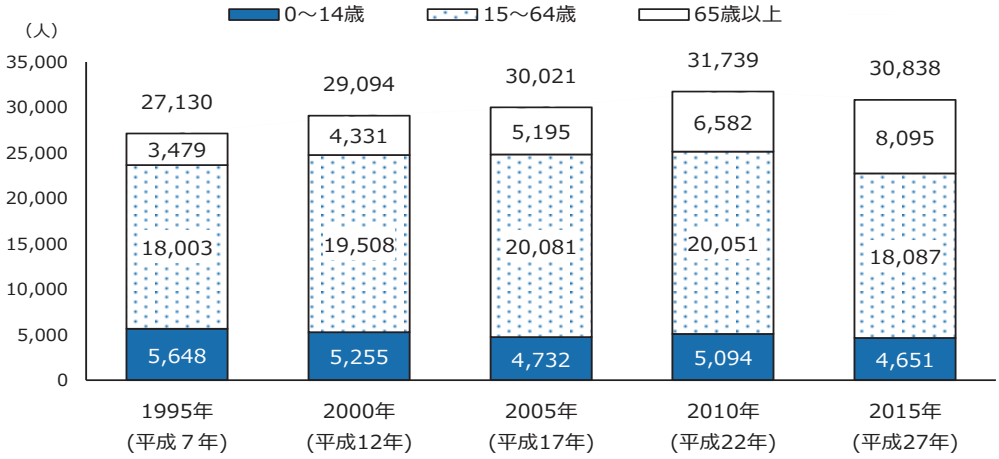

資料：総務省「国勢調査」　※総人口に年齢不詳人口を含みます。年齢不詳人口は 2015 年（平成 27 年）で５人と、各年ともに少数のため、表記していません。

年齢３区分別人口構成比をみると、年少人口比（0～14 歳）と生産年齢人口比（15～64 歳）は減少し、高齢化率（65 歳以上）は増加しています。

また、2015 年（平成 27 年）において、年少人口比（0～14 歳）は 15.1%となっており、全国（12.6%）と兵庫県（12.9%）を上回っています。

【年齢3区分別人口構成比の推移（猪名川町）】

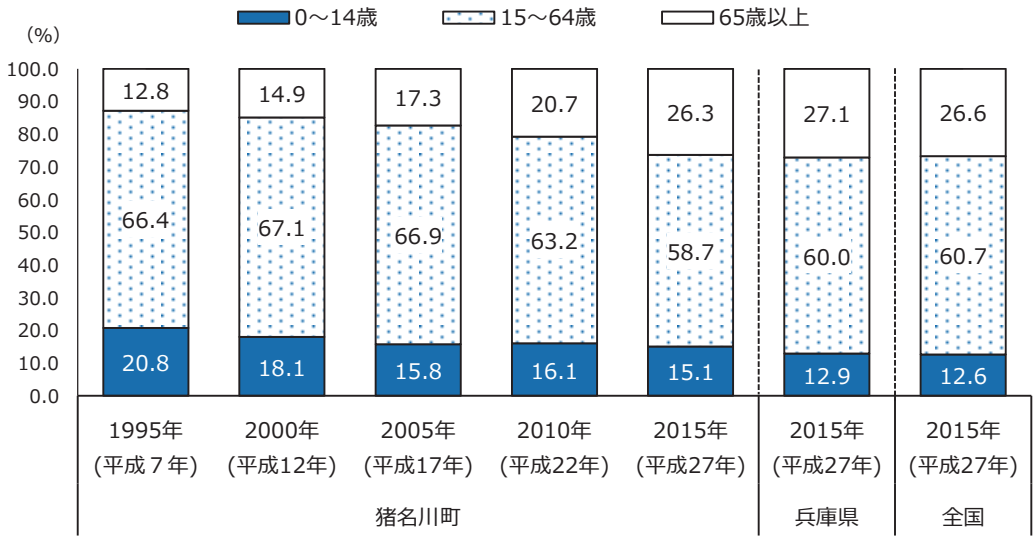

資料：総務省「国勢調査」　※上記の構成比は年齢不詳人口を除き、算出しています。

2015 年（平成 27 年）の高齢化率は 26.3%となっており、全国、兵庫県と比較すれば、低い値となっていますが、高齢化率は急速に進んでおり、今後も高齢化は進んでいくと予測されます。

また、75 歳以上の人口構成比である後期高齢化率は、2015 年（平成 27 年）で 11.5%と、全国、兵庫県と比較して低い値となっています。

【高齢化率の推移】

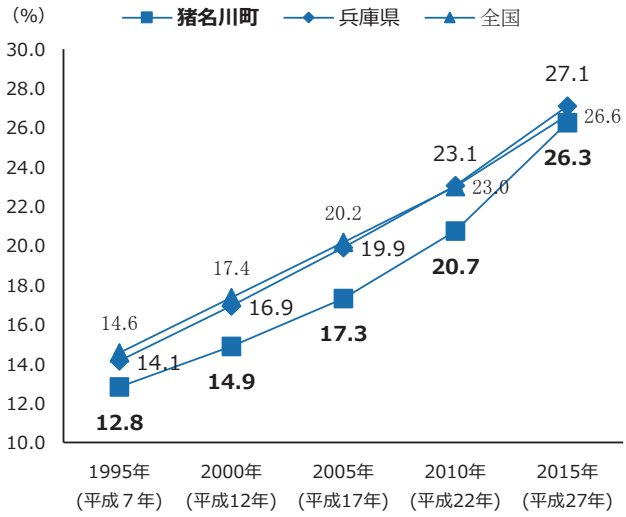

【後期高齢化率の推移】

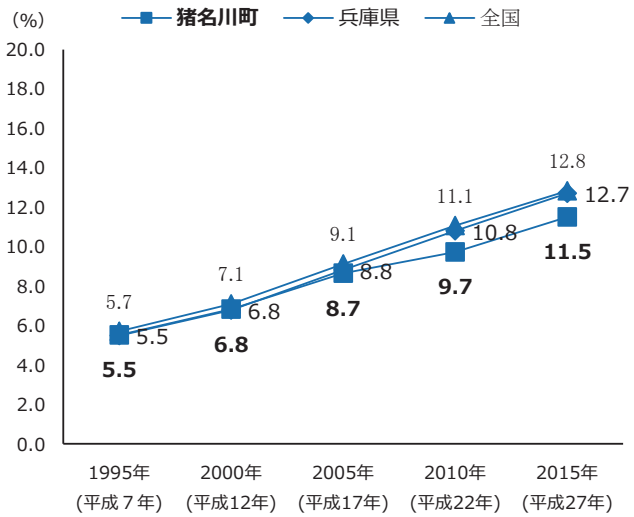

資料：総務省「国勢調査」　※高齢化率・後期高齢化率は年齢不詳人口を除き、算出しています。

2．社会情勢の動向

少子化・高齢化と人口減少の進行

●生産年齢人口の減少と後期高齢者の増加

日本の総人口は 2008 年（平成 20 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じ、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少し、高齢者人口（65 歳以上）は増加を続けています。

また、2017（平成 29）年 4 月に国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が公表した「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位推計結果）では、日本の総人口は長期の人口減少過程に入っており、2053 年（令和 35 年）には 1 億人を割って 9,924 万人、2065 年（令和 47 年）には 8,808 万人になると推計されています。

一方、高齢者人口（65 歳以上）は 2040 年（令和 22 年）まで増加し、その後は減少に転じると推計されていますが、高齢化率は一貫して増加しています。特に、後期高齢化率の増加が著しく、2065 年（令和 47 年）には、4 人に 1 人が後期高齢者になると推計されています。

【年齢3区分別人口構成比の推移（全国）】

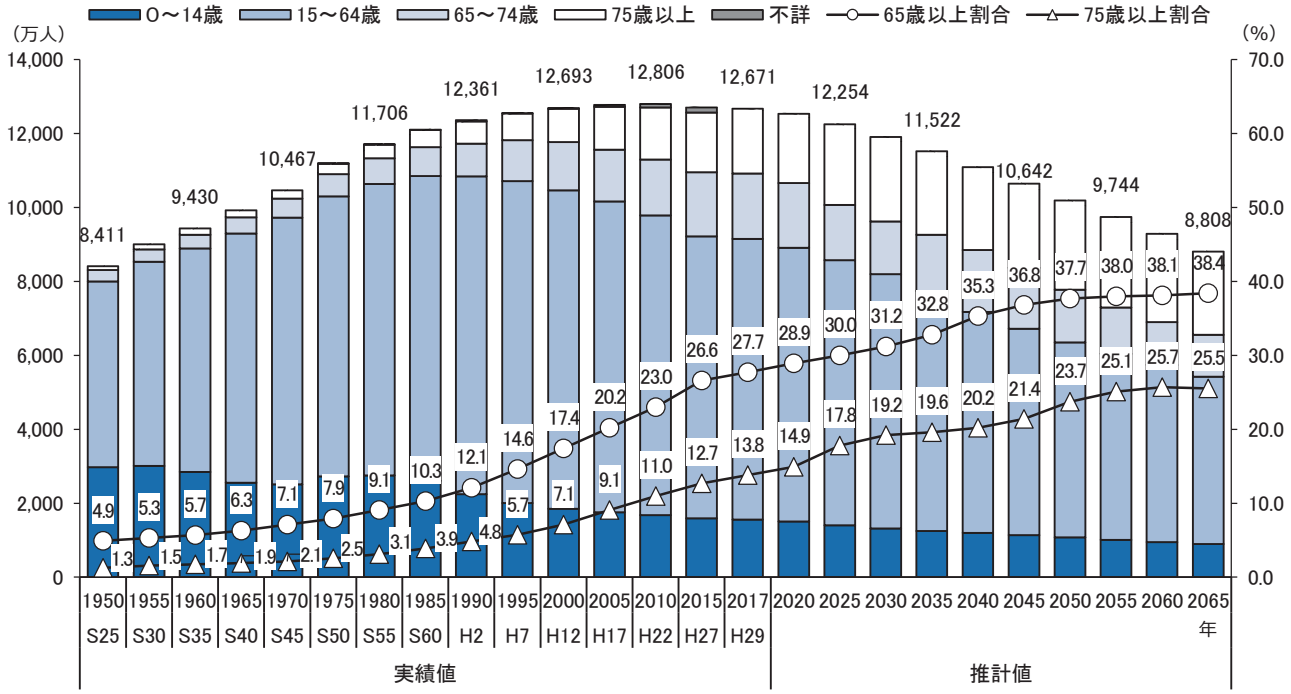

（出典）内閣府高齢者白書（2018 年度（平成 30 年度）版）をもとに編集。

資料：棒グラフと実線の高齢化率について、2015 年（平成 27 年）までは総務省「国勢調査」、2017 年（平成 29 年）は総務省「人口推計」（2017 年（平成 29 年）10 月 1 日確定値）、2020 年（令和 2 年）以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017 年（平成 29 年）推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

●健康寿命の延伸

高齢化が進む中、健康寿命（日常生活に制限のない期間）は、2016 年（平成 28 年）で男性が 72.14 歳、女性が 74.79 歳となっており、それぞれ 2010 年（平成 22 年）と比べて増加しています。

【平均寿命と健康寿命（全国）】

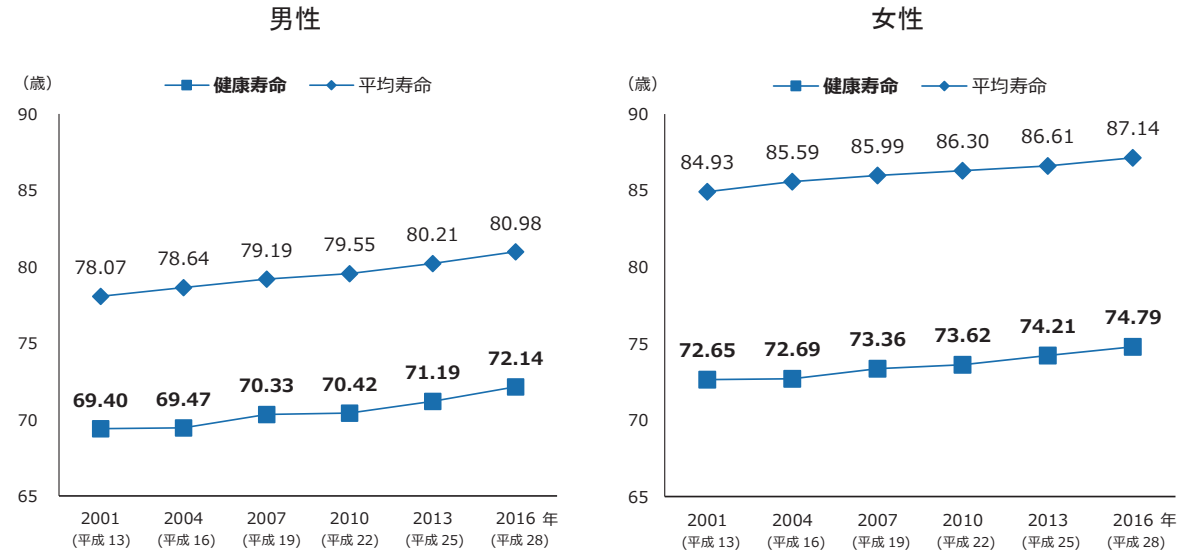

資料：平均寿命の 2001・2004・2007・2013・2016 年（平成 13･16･19･25・28 年）は厚生労働省「簡易生命表」、2010 年（平成 22 年）は「完全生命表」、健康寿命の 2001・2004・2007・2010 年（平成 13・16･19･22 年）は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、2013・2016 年（平成 25・28 年）は「第 11 回健康日本 21（第二次）推進専門委員会資料」

その一方で、介護を必要とする人（要支援・要介護認定者）は年々増加しています。

【要支援・要介護認定者の状況（全国）】

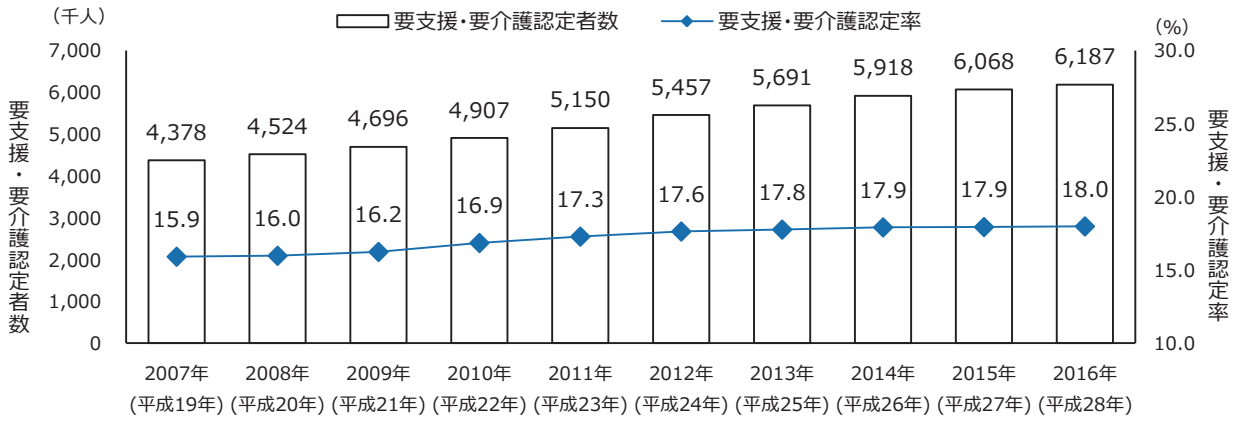

資料：厚生労働省「介護保険状況報告（年報）」

●人口減少がさらなる人口減少を招く悪循環

人口減少が進行した場合に想定される地方のまち・生活への具体的な影響としては、生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）の縮小、税収減による行政サービス水準の低下、地域公共交通の撤退・縮小、空き家・空き店舗・工場跡地・耕作放棄地等の増加、地域コミュニティの機能低下などが考えられます。

また、人口減少による地方のまち・生活へのそれぞれの影響は、生活利便性の低下や地域の魅力の低下を通じて、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられます。

【人口減少の悪循環のイメージ】

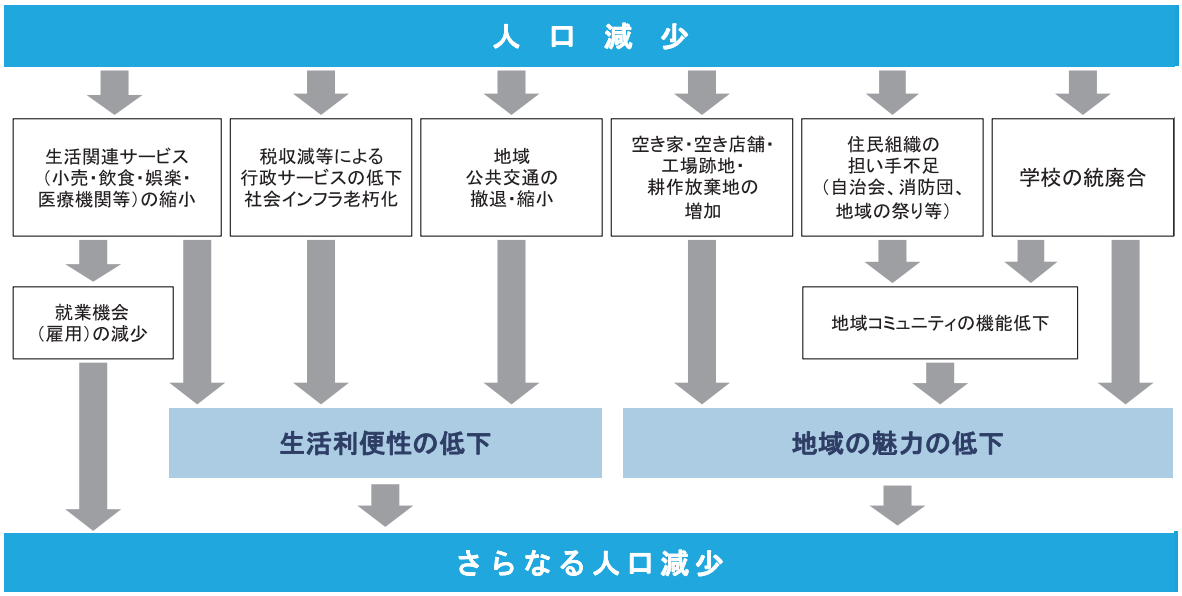

資料：国土交通省「国土交通白書 2015」より作成

SDGs に関する取り組みの展開

SDGs（Sustainable Development Goals～持続可能な開発目標～）とは、2001 年（平成 13 年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年（平成 28 年）から 2030 年（令和 12 年）までの国際目標です。

SDGs では、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

わが国においては、2016 年（平成 28 年）5 月に「SDGs 推進本部」を設置し、同年 12 月に今後の日本の取り組みの指針となる「SDGs 実施指針」を決定し、8 つの優先課題と具体的施策が示されました。SDGs を全国的に実施するため、各地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたっては SDGs の要素を盛り込み、達成に向けた取り組みを促しています。

【SDGs 実施指針の概要】

ビジョン：「持続可能で強靱，そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす。」
実施原則：①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任
フォローアップ：2019 年までを目処に最初のフォローアップを実施。

【８つの優先課題と具体的施策】

①あらゆる人々の活躍の推進
■一億総活躍社会の実現　■女性活躍の推進　■子どもの貧困対策
■障がい者の自立と社会参加支援　■教育の充実

②健康・長寿の達成
■薬剤耐性対策　■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応　■アジアの高齢化への対応

②成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
■有望市場の創出　■農山漁村の振興　■生産性向上
■科学技術イノベーション　■持続可能な都市

④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
■国土強靱化の推進・防災　■水資源開発・水循環の取り組み
■質の高いインフラ投資の推進

⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会
■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進
■気候変動対策　■循環型社会の構築

⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
■環境汚染への対応　■生物多様性の保全
■持続可能な森林・海洋・陸上資源

⑦平和と安全・安心社会の実現
■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進
■平和構築・復興支援　■法の支配の促進

⑧SDGs 実施推進の体制と手段
■マルチステークホルダーパートナーシップ
■国際協力における SDGs の主流化　■途上国の SDGs 実施体制支援

資料：SDGs 推進本部会合（第２回）資料より作成

地方創生の取り組みの推進

少子化・高齢化及び人口減少が進行する中、国は、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口一極集中を是正し、活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」及び「地域再生法の一部を改正する法律」に基づき、2014 年（平成 26 年）に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、地方創生に取り組んでいます。

また、上記に基づいて、各地方自治体では「地方版総合戦略」を策定し、人口減少社会に対応するため、雇用・就労の創出、移住、結婚・出産・子育て、魅力ある地域づくりなど、地域の実情と特性に応じた施策が展開されています。

地方創生の取り組みについては、創造性によって地域を活性化することが大きなポイントとなっています。その地域に住む人、もしくは、地域に住む人と地域外の人との人的交流などにより、新たな価値・魅力や取り組みを創造する活動、言い換えると「クリエイティブな活動」が活発になることで、地域が元気になっていきます。また、この取り組みは、関わる人が「自分事」として参加すること、さらには、住民や企業、団体などの民間と行政が一丸となって展開していくことが重要となります。

なお、「地方版総合戦略」は計画期間を 2019 年度（令和元年度）までとしており、これまでの地方創生の取り組みの成果や課題などの洗い出しを行いつつ、次期総合戦略においては SDGs の観点を取り入れた立案が求められています。

本町においては、2016 年（平成 28 年）3月に、地方版総合戦略である「猪名川町地域創生総合戦略」を策定し、人口減少の抑制及び維持を図ることをめざし、「住み続けたいまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「産業育成と交流促進」の３つの基本方針のもと、効果検証による戦略的事業に取り組んでいます。

【猪名川町地域創生総合戦略　基本方針に基づく施策体系】

基本方針		重点施策	取り組むべき事業
まち	1. 住み続けたいまちづくり	1-1 参画と協働によるまちづくりの推進	● コミュニティ活動の活性化と主体的なまちづくりの促進 ● まちづくり協議会の活動推進 ● 文化・芸術活動の促進
		1-2 移住・定住促進	● 若者のふるさと教育 ● ふるさと回帰支援・第二のふるさとづくり ● 良好な住宅・宅地の供給
		1-3 健康・長寿のまちづくり	● 健康づくり・生きがいづくりの支援　● スポーツによる健康増進 ● コミュニケーションの場の創出
		1-4 公共交通の充実	● バス交通の充実　● 地域交通の充実 ● 公共交通の利活用
ひと	2. 子育てしやすいまちづくり	2-1「子育てのまち猪名川町」猪名川ブランドの確立	● 子育て支援体制の充実　● ICT 等による学校教育の充実 ● 環境教育・情操教育の支援
		2-2 出会い・結婚のきっかけづくり	● 婚活支援　● 結婚から出産・育児のサポート
		2-3 女性の多様な働き方の支援	● 就業支援　● 教育との連携支援
		2-4 地域みんなで子育て支援	● 子育て家族支援　● 「子育てのまち猪名川町」のPR
しごと	3. 産業育成と交流促進	3-1 地域産業の育成	● 経営指導など地域産業を担う体制づくり ● 猪名川町で働く意識醸成
		3-2 雇用機会の創出	● 企業誘致の推進　● 創業支援・起業支援
		3-3 農林業の活性化	● 農業の振興　● 農業と観光の連携 ● 農業の六次産業化の取り組み　● 木質バイオマスの活用
		3-4 観光活性化による交流促進	● 観光振興と交流人口の拡大　● 特色あるイベントの実施 ● 新名神高速道路の効果の取込み

日本経済と働き方をめぐる環境の変化

●長期にわたる景気回復

日本の経済は 2012 年（平成 24 年）11 月を底に回復基調が続いており、「日本経済の現状（2018 年（平成 30 年）4月）」によると、景気回復期間は 2012 年（平成 24 年）12 月から 2018 年（平成 30 年）4月で 65 か月となり、戦後２位の「いざなぎ景気（1965 年（昭和 40 年）11 月～1970 年（昭和 45 年）7月）」を超える長さとなった可能性が高いとされています。

回復基調の特徴としては、雇用情勢が大幅に改善し、物価上昇によりデフレではないという状況が実現する一方、以前と比べて個人消費や輸出の寄与が大きくないという点があげられます。

●人手不足の深刻化

景気の回復基調が続いている中、失業率は 4.3%（2012 年（平成 24 年）12 月）から 2.5%（2018 年（平成 30 年）3月）と 1.8 ポイント低下し、就業者数は 6,271 万人（2012 年（平成 24 年））から 6,522 万人（2017 年（平成 29 年））と、約 251 万人増加し、人口動態の影響もあっていざなぎ景気やバブル景気より増加幅が少ないものの、失業率の低下幅は過去の景気回復期間を大幅に上回っています。

生産年齢人口が減少しているものの、アベノミクスの進展により女性や高齢者の労働参加率の上昇が続き、有効求人倍率は 2016 年（平成 28 年）以降、全地域で１倍を超えて推移していることからバブル期並みの人手不足の状況にあります。

【就業者と完全失業率の推移】

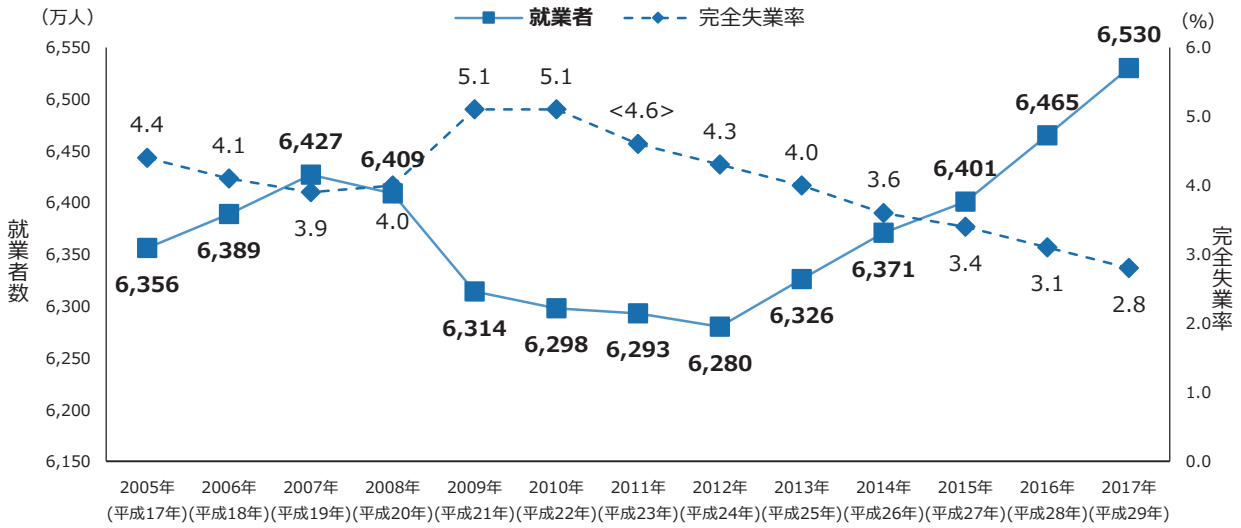

資料：総務省「労働力調査」

●働き方の多様化、働き方改革の進行（一億総活躍社会）

今後、少子化・高齢化や人口減少が進むことが予測され、人手不足も継続することが見込まれている中、国は「ニッポン一億総活躍プラン」を 2016 年（平成 28 年）に策定し、その中で「働き方改革」は横断的な課題として位置づけ、推し進めていくものとしています。

そして「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が 2018 年（平成 30 年）7月に公布され、労働者がそれぞれの実情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇を確保するための措置が講じられました。

地域コミュニティの変容

●地域コミュニティの希薄化

少子化・高齢化をはじめ、都市化やライフスタイルの多様化など、様々な要因を背景に近所づきあいや自治会等の地縁組織などとのつながりが弱くなり、地域コミュニティの希薄化が社会的な課題となっています。

近所づきあいにおいて「付き合っている」と答えた人は緩やかに減少している傾向にあり、特に若い世代において近所づきあいが希薄な状況にあります（内閣府「社会意識に関する世論調査」）。

人口減少社会、少子化・高齢化の進展に伴い、地域における様々な活動での担い手が不足している状況にあります。特に高齢化が進む中において、何らかの支援を必要とする人が増加していることからも、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められており、実現には住民の積極的な社会参加が望まれます。

【近所づきあいの状況】

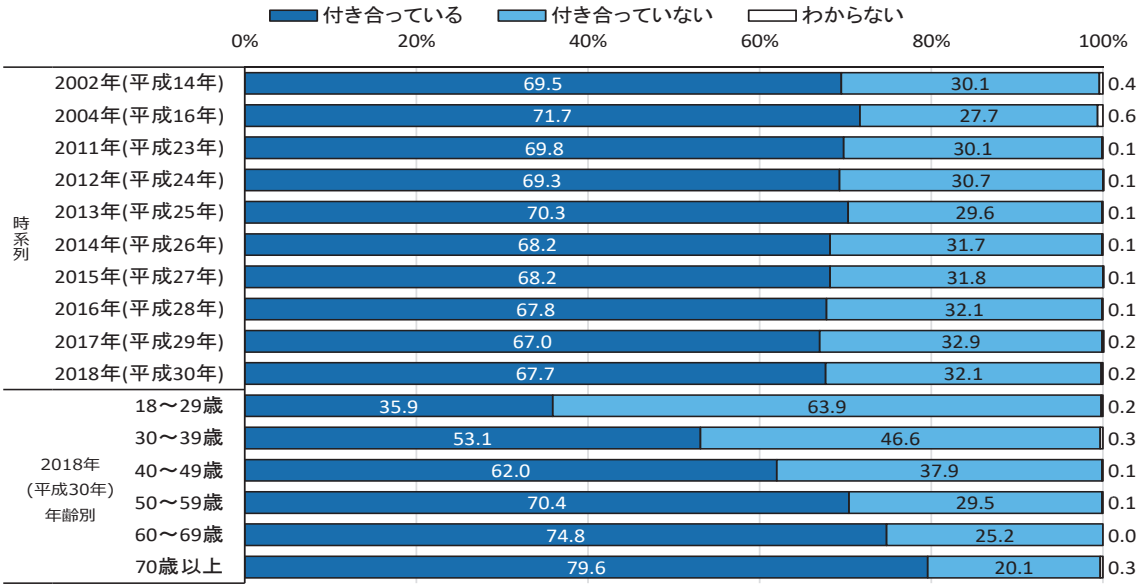

資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」

●テーマ型コミュニティを含む地域貢献の多様化

地域の取り組みとして、自治会といった地縁組織による住民活動がありますが、近年自治会加入率が低下し、組織の活動力が問題視されています。人口減少社会に突入し、地域では様々な問題が多様化・複雑化している状況の中、これまでのような地縁組織による地域活動のみでは十分な対応が難しくなってきています。

ボランティアやNPO等による地域貢献活動や、地域や社会問題を解決するためのコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスなど、目的やテーマに応じて活動する組織（テーマ型コミュニティ）と連携した地域づくりが必要となってきています。

従来の地縁組織に対する支援はもちろんのこと、テーマに応じて活動する団体間を有機的につなぎ、互いの特性を活かしながら、よりよい地域づくりを推し進めるとともに、個々の興味に応じた活動や活躍の機会・場を形成し、多くの住民がまちづくりに参加できる体制整備が求められています。

持続可能な社会に向けた環境政策の展開

地球の環境問題として、世界人口の増大による天然資源・エネルギー、水、食料の需要拡大、人間活動に伴う地球環境の悪化をはじめとし、気候変動に伴う温暖化や自然災害の発生、生物多様性の損失など、様々な問題があります。

国は 2018 年（平成 30 年）４月に「第五次環境基本計画」を策定し、めざすべき持続可能な社会の実現に向け６つの重点戦略を打ち出しています。

SDGs においても、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、気候変動などといった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる目標が数多く含まれており、世界的にみても環境問題に対する取り組みが重要視されています。

【第五次環境基本計画における施策の展開】

資料：環境省

高度情報化社会の進展

●IoT、ビッグデータ、AI 等の情報技術の飛躍的な発展

1990 年代半ばから世界的にインターネットと携帯電話が急激に普及し、日本では、2000 年代にはブロードバンド通信と携帯電話との急激な普及により、世界でも有数の情報通信ネットワーク基盤を有する国となりました。インターネットの利用率は 2013 年（平成 25 年）以降 80%を超えており、中でもスマートフォンの利用率が大きく増加しています。

ICT（情報通信技術）は日々進化し、インターネット利用の増大と IoT（モノのインターネット）の普及が進んでいます。また、ICT の進化・普及により、ビックデータや AI（人工知能）の利活用が進み、地域課題の解決や産業の効率化・活性化が進んでいます。

2016 年（平成 28 年）1 月に閣議決定された「第 5 期科学技術基本計画」（内閣府）において、わが国がめざすべき未来社会の姿として「Society 5.0（ソサエティ）」が提唱されました。

「Society 5.0」で実現する社会では、AI、IoT 化といったデジタル化の進展による全体最適の結果、社会課題解決や新たな価値創造、一人ひとりが快適で活躍できる社会となると期待されています。

【Society 5.0 で実現する社会】

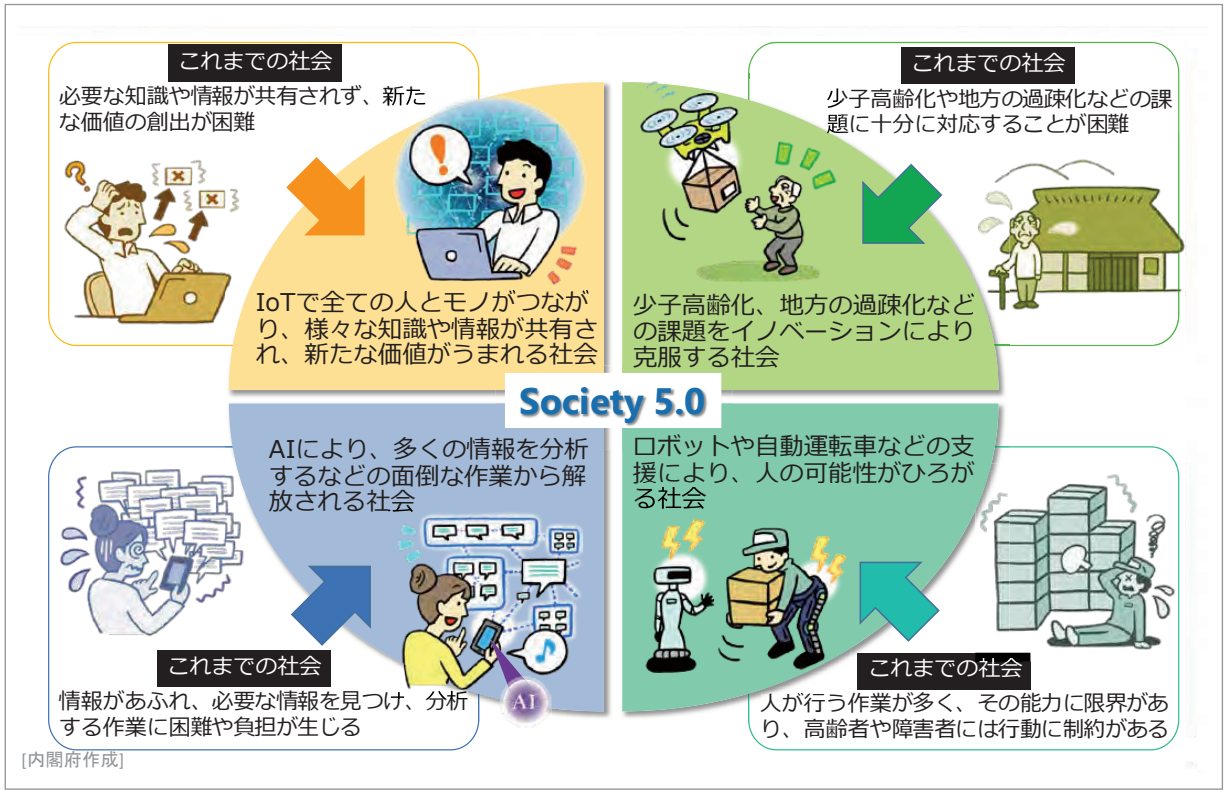

資料：内閣府

●社会的課題の解決に向けた ICT 利活用の可能性

少子化・高齢化や人口減少などにより生産年齢人口が減少しており、労働力や経済成長の低下が危惧されています。また、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ世帯の増加、過疎地域における人口減少、地域コミュニティの低下などが問題視されている中、ICT の活用が課題解決に期待されています。

地方創生においても、Society 5.0 を実現し、また IoT 及びビッグデータ、AI を活用した第４次産業革命のイノベーションを取り入れることで、地域の魅力を最大限に活かし、自立した豊かな地方の実現が重要であるとしています。

安全・安心な社会の実現

●防災に対する意識の高まり

わが国は、国土の地理的・地形的・気象的な特性から数多くの大規模災害が発生しており、全国各地に甚大な被害がもたらされています。

2011 年（平成 23 年）の東日本大震災ではマグニチュード 9.0 の巨大地震と大津波が発生し、2018 年（平成 30 年）の大阪府北部地震や西日本豪雨災害をはじめとする台風や豪雨による災害など、大規模で様々な自然災害が多発しています。

また、遠くない将来で南海トラフ地震が発生する可能性もあり、防災、安全・安心のまちづくりに対する関心は高くなっています。

●「強さ」と「しなやかさ」を持った国土強靱化の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、2013 年（平成 25 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定されました。

また、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」において、「４つの基本目標を設定し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた取り組みが進められています。

【国土強靱化基本計画の概要】

●国土強靱化の基本的考え方

〔理念〕
- ○国土強靱化の基本目標
  - ①人命の保護が最大限図られること
  - ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
  - ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - ④迅速な復旧復興
- ○災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

〔基本的な方針等〕
- ○依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土構造の実現を促す
- ○気候変動等による気象の変化等を踏まえた施策の重点化
- ○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- ○既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- ○PPP/PFI による民間資金の積極的な活用
- ○PDCA サイクルの繰り返しによるマネジメント

等

資料：内閣官房「国土強靱化基本計画（2018 年（平成 30 年）12 月 14 日閣議決定）」

都市・社会基盤の老朽化

わが国は、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラは長いもので約 60 年が経過し、耐用年数を超えたものや、老朽化が進んでいるものがみられます。本町においては 1970 年代半ばから 2000 年（平成 12 年）頃にかけて整備した多くの公共施設等が老朽化し、近い将来に更新時期を迎えます。

高齢化の進展に伴う社会保障経費の増加、人口減少社会の進行に伴い、各地方自治体においては厳しい財政状況下にあることから、長期的な視点を持ちながら、公共施設等のインフラを総合的かつ計画的に管理していく必要があります。また、遠くない将来で南海トラフ地震が発生する可能性もあることから、住民の安全・安心を確保するため、安全で強靭なインフラを維持・確保するためのシステムを構築していく必要があります。

価値観・ライフスタイルの多様化

●生活の質に対する意識の高まり（モノより質を求める人が多い）

少子化・高齢化及び人口減少の進行、ライフスタイルの多様化など、人々を取り巻く環境、社会情勢はめまぐるしく変化しており、将来を見通すことが難しい状況にあります。

内閣府「国民生活世論調査」において、今後の生活の見通しを尋ねた設問で、６割は変わらないと答えているものの、悪くなると答えた人は２割となっています。高い年代において悪くなると答えた人が多く、悪くなると答えた人は徐々に増えている状況です。

また、日常生活で不安や悩みを抱える人は 1997 年（平成９年）以降 60%台で推移しており、物に対する豊かさよりも、心の豊かさやゆとりのある生活に重きを置きたいと考える人が多くなっています。

●地域共生社会を実現し、誰もが住みよいまちへ

従来、わが国は地域の相互扶助や家族同士の助けあいにより、日々の暮らしが支えられてきましたが、少子化・高齢化の進展や単身世帯の増加、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、生活のあり方は大きく変化しています。また、老老介護をはじめ、育児と介護の両立、高齢者の親と障がいのある子どもや引きこもりの子どもとの生活など、ダブルケアを必要とする人が増えており、抱える問題や悩みも多様化・複雑化している状況にあります。

国は、2017 年（平成 29 年）に社会福祉法の一部を改正（2018 年（平成 30 年）４月施行）し、「我が事・丸ごと」の地域づくりについて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定を明確にしました。

地域や社会において、様々な問題が複雑に絡み合っている中、住民一人ひとりが、それらの問題を他人事でなく「我が事」と認識するとともに、多様な主体が参画し、人と資源、世代や分野を超えてつながり、個人や世帯が抱える問題に「丸ごと」対応してく支援体制を構築していくことが、誰もが住みよいまちへつながるものと考えられます。

3．猪名川町の住民の姿・想い

第六次総合計画策定にあたり、今後のまちづくりのあり方を把握するために「まちづくりアンケート調査」（15 歳以上の住民 5,000 人を無作為抽出）を実施しました。また、住民とともに 10 年後の「まちの将来像」などを検討・整理する「まちづくりワークショップ」を開催しました。それらの結果を踏まえ、住民の姿・想いを整理します。

1）まちづくりアンケート調査からみえる住民の姿・想い

猪名川町での暮らし

◆「自然環境」は圧倒的に満足度が高く、「住環境」も満足度が高い。

○満足しているものは「自然環境が豊か」が８割、「住環境がよい」が５割。

○「自然環境が豊か」は年齢・エリアに関係なく多いが、「住環境がよい」はエリア差がある。

○小学生以下の子どもがいる人では「子育てがしやすい」が４～５割。

【猪名川町での生活で満足しているもの（全体）】

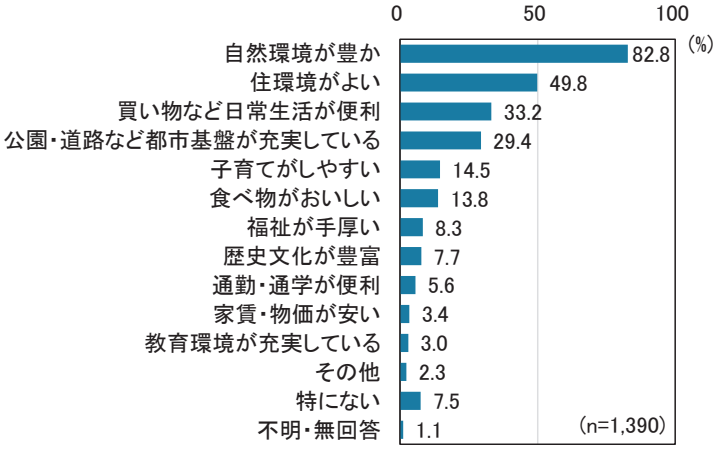

◆「通勤・通学」「買い物などの日常生活」は年齢を問わず不満が多い。

○不満なものは「通勤・通学が不便」が５割、「買い物などの日常生活が不便」が３割。

○「通勤・通学が不便」「買い物などの日常生活が不便」は年齢に関係なく多い。

○「買い物などの日常生活」はエリア差がある。

【猪名川町での生活で不満なもの（全体）】

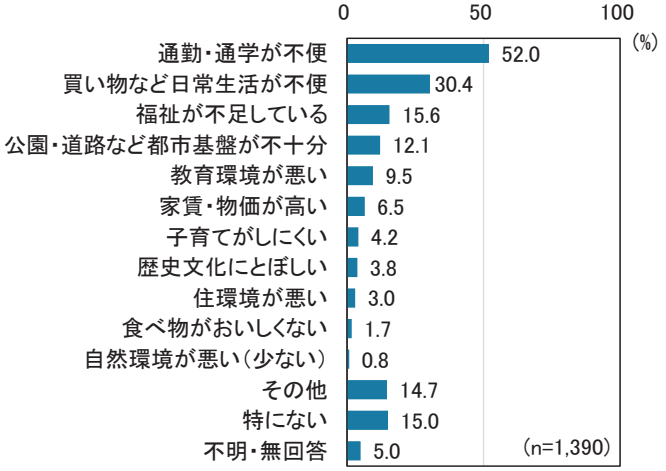

◆まち全体の住みやすさについて、７割以上が満足。

〇20～40 歳代では８割程度が満足、その他の年齢でも７割前後が満足。
〇エリア差がある。

【まち全体の住みやすさについて（全体・年齢別）】

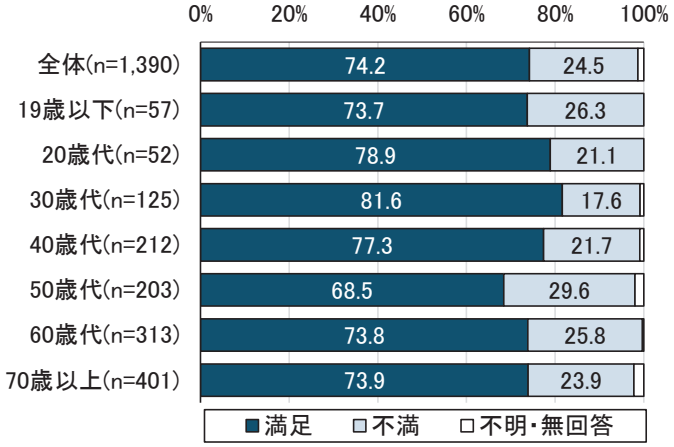

猪名川町への愛着

◆多くの住民は猪名川町が「好き」。

〇住民全体では「好き」が７割半。
〇30 歳代以下では「好き」が８割を超え、その他の年齢では７割前後を占める。
〇猪名川町を「嫌い」な住民は数％にとどまる。

【猪名川町が好きか（全体・年齢別）】

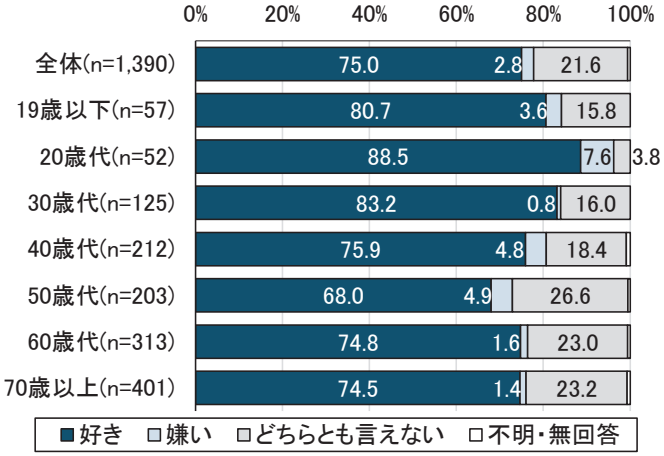

猪名川町への定住意向

◆定住意向がある人（住み続けたい人）は５割台半ばにとどまり、５年前から微減。特に、若年層と高齢者で定住意向が減少し、定住への不安が増大。

○20 歳代と 60 歳以上で「住み続けたい」の割合が大きく減少し、ほかの世代より低い。
○20 歳代と 60 歳以上では「どちらともいえない」の割合が増加。

【猪名川町に住み続けたい人の割合の推移（全体・年齢別）】

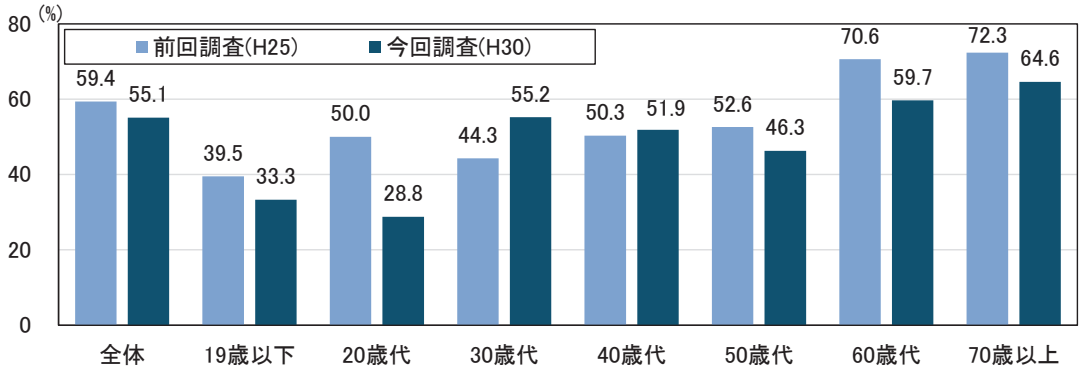

【猪名川町に住み続けるかについて「どちらともいえない」人の割合の推移（全体・年齢別）】

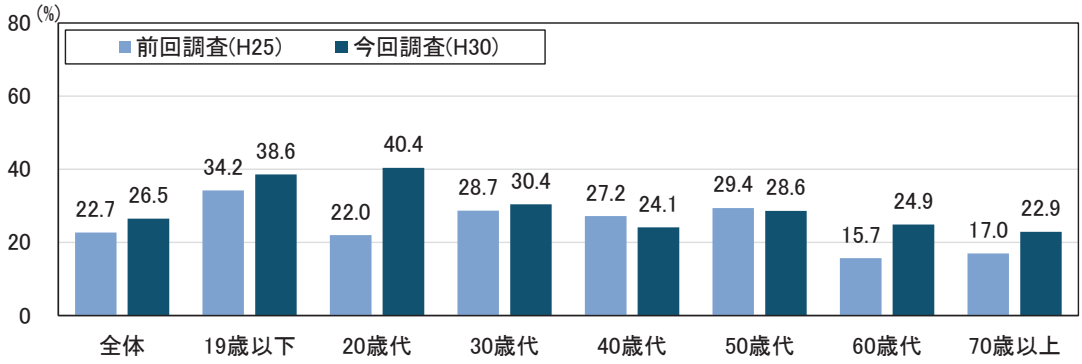

◆定住意向の阻害要因は「医療」の不安と、「通勤・通学」「日常生活」の不便さ。

○「他市町に移りたい」人の理由をみると、「医療環境が悪いから」「通勤、通学に不便だから」「買い物が不便だから」が多い。

○20 歳代では「移動（通勤・通学）」の不便さ、高齢者では「医療」と「日常生活」への不安が定住意向の阻害要因。

○「どちらともいえない」人について、猪名川町での生活で不満なものをみると、「通勤・通学が不便」が６割、「買い物など日常生活が不便」が３割台半ばを占めて多い。

【他市町村に移りたい理由（他市町村に移りたい人）】

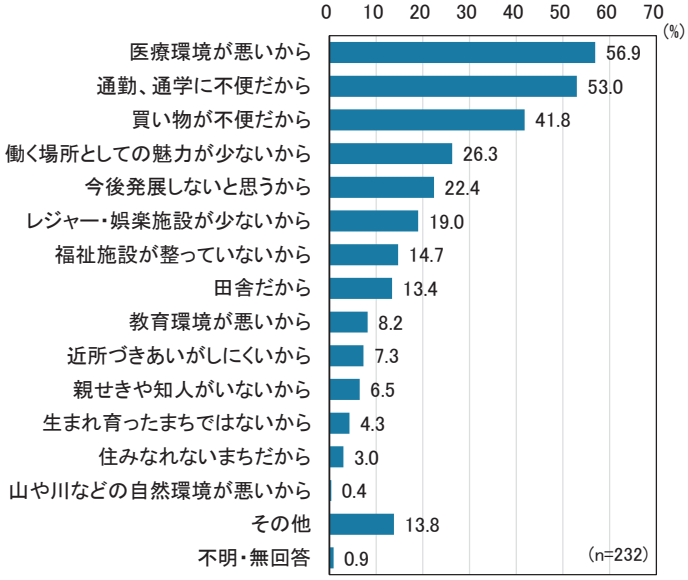

◆定住意向の促進要因は「自然」「住み慣れた感じ」「田舎のよさ」。

○定住意向を持つ人の理由をみると、「山や川などの自然環境がよいから」と「住みなれたまちだから」が６割程度で多く、「田舎の良さが残っているから」が４割で続く。

○20 歳代以下と 50～60 歳代では「住みなれたまちだから」、30～40 歳代と 70 歳以上では「山や川などの自然環境がよいから」が最も多い。

○上位項目については、年齢、エリアで大きな差異はない。

【住み続けたい理由（住み続けたい人）】

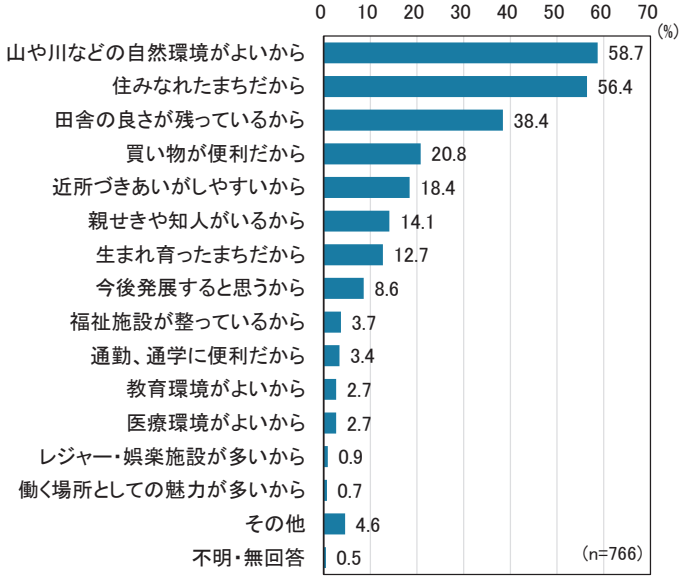

幸福感

◆幸福感は比較的高く、「健康状況」「人間関係」「家計」が大きく影響。

○住民全体で、幸福度の平均値が 7.13 点。

○全国（内閣府経済社会総合研究所「生活の質に関する調査」（2013 年））と比較すると、全体および各年齢で幸福度は高い。全国は 6.64 点。

○幸福感の判断事項としては、「健康状況」「家族関係」「家計の状況」が多い。また、20 歳代以下では「友人関係」、30～40 歳代では「家族関係」、50 歳代以上では「健康状況」が最も多い。

【幸福度の平均値の全国比較（全体・年齢別）】

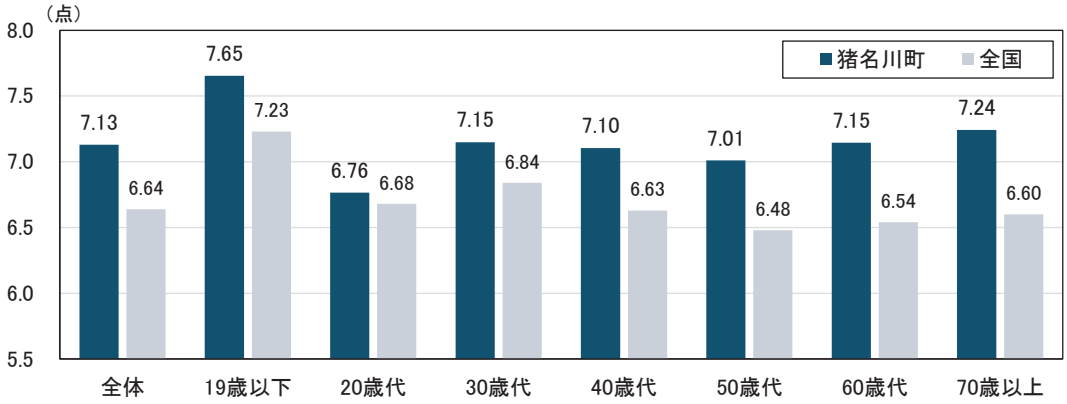

まちづくりなどの地域活動・行事への意識

◆住民の３人に１人は地域活動・行事に「担い手」としての参加意向を持つ。

○まちづくりなど各種地域活動・行事へ担い手としての参加意向を整理すると、「企画・運営側として参加したい」が 2.0%、「お手伝いとして参加したい」が３割程度を占める。

○年齢に関係なく、参加意向を持つ人は３～４割程度。

○地域活動などに主体的な参加意向を持つ人（企画・運営側として参加したい人）は、19 歳以下が最も多く、70 歳以上、40 歳代で他年齢層より多い。

【まちづくりなどの地域活動・行事への担い手としての参加意向（全体・年齢別）】

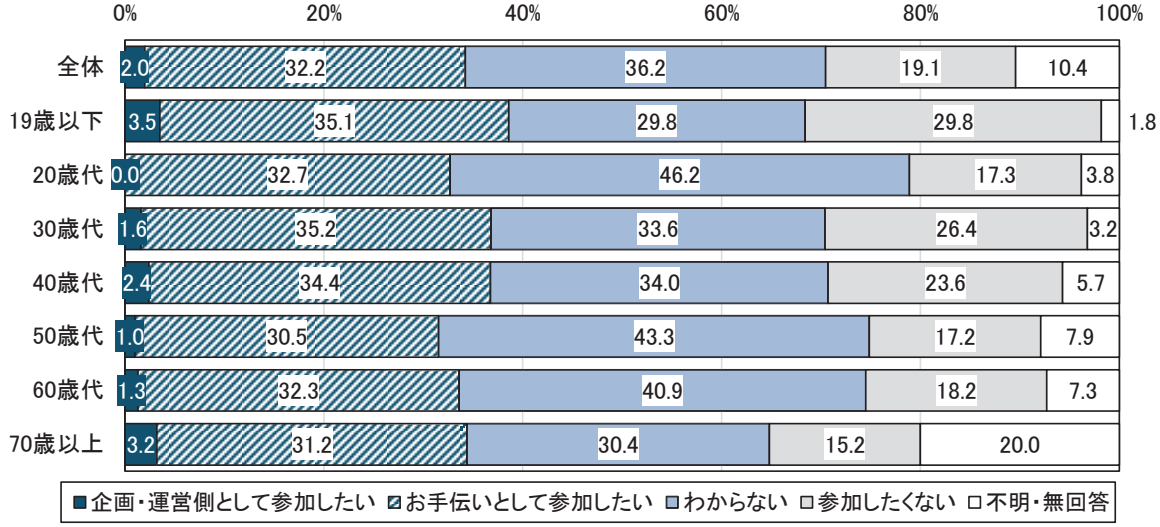

町の施策に対する意識

◆重点的な取り組みが必要となる施策は、都市環境や安全・安心に関する施策が多い。

○評価が低く、重要度の高い施策としては、「利用しやすい公共交通」「防犯・消費者対策」「交通安全対策」「災害に強いまちづくり」「障がい者が暮らしやすいまちづくり」などが挙がる。

◆現在の水準を維持していくべき施策は、環境・衛生に関する施策が多い。

○評価が高く、重要度も高い施策としては、「安全・安心な飲料水の提供」「適切な下水事業の維持・管理」「図書館サービス」「し尿収集・処理体制」「自然環境の保全」「ごみ処理、ごみの減量化」などが挙がる。

【施策に対する評価と重要度】

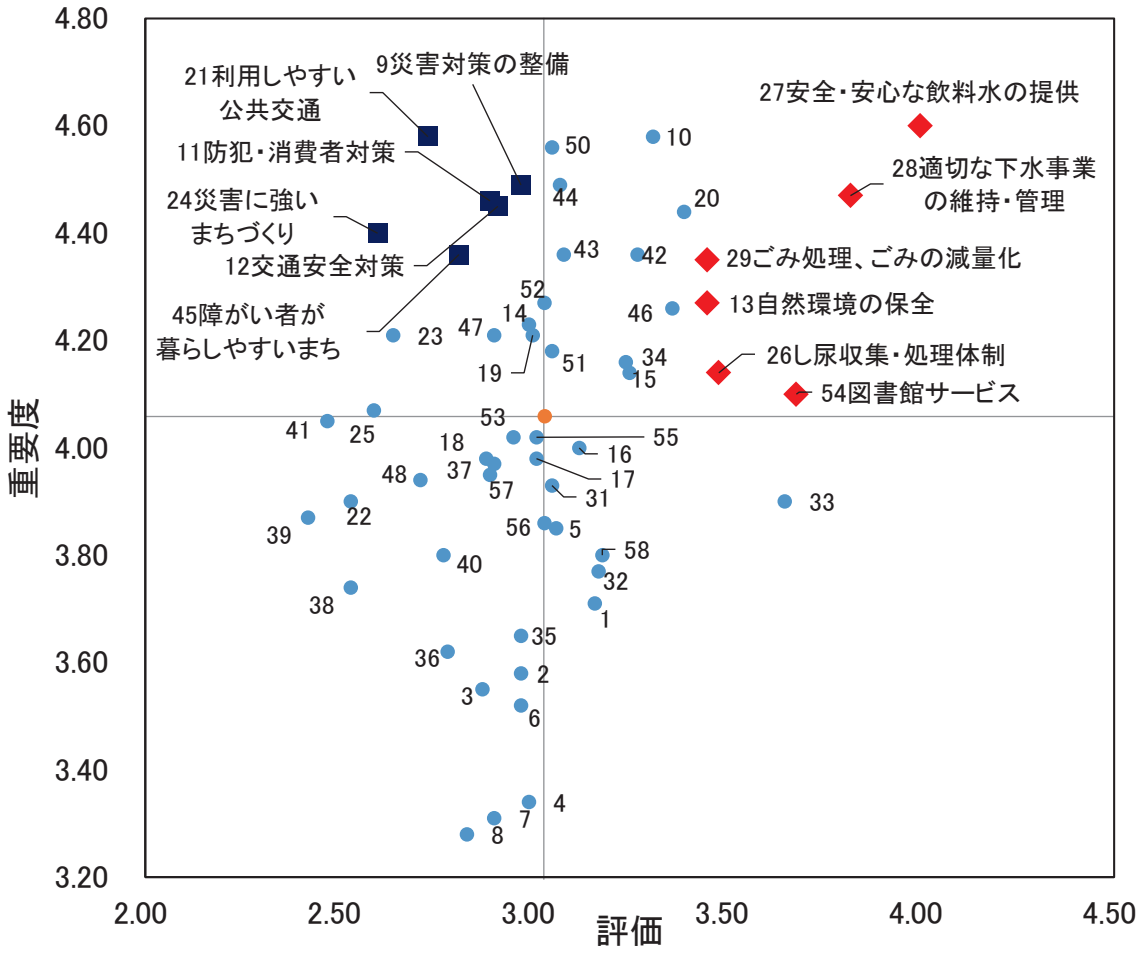

1 人権尊重のまち	15 公園の維持・整備	29 ごみ処理、ごみの減量化	44 高齢者の支援体制
2 男女共同参画の推進	16 緑化の推進	31 公共施設の情報化	45 障がい者が暮らしやすいまち
3 平和の啓発活動の推進	17 景観に配慮したまちづくり	32 ＩＴを活用した情報提供	46 健康増進
4 多文化共生・国際交流のまち	18 住民の自然・環境保全活動	33 わかりやすい広報誌	47 地域福祉の充実
5 住民の交流と支え合い	19 良好な住環境の整備	34 適切な個人情報の取り扱い	48 低所得者への支援
6 住民・地域・団体活動の活発化	20 適切な生活道路の整備	35 農地の保全・管理	50 かかりつけ医が身近
7 まちづくり協議会への支援	21 利用しやすい公共交通	36 農地を生かしたまちづくり	51 幼児教育の充実
8 参加・参画しやすいまち	22 適切な土地利用	37 森林保全	52 学校教育の充実
9 災害対策の整備	23 生活向上につながる施設整備	38 観光振興	53 社会教育の充実
10 消防・救急体制	24 災害に強いまちづくり	39 商工業の活性化	54 図書館サービス
11 防犯・消費者対策	25 まちのバリアフリー化等	40 企業誘致	55 青少年の健全育成
12 交通安全対策	26 し尿収集・処理体制	41 働きやすい環境づくり	56 スポーツ・レクリエーションの充実
13 自然環境の保全	27 安全・安心な飲料水の提供	42 子育てしやすい環境	57 社会教育施設の充実
14 環境に配慮したまち	28 適切な下水事業の維持・管理	43 児童虐待防止	58 適切な文化財の保全・活用

◆地域活動などについて企画・運営側として参加したい人は、まちづくりに関する施策を重要と考えており、重点的な取り組みが必要となる施策は「参画・参加しやすいまち」。

○地域活動などに主体的な参加意向を持つ人（まちづくりなど各種地域活動・行事について、企画・運営側として参加したいという人）は、住民全体と比べて、まちづくりに関する施策の重要度が高い。

○特に、「参画・参加しやすいまち」については、評価が低く、重要度の高い施策となっている。

○地域活動などに主体的な参加意向を持つ人と住民全体で、施策に対する重要度を比べると、まちづくりに関する施策とともに、「多文化共生・国際交流のまち」や「適切な文化財の保全・活用」「男女共同参画の推進」「人権尊重のまち」「平和の啓発活動の推進」「農地を生かしたまちづくり」「観光振興」といった施策の重要度が高い。

【まちづくりに関する施策に対する評価と重要度】

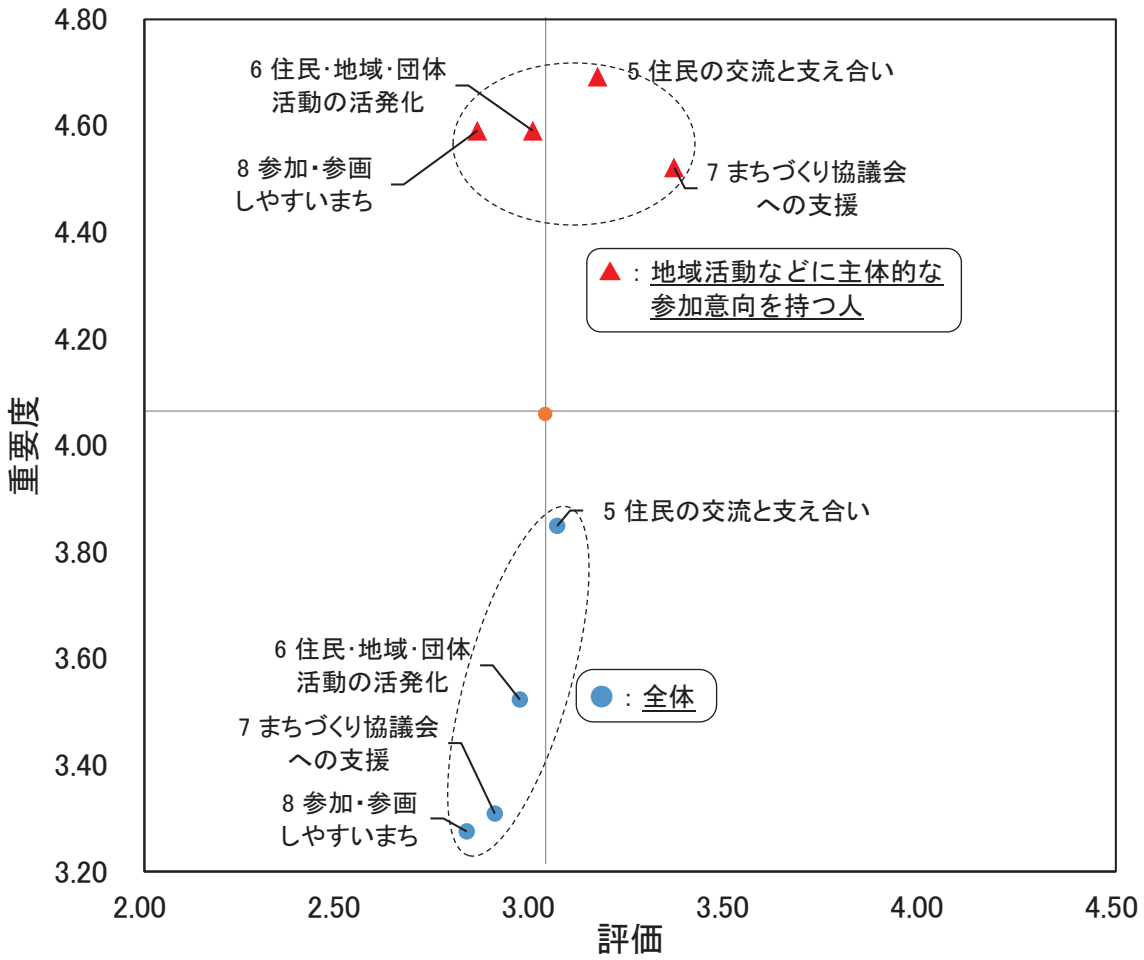

住民が求める 10 年後のまちの姿

◆希望する 10 年後のまちの姿のキーワードとしては、「健康でいきいき暮らせる」「自然が豊か」「公共交通の利便性が高い」「福祉が充実」が多い。

○「健康でいきいきと暮らせるまち」が６割程度で最も多く、「自然の豊かなまち」が５割、「公共交通の利便性が高いまち」「福祉が充実したまち」が４割程度で続く。
○「自然の豊かなまち」と「公共交通の利便性が高いまち」は全年齢層で多い。
○「健康でいきいきと暮らせるまち」は 30 歳代以上、「福祉が充実したまち」は 50 歳代以上で多い。
○「子どもが育てやすいまち」は 30 歳代で６割を占めてトップ。

【希望する 10 年後の猪名川町の姿（全体）】

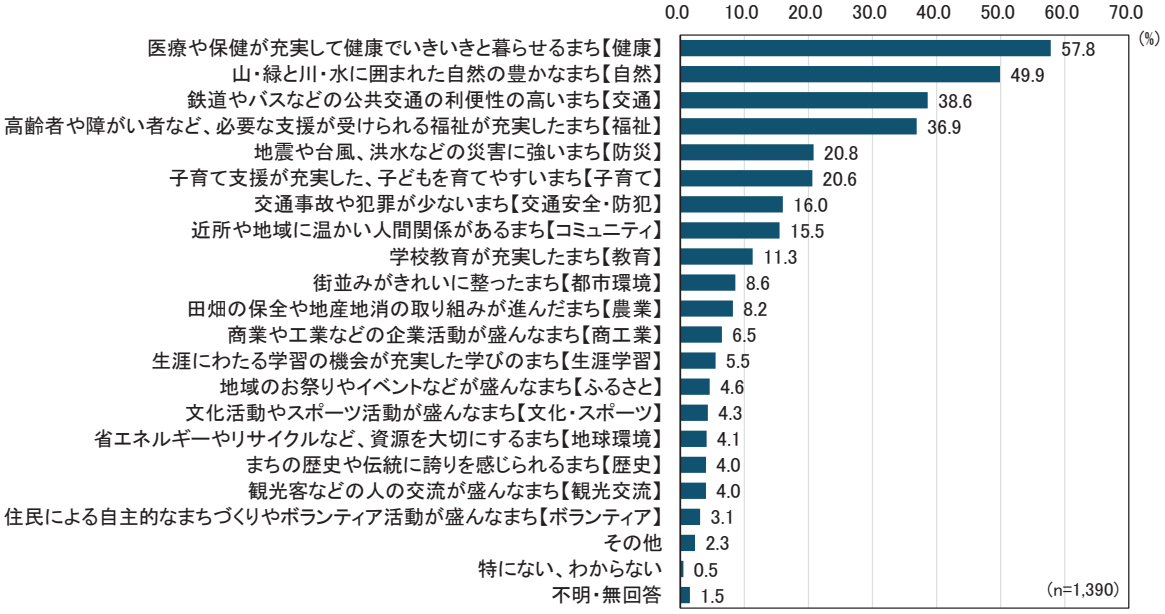

【希望する 10 年後の猪名川町の姿（年齢別・上位３項目）】

	第1位	第2位	第3位
19歳以下 (n=57)	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】	鉄道やバスなどの公共交通の利便性の高いまち【交通】	医療や保健が充実して健康でいきいきと暮らせるまち【健康】
	54.4	45.6	21.1
20歳代 (n=52)	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】	鉄道やバスなどの公共交通の利便性の高いまち【交通】	子育て支援が充実した、子どもを育てやすいまち【子育て】
	53.8	38.5	34.6
30歳代 (n=125)	子育て支援が充実した、子どもを育てやすいまち【子育て】	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】	医療や保健が充実して健康でいきいきと暮らせるまち【健康】
	60.0	52.8	51.2
40歳代 (n=212)	医療や保健が充実して健康でいきいきと暮らせるまち【健康】	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】	鉄道やバスなどの公共交通の利便性の高いまち【交通】
	51.4	45.3	41.0
50歳代 (n=203)	医療や保健が充実して健康でいきいきと暮らせるまち【健康】	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】	鉄道やバスなどの公共交通の利便性の高いまち【交通】
	63.5	49.3	42.9
60歳代 (n=313)	医療や保健が充実して健康でいきいきと暮らせるまち【健康】	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】	鉄道やバスなどの公共交通の利便性の高いまち【交通】
	66.5	49.8	43.8
70歳以上 (n=401)	医療や保健が充実して健康でいきいきと暮らせるまち【健康】	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】	必要な支援が受けられる福祉が充実したまち【福祉】
	63.3	50.4	49.4

2）まちづくりワークショップでみえる住民の姿・想い

まちづくりワークショップでは、異なる背景や意識などを持つ様々な人に、まちづくりに関する気づきと相互理解を促進し、まちづくりを「自分事」として捉えながら、まちの将来像やその実現に向けた取り組みについての知恵やアイデアを出しあいました。

意見は以下の３点で整理し、第六次総合計画の基本構想・前期基本計画の策定に活用しました。

【１】みんなでめざす猪名川町の「まちの将来像」
【２】「まちの将来像」の実現に向けて、特に重要となるテーマ
【３】「まちの将来像」の実現に向けて、テーマごとの住民・地域の関わり方、必要な環境・資源

また、上記の内容を踏まえ、第六次総合計画で掲げた「まちの将来像」の実現に向けて、住民や地域の方々の関わり方などを整理した「まちづくりワークショップ報告書」としてとりまとめ、今後の住民主体の取り組みの創出・継続につなげていきます。

なお、まちづくりワークショップは、2018 年（平成 30 年）10 月から 2019 年（令和元年）10 月にかけて、第六次総合計画の基本構想と前期基本計画の策定と並行して全 17 回開催し、計画の策定に活用するため、総合計画策定に関する各種会議等に提示・提案しました。

【まちづくりワークショップのめざすところ（イメージ）】

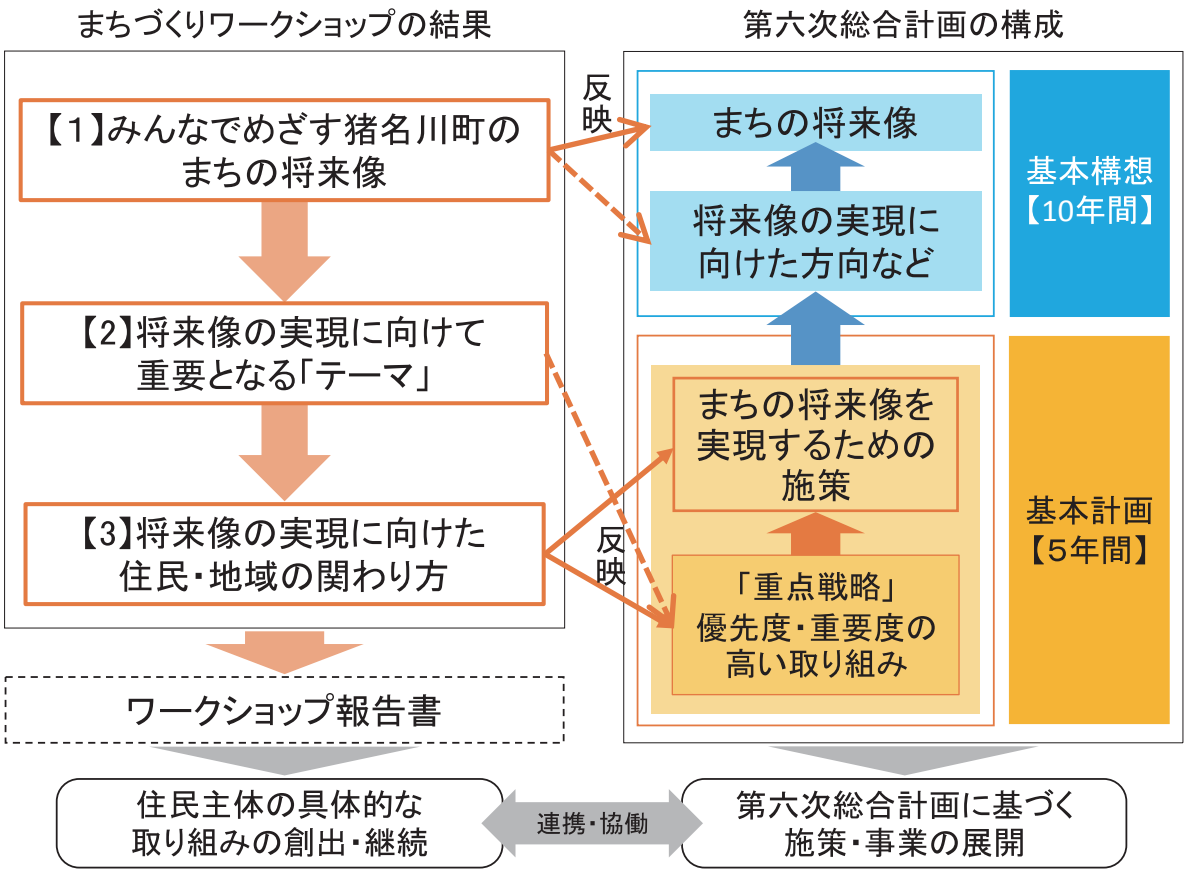

まちの将来像の設定に向けて

◆「少子化・高齢化・人口減少」を背景に、今後のまちでの暮らしに対する「不安・焦り」がある。

〇まちの問題として「少子化・高齢化」「人口減少」が挙がった。また、それらの問題を背景に、住民は猪名川町での暮らしへの「不安」「焦り」「あきらめ」といった感情を抱えているといった意見が出された。

〇まちの問題を「自分事」として捉えていない住民が多いという意見が出された。

〇一方で、町のことが「大好き」で、問題の解決に向けて「まだ間に合う」という意識も強い。という意見も出された。

◆今後のまちづくりに向けた視点としては「つながり」「新たな活動への挑戦」。

〇現在のまちの問題である「少子化・高齢化」「人口減少」に対してどんな行動ができるかについては、「つながりの創出・強化」「交流」「新たな活動への挑戦」「農の活用」「居場所・場づくり」といった具体的な視点が挙がった。

〇「つながり」については、人と人、組織と組織、地域と地域、取り組みと取り組み、町内でのつながり、町外とのつながりなど様々な視点が挙がった。

みんなでめざす猪名川町のまちの将来像

◆『コミュニケーションがとれる安全安心なまち。最後は“人”。』

- まずは、高齢者や子どもを主体とした取り組みを行うことで、人が集まるようになる。人が集まるようになると、サービス業の拡充やエンターテイメントなどが充実するようになる。
- 専門性のある人を集める窓口をつくって、期間限定でよいのでオーソリティ（その分野の権威）・専門家を呼んでくる必要がある。身内だけで考えていても、動きが止まってしまうのではないか。

◆『高齢者が住みやすいまち、高齢者が働きやすいまち。』

- 重要となる要素は「高齢者が元気になる」「人を増やす」「文化的なセンター施設の整備」「インフラの改善（交通）」「地域住民による見守り」「町民同士の情報交換」。
- 「高齢者が元気になる」については、高齢者が共同作業できる場所づくり、健康増進の学習に取り組む機会の増加、ボランティアに取り組みやすい仕組みづくりがポイント。
- 「住民同士の情報交換」としては、気軽に住民が参加できるようなワークショップを開催してもよい。

◆『地域の中で横のつながりを強化し、観光での交流により、地域の底力をあげ、循環させる。』

- 地域の人たちが、自分たちの地域をよく知り、つながって、地域の底力をアップしていけば、周りにしみ出すように情報やよい所などが拡がり、さらに、人々が集まってくる。
- 地域の底力をアップするためには、色々な人たちが専門的な知識を持ち合わせたり、地域のことをもっと知り、つながっていくということが基盤になる。
- 地域の中でつながっていくことで、住民みんなが地域の現状・課題などを認識・自覚し、課題などの解決に向けた新たなアイデアや取り組みが生まれる。

◆『住んでみたいと思える地域』

- 重要となる要素は「人が集まる」「教育」「程よい自然」「仕事」「食」「医療」「ゆとり」。
- 「程よい自然」について、猪名川町は都心にも近く、程よい距離感、程よい自然が残っているというのが売りだと思う。自然を活かした観光、温泉、四季それぞれのイベント企画が必要。
- 「ゆとり」は、住環境のゆとり。キーワードとして出たのは「薪ストーブ」。

まちの将来像を実現するために重要となるテーマなど

◆元気な高齢者（生涯現役）

将来のイメージ・目的	イメージ・目的の実現に向けたポイント
□高齢者が元気なまち □高齢者が助けあう仕組み、高齢者が活躍できる仕組みの構築	○気軽に集まる場 ○体力づくり ○娯楽（趣味活動等） ○就業 ○農作業 ○学習の場・機会 ○ボランティア ○多様な場・機会、活動に参加するための交通・移動手段

◆北部エリアの活性化

将来のイメージ・目的	イメージ・目的の実現に向けたアイデアなど		
□思い出づくりや新たな体験を求めて町内外から人々が集い楽しむエリア	1．新たな観光名所づくりと広域からの集客化 2．サイクルロードの整備、レンタサイクルの開設 3．既存名所のクローズアップ（行きたくなる、体験したくなる物語に仕立てる） 4．並んでも食べたい地場産品使用の名物品の製造・販売	町内外への魅力の発信	みんなで取り組むシステム
□豊かな自然との共生へ、人々が新たにチャレンジして活気づくエリア	1．農業従事者、在宅勤務者などの居住人口の増加 2．地場産品使用の工房誘致と生産者のネットワーク化 3．農業系学校の誘致 4．交通、買い物等の生活インフラの改善 5．学校・古民家等の再活用	SNS等の活用による	

◆防災

将来のイメージ・目的	イメージ・目的の実現に向けたポイント	
□災害が起こっても大きな影響が出にくいまち □災害が起こっても安心して生活できるまち □災害が起こる前に対策を打てるまち	○自治会（地域）ごとの災害リスクを明確にし、地域で共有する。 ○防災コミュニティをつくる。（地域で災害に対応できる体制を構築する。） ○きめ細かい災害情報の発信を行う。	地区防災計画ガイドラインを参考に地区防災計画を策定する。
	○初期対応の強化（既存防災組織での対応など） ○被災地対策の見える化	

◆議論・対話をする場

将来のイメージ・目的	イメージ・目的の実現に向けたポイント	
□誰もが安心して自分の意見をいえて、認めてもらえる関係性のあるまち	○場づくりの準備（町全体の議論・対話の場のデザイン、ルールづくりなど） ○具体的な場づくりと場の運営（テーマ設定型、テーマ未設定型、既存の取り組みの活用型など） ○人を集める（きっかけづくり、情報発信など）	まちづくりワークショップ参加者と具体的な活動を展開

第２部　基本構想

第１章　まちの将来像

本町は、兵庫県の南東部、阪神都市圏の北部に位置し、町域の８割を占める兵庫県立自然公園などを背景に、町南部丘陵地は大規模な住宅地として開発が進み、緑とともに暮らす快適な住宅都市として発展してきました。

住民の猪名川町における暮らしの満足度は、居住エリアにより差はあるものの、比較的高い傾向にあります。住民の多くは、豊かな自然環境と快適な住環境の調和に魅力を感じており、まちへの愛着と幸福感は高い状態にあります。

しかし、若年層と高齢層では、猪名川町に住み続けたいと思う人は減少傾向にあり、定住か転居かを決めかねている人が増加しています。これは、若年層では進学・就職後の通学・通勤手段、高齢層では日常的な通院、買い物の際の移動手段としての公共交通への不安など、これからの猪名川町での暮らしに対する不安・焦りが拡がりつつあることが要因と考えられます。

本町では、魅力あるまちづくりの実現のため、地域の個性を活かした特色のあるコミュニティづくりとともに、住民と行政の協働による取り組みを推進してきました。

これまでの協働による取り組みは、主に行政から住民や地域・団体等に呼びかけや依頼などを行い、協力・連携するというパターンが多く見られましたが、協働の考え方が波及するとともに、町内では、住民主体の多様な活動が展開されるようになりました。また、活動に取り組む人・団体や活動などをつなぎ、拡げていくような取り組みも生まれています。

そして、年齢に関わらず住民の３人に１人は、まちづくりをはじめとする地域の活動・行事に担い手として参加したいという意向を持っており、若年層でも地域活動などに主体的な参加意向を持つ人がいることから、これからの猪名川町を創りあげていく住民の力を感じることができます。

今後、さらなる少子化・高齢化の進展、本格的な人口減少とともに、社会経済情勢がこれまで以上に大きく変化していくことが予測されます。そのような中、本町では、豊かな自然環境と快適な住環境の調和がとれた住宅都市という面を大切にしながらも、それだけにとどまらず、猪名川町という舞台で、住民一人ひとりが自分自身はもとより、仲間や地域の持つ可能性にチャレンジでき、自分らしくいきいきと暮らしていけるまちをめざしていきます。

そして、そのようなまちこそ、住民にとっては「住み続けたいまち」であり、町を出た人や町外の人にとっては「帰りたい・住みはじめたいまち」「気になる・関わってみたいまち」であり、猪名川町での幸せな暮らしにつながっていくと考えます。

これからのまちづくりは、主に行政主導による協働や、多様な主体が個々に取り組みを進めていくというこれまでのパターンに加えて、新たな協働による取り組みが必要となります。

言い換えれば、多様な主体が互いの個性や価値観を認めあい、緩やかにつながり、ネットワークを構築していくことで、自分事として、新たな価値・魅力や課題解決に向けた取り組みを創りあげていくことが求められています。

また、行政は、このようなまちづくりを進めていくためのコーディネーターとしての役割を担っていく必要があります。

本町では、住民一人ひとりはもとより、多様な主体、行政がともにめざし、ともに創りあげていく 10 年後の「まちの将来像」を次のように掲げます。

まちの将来像

“つながり”と“挑戦”　幸せと笑顔あふれるまち　猪名川

【第六次総合計画・基本構想のイメージ】

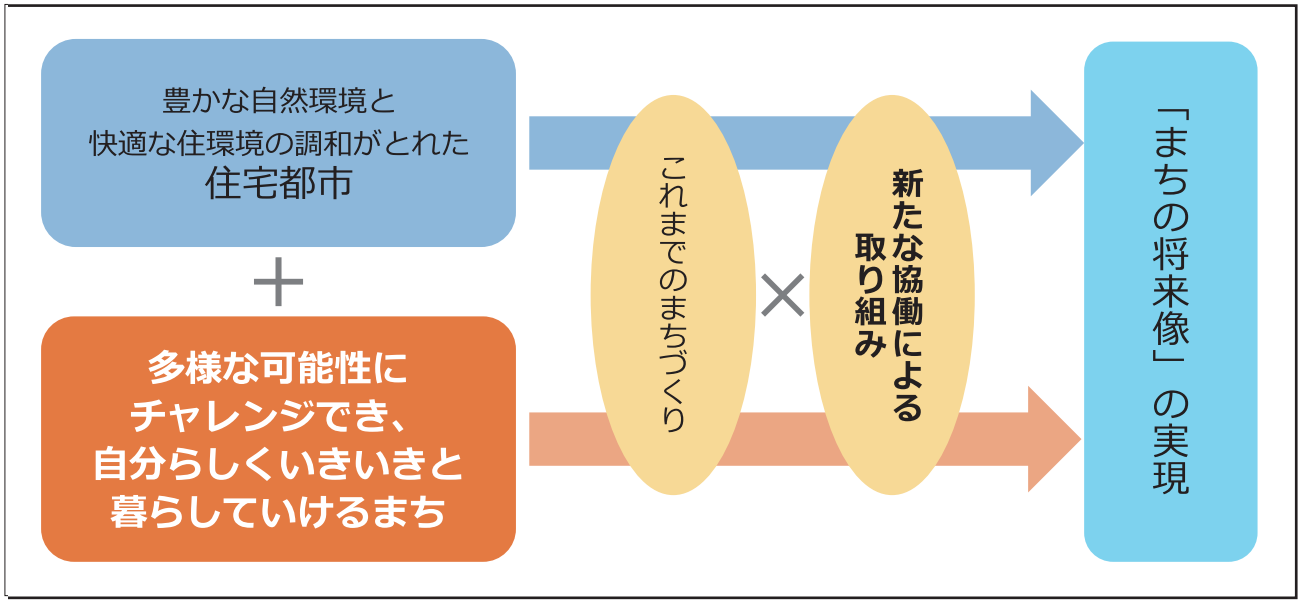

第２章　まちの将来像の実現に向けた方向

10 年後の「まちの将来像」を住民一人ひとりはもとより、多様な主体、行政がともにめざし、ともに創りあげていくためにも、行政の施策分野を基準に考えるのではなく、本町を取り巻く現状・課題や住民のまちへの想いなど、現実の猪名川町の姿に立脚した６つの「まちづくりの方向」と、その６つをしっかりと支えるための２つの「基盤づくりの方向」を併せて設定します。

「まちづくりの方向」と「基盤づくりの方向」については、施策分野別の縦割りではなく、横断的な取り組みとして、関連する施策分野が積極的に連携を図りながら推進していくこととなります。

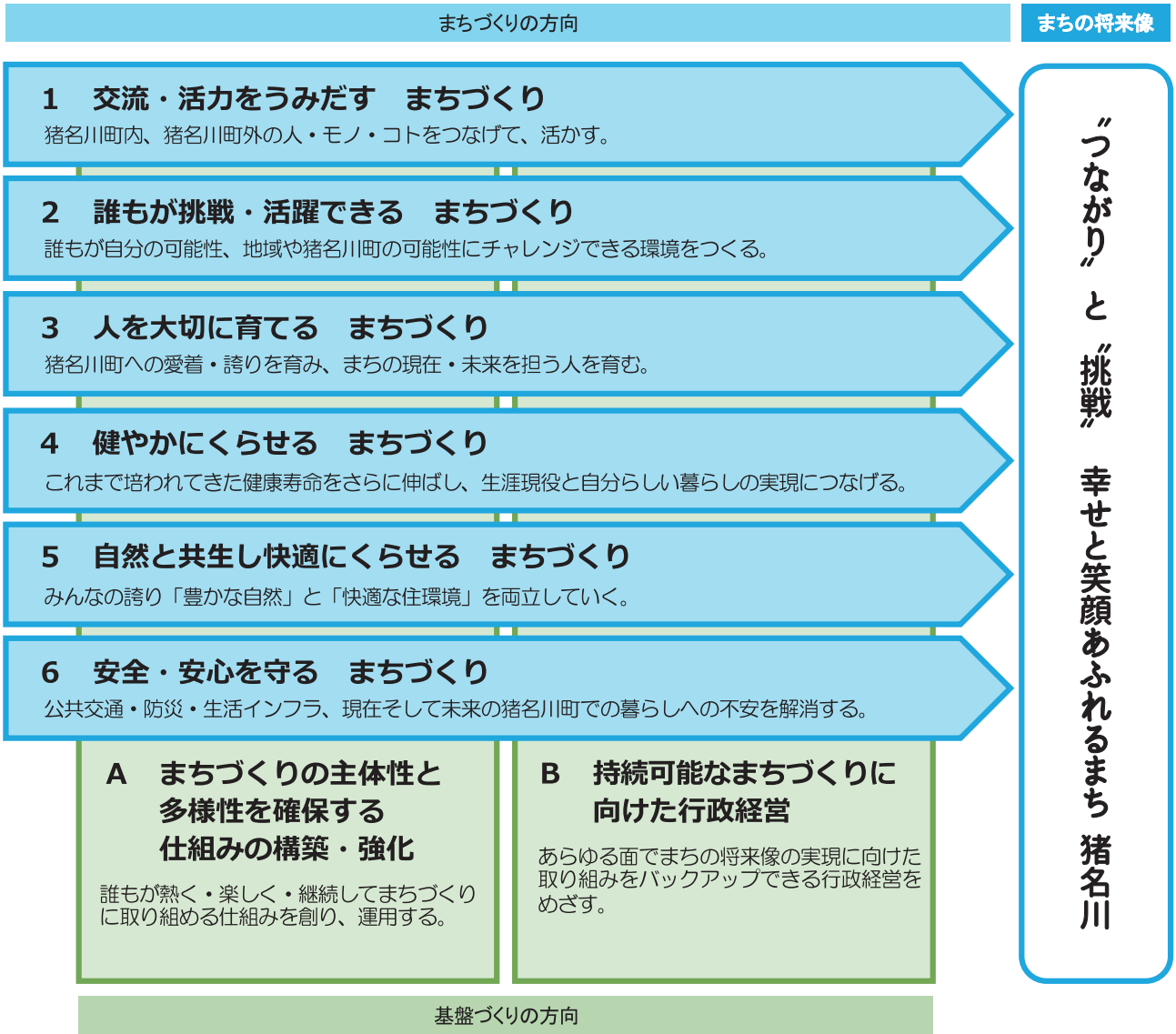

1．まちづくりの方向

1 交流・活力をうみだす　まちづくり

～猪名川町内、猪名川町外の人・モノ・コトをつなげて、活かす。～

本町においても、全国的な傾向と同様に、少子化・高齢化やライフスタイルの多様化などの様々な要因を背景に、近所づきあいや地域コミュニティの希薄化が進んでいます。また、町内の色々なエリアでは、まちづくりや地域活性化などに関する多様な活動も展開されており、それらの連携・循環による地域力のさらなる向上が求められています。

地域における人と人、団体と団体、活動と活動、地域と地域など、町内でのあらゆる人・モノ・コトのつながりを積極的に支援することで、新たな価値・魅力や課題解決に向けた取り組みの創出をめざします。

また、猪名川町の魅力に磨きをかけ、新たな魅力を創出し、発信することで、交流人口や関係人口などの拡大を図るとともに、新名神高速道路の開通による効果を積極的に活かした産業拠点地区の開設や、「道の駅いながわ」の拡充などの地域経済の活性化に向けた取り組みとも連動し、『交流・活力をうみだす まちづくり』を進めます。

2 誰もが挑戦・活躍できる　まちづくり

～誰もが自分の可能性、地域や猪名川町の可能性にチャレンジできる環境をつくる。～

まちの将来像の実現に向けて、住民一人ひとりはもとより、町を出た人たち、町に関係する人たちが、猪名川町という舞台で、挑戦・活躍できる環境づくりが非常に重要となります。また、これからのまちづくりには、現状を維持していくだけではなく、様々な可能性に挑戦していく姿勢も求められています。

町内では、まちづくりや地域活性化をはじめ、多岐にわたる分野で挑戦・活躍している人、団体・組織があり、これから挑戦・活躍したいと考える住民もいます。その一方で、若者を中心に町内での「働く場」「しごと」の確保・創出が大きな課題となっています。

誰もが自分の夢や希望、まちの将来像の実現に向けて、挑戦・活躍していけるよう、必要な仕組みづくりや、雇用機会の創出や創業支援・起業支援などの取り組みを展開し、『誰もが挑戦・活躍できる まちづくり』を進めます。

3 人を大切に育てる　まちづくり

～猪名川町への愛着・誇りを育み、まちの現在・未来を担う人を育む。～

まちづくりの主役となるのは「ひと」であり、住民一人ひとりは猪名川町の大きな財産です。

本町の子育て世代では、猪名川町での暮らしに満足しているものとして、子育てのしやすさを挙げる人が多く、今後の子育て支援・教育への期待も大きくなっていることから、次代を担う子どもたちをしっかりと育むため、子育て環境・教育環境の整備と充実を図ります。

また、住民一人ひとりがまちへの愛着・誇りを持ち、夢や希望の実現に向けてチャレンジし、いきいきと充実した生活をおくっていくためにも、生涯を通じて学び、学んだ成果を地域で発揮できる仕組み・環境などを整備・拡充していきます。

そして、子どもから大人まですべての住民が、猪名川町という舞台で輝き、まちの現在、未来を担っていけるよう、『人を大切に育てる まちづくり』を進めます。

4 健やかにくらせる　まちづくり

～これまで培われてきた健康寿命をさらに伸ばし、生涯現役と自分らしい暮らしの実現につなげる。～

少子化・高齢化そして人口減少社会が進行する中で、健康寿命を延ばし、誰もが生涯現役で過ごせるまちをめざしていくことが重要となります。

猪名川町の住民の幸福感は全国的にも高い状態にあり、その判断事項として「健康であること」が挙がる中で、本町は県内でも高い健康寿命を誇っており、健康が住民の幸福感に大きな影響を与えていることがうかがえます。今後も、保健や医療、介護などの連携の強化を図り、健康寿命の延伸に取り組みます。

また、定住意向の阻害要因の一つとして医療環境への不安が挙がっていることから、医療が受けやすい体制の構築・充実を図り、その解消をめざします。

さらに、これまでの「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりや地域の多様な主体がともに支えあう「地域共生社会」の実現をめざすことで、年齢や障がいの有無、国籍などに関係なく、誰もが、『健やかにくらせる まちづくり』を進めます。

5 自然と共生し快適にくらせる　まちづくり

～みんなの誇り「豊かな自然」と「快適な住環境」を両立していく。～

清流猪名川をはじめ、豊かな里山など自然を身近に感じることができる本町では、自然環境に対する住民の満足度が非常に高くなっています。また、周辺環境と調和した良好な住宅地など、住環境に対する住民の満足度も同様に高く、四季折々の豊かな自然環境と快適な住環境の調和が本町の大きな魅力となっています。

この自然環境は、農林業や観光などの基盤となっており、地域の活性化や交流人口・関係人口の拡大などに向けて大きな可能性を秘めているといえます。

持続可能な社会に向けて、豊かな自然環境の保全・創造はもとより、地域の活性化や子育て環境の充実といった視点から自然と人の共生を図るとともに、居住環境に優れた市街地形成や生活利便性に優れた魅力ある里山・田園集落の整備などに取り組み、『自然と共生し快適にくらせるまちづくり』を進めます。

6 安全・安心を守る　まちづくり

～公共交通・防災・生活インフラ、現在そして未来の猪名川町での暮らしへの不安を解消する。～

まち全体の住みやすさについては多くの住民が満足しており、まちへの愛着や幸福感も高い状態にありますが、公共交通や防災・防犯などの安全面に対するニーズは非常に高くなっており、これからの猪名川町での暮らしを支える重要な役割を果たすものといえます。

公共交通・移動の問題については、現在そして未来の猪名川町での暮らしについて住民が抱く不満･不安、その他の多くの課題につながるものであり、町の実情にあった公共交通の実現をはじめ、暮らしや地域活動を支えるための交通環境の整備などに取り組みます。

また、本町の地域特性を踏まえつつ、「強さ」と「しなやかさ」を持った防災対策の強化や地域の防災力の向上・育成、防犯・交通安全対策などを推進し、地域全体で住民の安全・安心を守る取り組みを展開します。さらに、日常生活を支える道路や上下水道などの生活基盤の維持・確保を図ることで、『安全・安心を守る まちづくり』を進めます。

2．基盤づくりの方向

A　まちづくりの主体性と多様性を確保する仕組みの構築・強化

～誰もが熱く・楽しく・継続してまちづくりに取り組める仕組みを創り、運用する。～

まちの将来像の実現に向けた「まちづくり」を進めていくためには、まちづくりの主役である「ひと」、つまり住民一人ひとり（もしくは団体・組織）や、暮らしの場である「地域」の主体性と多様性を確保していくことが重要となります。

そのためにも、住民・地域など多様な主体や行政などが、営利・非営利などの立場や、世代、地域を超えて、まちづくりを「自分事」と捉え、知恵や力を出しあいながら、まちづくりに参加・参画できるよう、「人づくり」「場づくり」「仕組みづくり」などを進めます。

また、里山・田園集落やニュータウンなどの市街地、まちづくり協議会単位や自治会単位など多様な地域・エリアで、その特性や抱える課題などにきめ細かに対応できるまちづくりを推進していくためにも、その中心的な役割を担うまちづくり協議会の自主性を尊重し、活動を支えていくとともに、他団体・組織との連携・協働を促進します。

B　持続可能なまちづくりに向けた行政経営

～あらゆる面でまちの将来像の実現に向けた取り組みをバックアップできる行政経営をめざす。～

地域の資産・資源を活かした持続可能なまちづくりを推進していくためには、健全で効率的、効果的な行財政運営が重要となります。

少子化・高齢化、人口減少社会の進行、経済情勢の変化などにより、歳入面での縮減が進む一方で、歳出面では社会保障関連経費や老朽化が進む公共施設への対応費用などの増加が予測されています。

限られた財源の中で、まちの将来像を実現していくためにも、組織や人材のマネジメントを強化するとともに、「選択と集中に基づく中長期的な戦略の推進」と「社会経済状況の急速な変化への迅速な対応」に柔軟に取り組むことができる行政経営基盤を確立していきます。また、住民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るためにも、ICT のさらなる利活用を進めていきます。

さらに、住民サービスの提供とともに、広域的な課題対応などを図るため、周辺市町との連携・協力を図っていきます。

第３章　目標人口

本町の総人口は緩やかに減少しており、社人研が行った推計でも、人口減少は続くと想定されています。

住宅都市として発展してきた本町において、人口減少は、まちの生活利便性や魅力の低下、地域コミュニティの機能低下など、様々な場面で影響を及ぼすと考えられます。

住民生活の安定と住み続けられるまちを構築するためにも、人口減少に対応した施策・事業を展開していかなければなりません。そのため、第六次総合計画では、持続可能なまちづくりを行うための目標人口を 30,000 人とします。

目標人口

2029 年(令和 11 年)　**30,000 人**

<目標人口の位置づけ>

「目標人口」は持続可能なまちを維持するための基準として「30,000 人」と位置づけるとともに、今後のまちづくりを考える際には、その時々の人口を注視しながらも、まちのめざす姿として「人口 30,000 人」があるとして、施策・事業の立案に活用するものとします。

<目標人口の設定にあたって>

2016年（平成28年）3月に公表している猪名川町人口ビジョンでは、転入・転出などの社会増減に関する条件が好転するものとして、2060年（令和42年）の人口を27,189人と推計していました。

猪名川町人口ビジョンで推計していた2019年（令和元年）の人口は32,162人で、2018年度（平成30年度）末の住民基本台帳における人口は31,116人と、予想以上に人口減少が進んでいる状況です。

目標人口は、こうした人口減少の動向を考慮しながらも、第六次総合計画期間中に展開していく各施策の効果を加味して設定しています。

これまでの過去5年間は、自然減（出生を死亡が上回る）よりも社会減（転入を転出が上回る）が人口減少に大きく影響しています。

これまで取り組んできた子育て世代に選んでもらえる施策や、産業拠点地区の形成による雇用・就労の場の確保など、転入促進につながる施策をより発展させながら、転出抑制につながる施策を展開することで目標人口の達成をめざすこととします。

【第六次総合計画における目標人口】

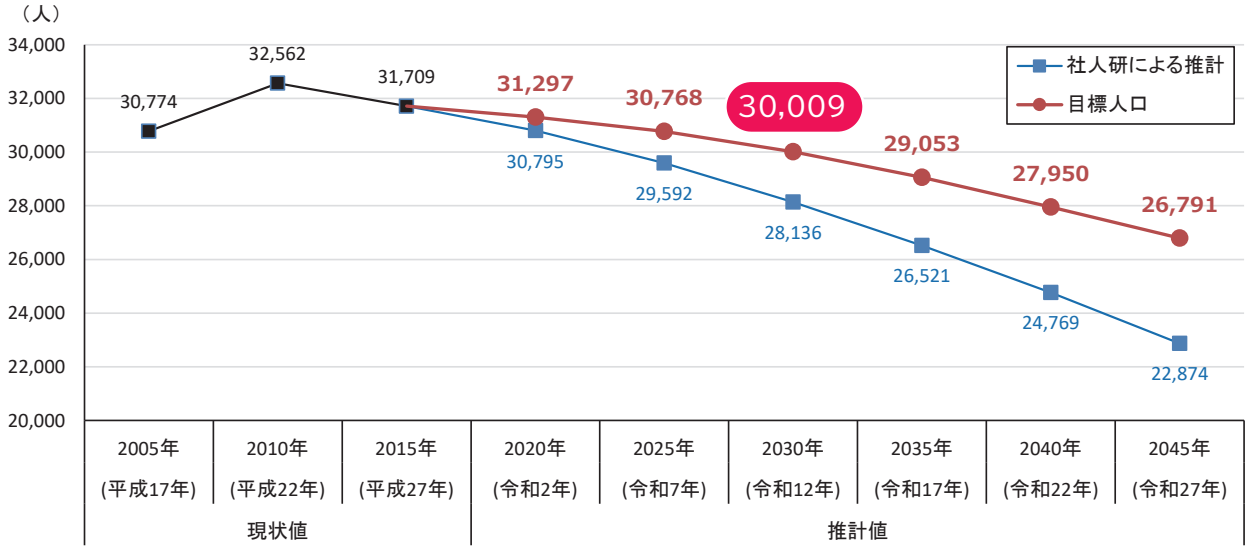

【目標人口：年齢３区分別人口・構成比】

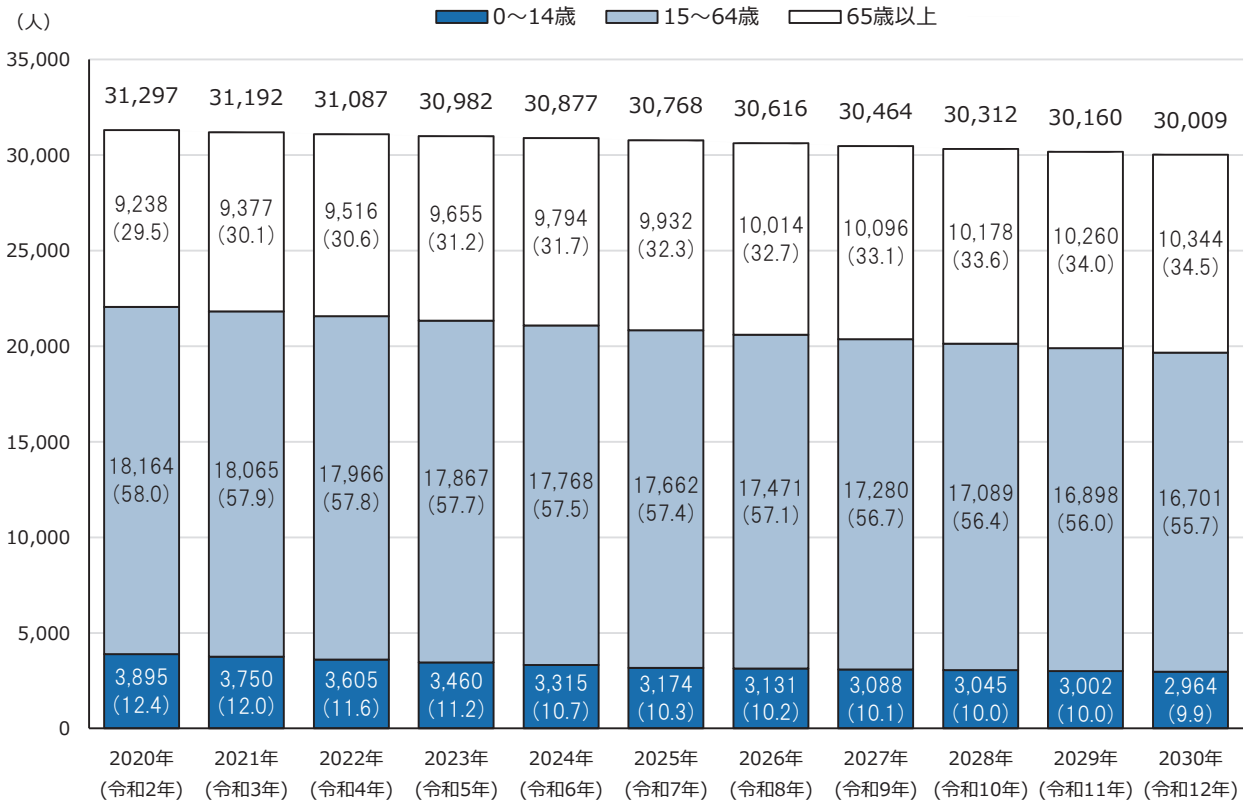

※カッコ内の数値は構成比

【推計方法】

〇基準となる人口は住民基本台帳を用いています。

〇生残率、合計特殊出生率等は国立社会保障・人口問題研究所で設定されたものを用いています。

〇純移動率は、様々な施策を講じることにより国立社会保障・人口問題研究所が設定する移動率を1/4 程度まで抑えると仮定し、推計しています。

第３部　前期基本計画

第１章　基本計画の内容

１．基本計画の位置づけ・構成

基本計画では、基本構想で示した「まちの将来像」を実現するために、「まちづくりの方向」に基づくまちづくりを推進していくための 24 の「施策」の内容を示すとともに、各施策を横断的にパッケージ化し、優先的かつ重点的に展開するべき取り組みを「重点戦略」として設定し、前期基本計画のリーディングプロジェクトとして位置づけます。

２．基本計画の期間

前期基本計画の期間は、2020 年度（令和２年度）から 2024 年度（令和６年度）までの５年間とします。

3．施策の体系

基本構想で示した「まちづくりの方向」に基づくまちづくりは、24 の「施策」が相互に連携を図りながら推進していくことが基本となりますが、施策の体系では、施策ごとに、特に関連性が強い「まちづくりの方向」と、それらの施策をパッケージ化して設定した「重点戦略」を、以下のように整理しました。

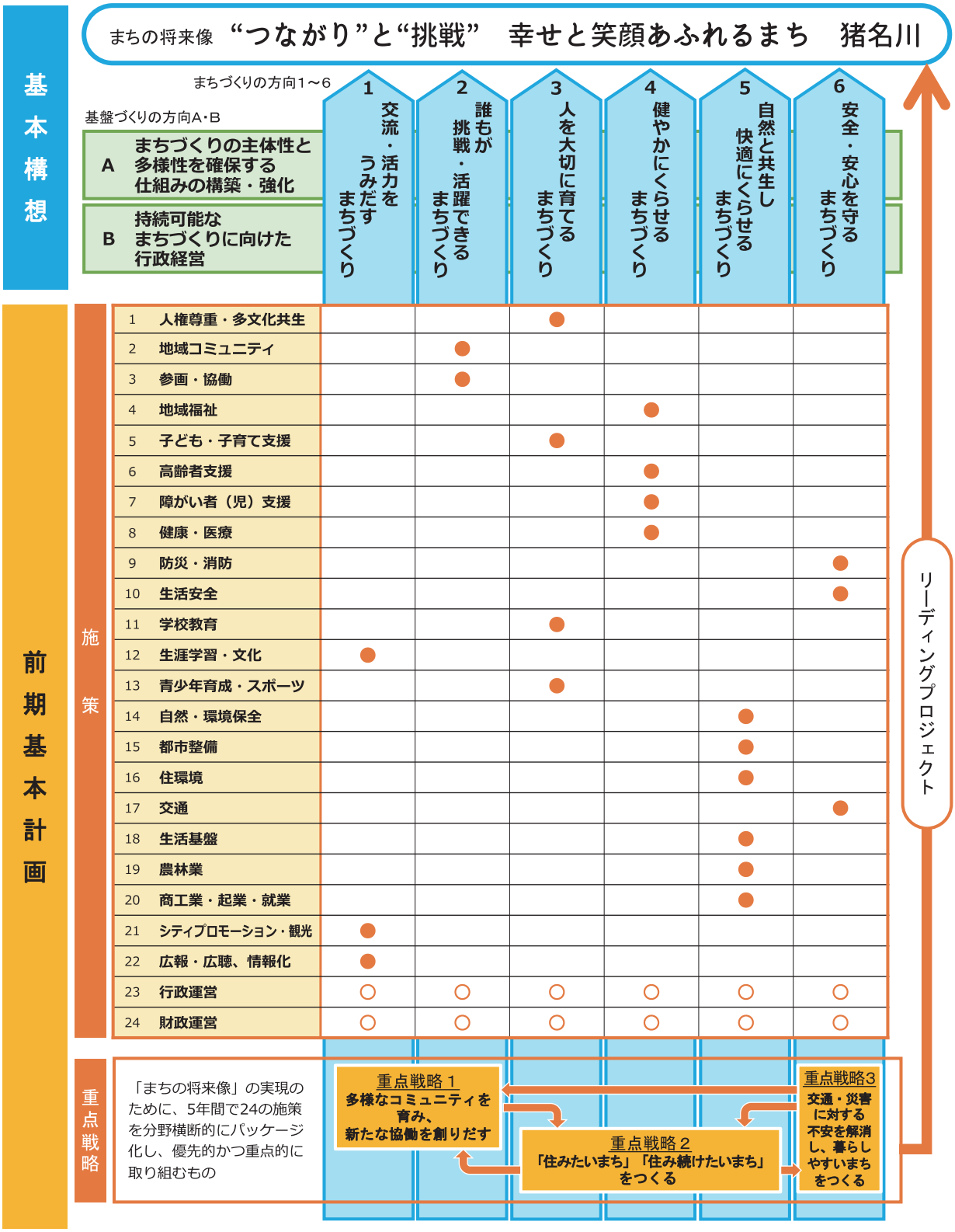

※まちづくりの方向を達成するため、特に影響がある施策として各施策に１つ「●」を付しています。
※まちづくりの方向を達成するための下支えとなる施策すべてに「○」を付しています。

第２章　施策の内容

■ 各施策の構成（施策の見方） ■

現状と課題

施策を展開していくにあたって踏まえておくべき社会情勢や、猪名川町の現状・課題、住民の意識・動向などを記載しています。

まちづくりアンケートでは、町が推進する各施策に対する住民の意識を把握し、「評価」「重要度」などを数値化しました。
「評価」とは、該当する施策の進捗状況を住民の視点で評価したものです。例えば、施策「防犯・消費者対策」の「評価」については、住民が「防犯・消費者対策が整っている」と思っているかを５段階で把握し、数値化したものとなります。

施策の展開方向

「現状と課題」を踏まえ、基本構想で整理した「まちづくり」を推進していくための施策の展開方向を記載します。
また、それぞれの展開方向がどのような「まちづくり」につながるのかを整理しています。

施策 10　生活安全

地域とともに暮らしの安全安心をつくるまち

現状と課題

- 刑法犯の認知件数は減少傾向にあり、人口あたりの刑法犯認知件数割合も阪神間の他自治体と比べて低い水準となっています。しかし、道路や駐車場などで発生する街頭犯罪など、身近な場所での犯罪が未だに後を絶たない状況にあり、地域全体で防犯対策に取り組む必要があります。
- 自治会等の青色回転灯装着車によるパトロール等の防犯活動を促進しており、住民の防犯意識の向上や地域の防犯力の強化を図っています。
- 消費生活センターへの相談件数は180件前後で推移していますが、高齢者からの相談件数が占める割合は増加傾向にあり、2018年度（平成30年度）で過半数を占めています。
- 学校園における計画的な交通安全指導や高齢者を対象とした講習会の実施などを通じ[illegible]交通安全意識の高揚を図るとともに、交[illegible]に取り組んでおり、交通事故件数は減少傾向にあります。しかし、交通事故による死傷者数に占める子ども（15歳未満）及び高齢者（65歳以上）の割合は、兵庫県平均を上回って推移しており、交通安全対策のさらなる充実を図る必要があります。
- まちづくりアンケート調査によると、「防犯・消費者対策」と「交通安全対策」については、今後重点的に取り組むべき施策（評価が低く重要度の高い施策）となっています。

刑法犯認知件数の推移（猪名川町）

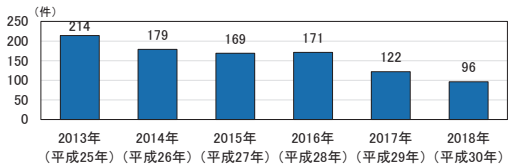

資料：兵庫県警察本部「犯罪統計書」

人口あたりの刑法犯認知件数（2017年（平成29年））

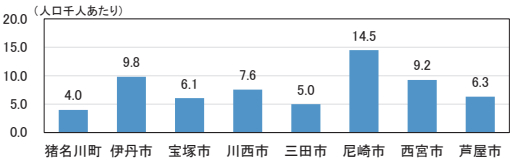

資料：兵庫県警察本部「犯罪統計書」及び兵庫県推計人口より算出

施策の展開方向

【施策の展開方向】

1）防犯対策の充実
2）消費生活の安全・安心の確保
3）交通安全対策の充実

【まちづくりの方向】

1　交流・活力をうみだす　まちづくり
2　誰もが挑戦・活躍できる　まちづくり
3　人を大切に育てる　まちづくり
4　健やかにくらせる　まちづくり
5　自然と共生し快適にくらせる　まちづくり
6　安全・安心を守る　まちづくり

取り組みの内容

1）防犯対策の充実

自らの安全は自ら守る「自助」と、地域の安全を地域全体で連携して守る「共助」、行政・警察等による「公助」により、地域全体で防犯対策に取り組みます。

①犯罪情報・防犯知識の提供・共有や、まちづくり防犯グループ等による住民主体の防犯活動を促進・支援、青色回転灯装備車による防犯パトロールの充実などにより、防犯意識の高揚と地域が一体となった安全活動の促進を図ります。

②学校園での防犯教育や防犯に関する学習機会などの充実を図るとともに、登下校時の防犯対策、「こどもをまもる 110 番のおうち・くるま」の普及・促進などに取り組みます。

③子どもや女性、高齢者などを対象とした犯罪などの防止・対応に向けて、虐待や DV など様々な事案に関する相談支援体制の充実に取り組みます。

④防犯灯の整備・管理や防犯カメラ設置の促進、道路・公園・公共施設などの防犯対策などを通じて、防犯に配慮した施設の整備・管理を進め、ハード面から犯罪の起きにくい地域づくりに取り組みます。

2）消費生活の安全・安心の確保

消費生活に関する啓発・情報提供の推進と相談体制の充実を図ります。

①消費生活におけるトラブルの未然防止のため、警察や防犯協会と連携して啓発活動を実施します。また、出前講座や広報、ホームページなど多様な機会・媒体を活用し消費生活に関する情報提供の充実を図ります。

②消費生活センターを中心に、専門相談員の相談技術・資質の向上や関係団体・機関との情報共有などに取り組み、消費生活相談の体制の強化を図ります。

3）交通安全対策の充実

交通事故ゼロをめざし、交通安全意識や交通マナーのさらなる高揚を図るとともに、交通安全施策の整備に取り組みます。

①学校園において計画的な交通安全指導を実施するとともに、高齢者を対象とした交通安全に関する取り組みの充実を図ります。また、多様な機会・媒体を活用し、多世代への啓発にも取り組み、各ライフステージ及び、歩行者や自転車、自動車それぞれの立場での交通安全意識の高揚を図ります。

②地域や事業所、関係機関と連携し、違法駐車・駐輪対策、飲酒運転・危険運転の根絶など、交通マナーの向上を図ります。

③自治会・PTA からの危険箇所等の要望等を踏まえ、交通安全施設の整備に取り組みます。

分野別計画

■第三次猪名川町安全・安心まちづくり活動計画

取り組みの内容

「施策の展開方向」ごとに行政の主な取り組みの内容を記載しています。

「施策の展開方向」ごとの取り組みの概略を記載しています。

「施策の展開方向」ごとの取り組みの具体的な内容を記載しています。

分野別計画

施策・施策の展開方向に関連する分野別計画を記載しています。
上記の「取り組みの内容」の詳細な内容等については、該当する分野別計画で整理しています。
なお、前期基本計画策定時に関連する分野別計画がない場合は空欄となっています。

施策１　人権尊重・多文化共生

互いを認めあい、暮らしやすいまち

現状と課題

- 人権についての住民意識調査で、人権侵害を受けた経験がある人は全体で 23.6%と約 4 人に 1 人が人権侵害を受けたと答えています。男性より女性のほうが多く、また 20 歳代・30 歳代で 33%を占めています。人権侵害を受けた具体的な内容として「地域や学校、職場で、暴力・脅迫・無理強い・仲間はずれなどのあつかいを受けた」が 55.2%と多く、特に 20 歳代は 86.4%となっています。
- 人権は、「人間が人間らしく生きる権利であり、人が生まれながらに持っている権利」です。誰にとっても最も身近で大切なものであり、不当な差別を受けている人だけでなくすべての人に関わっています。住民一人ひとりがあらゆる場と機会において、人権への関心を持ち、社会全体で最大の尊重をしていかなければならない人権について、すべての人が互いに尊重しあい、また違いを認めあう、人権文化の息づく社会の実現に向けて取り組むことが大切です。
- 本町の 2015 年（平成 27 年）の女性就業率は 41.7%と、年々働く女性が増えている一方で、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による役割分担が根強く残っている中、男女が性別にかかわりなく、ともにその能力や個性を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。
- 多文化共生のまちづくりとして、外国人の人権や国際理解に関する周知・啓発活動をはじめ、英語版のパンフレットの作成や生活支援相談の実施、交流機会の創出、国際交流などに取り組んでいます。本町の外国人人口は年々増加していることからも、互いの価値を認めあいながら、国籍に関わらず誰もが暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

人権侵害を受けた経験（猪名川町）

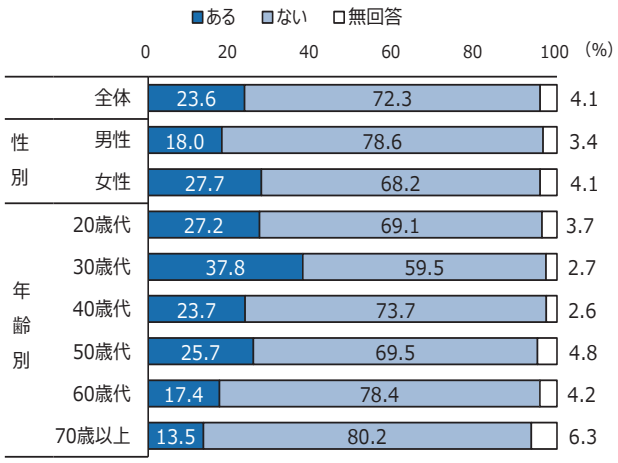

資料：人権についての猪名川町住民意識調査（2016 年（平成 28 年）3 月）

施策の展開方向

【施策の展開方向】

1）人権尊重のまちづくり
2）男女共同参画の推進
3）多文化共生・国際交流の推進

【まちづくりの方向】

1　交流・活力をうみだす　まちづくり
2　誰もが挑戦・活躍できる　まちづくり
3　人を大切に育てる　まちづくり
4　健やかにくらせる　まちづくり
5　自然と共生し快適にくらせる　まちづくり
6　安全・安心を守る　まちづくり

取り組みの内容

1）人権尊重のまちづくり

すべての人が互いに尊重しあい、多様性を認めあう社会の実現に取り組みます。

①すべての人が互いに尊重しあい、多様性を認めあう社会が実現されるよう、人権教育・人権啓発の実施にあたっては、あらゆる機会を通して、様々な人権課題の解決に向けて、猪名川町人権・同和教育研究協議会や神戸地方法務局伊丹支局などと連携しながら一体的に推進していきます。

②同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人など、個別の人権課題について、適時、適切な人権教育・人権啓発に努めます。

③インターネットによる人権侵害や東日本大震災に起因する人権問題、LGBT（特定の性的少数者）やSOGI（性的指向・性自認）など、新たな人権課題への対応として、それぞれの人権課題に対する防止と救済、啓発活動、また正しい知識の普及活動等に努めます。

④「ふらっと六瀬」において、人権に関するあらゆる相談を受け、必要な専門機関などにつなぐことで、相談支援体制の充実を図ります。

2）男女共同参画の推進

男女がともに能力と個性が発揮できる男女共同参画社会の推進に取り組みます。

①男女がともにあらゆる分野に参画できる組織の体制づくりを促進し、地域全体で男女共同参画社会の構築に向けた施策の推進に努めます。

②男女がともにワーク・ライフ・バランスの正しい考え方に基づく適切な生活が営めるよう、労働、子育て、介護など、様々な施策を一体的に推進していきます。

3）多文化共生・国際交流の推進

国籍や民族等に関わらず、互いを認め、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組むとともに、町国際交流協会と連携し、様々な場や機会を活用し、多国籍の人とのつながりを深めていきます。

①外国人住民が安心して暮らせるよう、それぞれの文化を理解しあい、生活上の問題への相談体制や日本語学習の充実、多言語表記による行政サービス情報の提供などに取り組みます。

②オーストラリアバララット市との姉妹都市提携による教育、文化、人事などの各種交流事業を継続するとともに、新たな交流が生まれるよう取り組みを推進します。

③国際社会の中で、猪名川町で育つ子どもたちが国際感覚を身につけられるよう、外国文化とふれあえる場の整備などに取り組みます。

分野別計画

■猪名川町人権推進基本計画

■第三次猪名川町男女共同参画行動計画

施策２　地域コミュニティ

地域交流・地域活動が活発なまち

現状と課題

● 近所づきあいや地域でのつながりが希薄化する中で、地域が抱える課題は多様化・複雑化しており、住民一人ひとりの生活の場であり、住民相互の交流が行われる地域社会、あるいはその活動を行う団体・組織でもある「地域コミュニティ」の重要性が見直されています。

● まちづくりアンケート調査からは、親密な近所づきあいをする人は 57.1%となっていますが、20 歳代では19.2%にとどまっており、若い世代では近所づきあいが希薄化しています。また、地域での活動への参加意向はあるものの、活動に参加していない人が若い世代を中心に多くなっており、参加意向を活動の実践につなぐことが課題となっています。さらに、地域コミュニティの活性化に向けて、住民相互の交流やそのための場づくりなどが必要となっています。

● 49 ある自治会では、住民相互の交流や防犯・防災活動、見守り・支えあいの活動などを展開しています。その一方で、町全体の自治会の加入率は年々減少し（2018 年（平成30 年）には 77.5%）、まちづくりアンケート調査では、現在自治会活動に参加している人は 32.9%となっており、自治会をはじめ自分の住む地域への関心・理解の醸成とともに、自治会活動の活性化が必要となっています。

近所づきあいの状況（猪名川町）

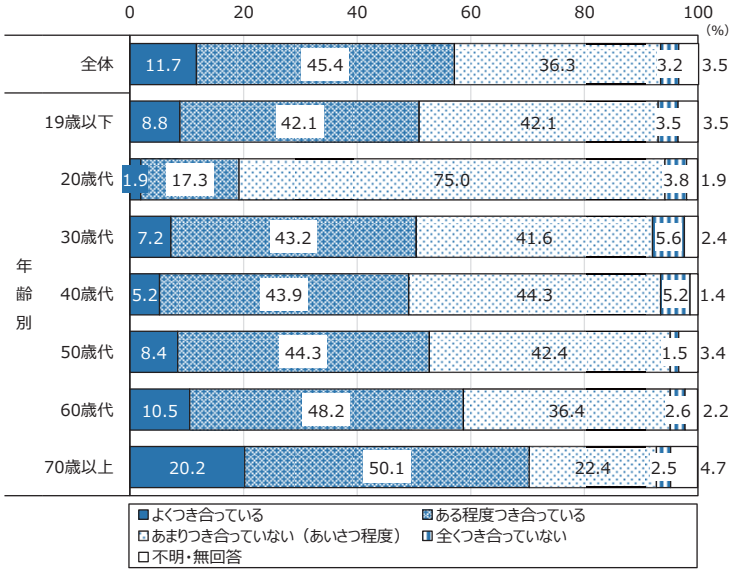

資料：まちづくりアンケート調査

● 主に小学校区ごとに設立された 7 つのまちづくり協議会では、自治会単位では対応できない広域的な地域課題への対応や、地域内の情報共有などに向けた活動を展開しています。その一方で、既存の活動者の負担が増大し、活動内容を拡大することが難しい状況にあることから、人材の確保・育成とともに、地域コミュニティに関連する各種団体・組織、事業所間の連携・協働を促進していく必要があります。

施策の展開方向

【施策の展開方向】

1）地域に対する関心・意識の醸成と住民相互の交流の促進

2）地域コミュニティにおける活動の活性化

3）地域コミュニティを担う人材の育成

【まちづくりの方向】

1　交流・活力をうみだす　まちづくり

2　誰もが挑戦・活躍できる　まちづくり

3　人を大切に育てる　まちづくり

4　健やかにくらせる　まちづくり

5　自然と共生し快適にくらせる　まちづくり

6　安全・安心を守る　まちづくり

取り組みの内容

1）地域に対する関心・意識の醸成と住民相互の交流の促進

住民一人ひとりが「自分ごと」として地域に関わっていけるような意識づくりや、住民相互の交流を促進します。

①自分の生活する地域への関心を持ち、「自分ごと」として地域の現状や課題・地域活動等への理解を持てるよう、多様な情報発信、場・機会づくりに取り組みます。

②地域において様々な人々と出会い、交流やつながりを推進します。また、住民相互の交流に向けて、既存のイベント・行事への支援とともに、住民が気軽に定期的・継続的に集うことができる場・居場所づくりに取り組みます。

2）地域コミュニティにおける活動の活性化

自治会やまちづくり協議会をはじめ、地域コミュニティに関連する団体などの様々な活動の活性化を図ります。

①自治会は地域コミュニティの核となる役割を担っていることから、自治会加入率の回復を図り、自治会の存在意義や果たすべき役割を明確にし、行政とのパートナーシップを構築していきます。

②各自治会の特色を活かしながら、担い手となる自治会員の負担軽減を図り、活動しやすい環境を整備していきます。

③まちづくり協議会の活動の活性化に向けて、地域を担当する職員を派遣し、地域課題や魅力創造など幅広く相談に応じられる体制をつくります。地域担当職員が中心となり、庁内での情報共有を積極的に行うことで分野横断的な支援体制を確立します。

④個々の活動への支援はもとより、団体・組織、事業所間での情報・ノウハウ等の共有、相互交流などのネットワークづくりなどに取り組みます。

⑤地域コミュニティの活性化に向けて、基本的な考え方や果たすべき役割・責務、取り組みの方向などを示す指針（ビジョン）の策定を検討します。

3）地域コミュニティを担う人材の育成

地域コミュニティで活躍する人、活動をけん引していく人の育成支援に取り組みます。

①地域リーダー養成研修をはじめ、生涯学習や文化・スポーツといった多様な場・機会を通じて、コミュニティ活動を支える人材の育成を進めるとともに、それらの人材が地域で活動・活躍できるような環境づくりや継続的な支援に取り組みます。

②ライフステージやライフスタイル、地域への関心・意識に応じて、具体的な活動に参加するとともに、継続していけるよう、多様な場・機会づくりやコーディネート、マッチングなどの支援に取り組みます。

分野別計画

施策３　参画・協働

多様なまちづくりの活動に挑戦できるまち

現状と課題

- 社会経済状況は様々な面で大きく変化し、地域の課題などは増大および多様化・深刻化する中で、住民一人ひとりはもとより、地域など多様な主体が、まちづくりを「自分ごと」と捉え、知恵や力を出しあいながら、まちの将来像をともに実現していくための取り組みが必要となっています。
- まちづくりアンケート調査の結果から、まちづくりなど各種地域活動・行事へ担い手としての参加意向を整理すると、年齢に関係なく、参加意向を持つ人は 3～4 割程度となっています。また、まちづくりなどに主体的な参加意向を持つ人（企画・運営側として参加したい人）は、19 歳以下が最も多く、70 歳以上、40 歳代でも他年齢層より多くなっており、今後の参画・協働のキーパーソンとなっています。さらに、まちづくりワークショップでは、多様な住民がまちづくりに参加・参画していくためにも、住民同士が議論・対話できる場の重要性が指摘されています。
- 住民の状況を踏まえ、まずは、まちづくりなどに主体的な参画意向を持つ人を中心に、多様な住民がまちづくりに参加・参画できる「場づくり」「仕組みづくり」が必要となっています。
- 様々な分野において、ボランティア組織などによる住民主体の活動が展開されるようになっており、活動に取り組む個人・団体をつなぎ、情報共有・相互連携を図っていく中間支援の活動も拡がっています。
- これまで取り組んできた参画・協働によるまちづくりに加えて、まちの多様な主体が、互いの個性や価値観を認めあい、緩やかなネットワークを構築し、新たな価値・魅力や課題解決に向けた取り組みを創りあげていく「新たな協働による取り組み」を推進していかなくてはなりません。

施策の展開方向

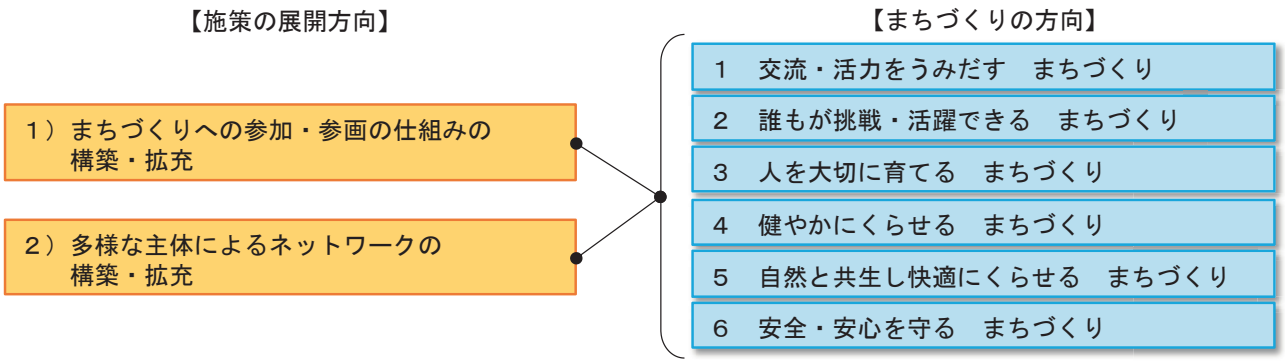

取り組みの内容

1）まちづくりへの参加・参画の仕組みの構築・拡充

誰もが気軽に楽しく、継続してまちづくりに参加・参画できる仕組みを構築・拡充します。

①地域への関心を持ち、「自分ごと」として現状や課題・地域活動等への理解を持てるよう、目的に応じた多様な情報発信、場・機会づくりに取り組みます。

②地域の現状・課題やまちづくりなどについて気軽に対話したり、学ぶことができ、具体的な活動につなげていけるよう支援していきます。

③行政が持つ統計情報や分野計画など、まちづくりに必要となる情報に関して、わかりやすく情報をみることができる環境を整備します。

④団体・組織、事業所など多様な主体が、地域課題の解決やまちの将来像の実現に向けた活動に取り組めるよう、活動の立ち上げや継続など、各段階で相談支援機能の充実を図ります。

2）多様な主体によるネットワークの構築・拡充

「新たな協働による取り組み」を推進していくための多様な主体によるネットワークを構築・拡充します。

①自治会単位やまちづくり協議会単位など、多様な既存のネットワーク・つながりの見える化とともに、その充実を図ることで、情報共有や連携の創出・強化、活動の活性化をめざします。

②各分野で活動する個人や団体・組織、事業所などが共通の目的で連携して取り組みができるように、団体の情報などをオープンな情報とできるような仕組みをつくります。また、各種相談の機会やマッチング機能を強化することで、団体間の連携や協働を支援していきます。

③新たな協働による取り組みを含めた参画・協働によるまちづくりについて、指針（ビジョン）の策定を検討します。

分野別計画

施策４　地域福祉

支えあい、助けあう地域をつくるまち

現状と課題

- 少子化・高齢化やライフスタイルの変化に伴い、地域における生活・福祉課題は多様化、複雑化しており、地域で支えあい、助けあう力「共助」だけでは対応できない状況があります。また、複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える人（世帯）もみられることから、お互いに支えあい、助けあうことのできる地域づくりと、分野横断的な支援体制の構築が課題となっています。
- 民生委員・児童委員や福祉委員を中心に、地域における声かけや見守り活動を行っていますが、様々な不安や課題を抱える人や生きづらさを感じる人などを、地域で孤立させないよう、地域での理解・気づきを促進していくとともに、気軽に集える場・居場所の拡充、地域福祉の担い手への多面的な支援などが必要となります。
- 地域だけでは解決できない課題については、各種専門機関の相談支援員や事業所などと連携し、情報共有や解決策の検討を行っていく必要があり、そのための仕組みづくりが求められています。また、生活困窮者をはじめとする複合的な課題や自立支援（生活支援）に適切に対応していくためにも、分野を横断した相談支援体制を構築・拡充していくことが重要となります。

民生委員・児童委員、福祉委員、自治会長が地域活動を通じて見聞きしたことがある内容（猪名川町）

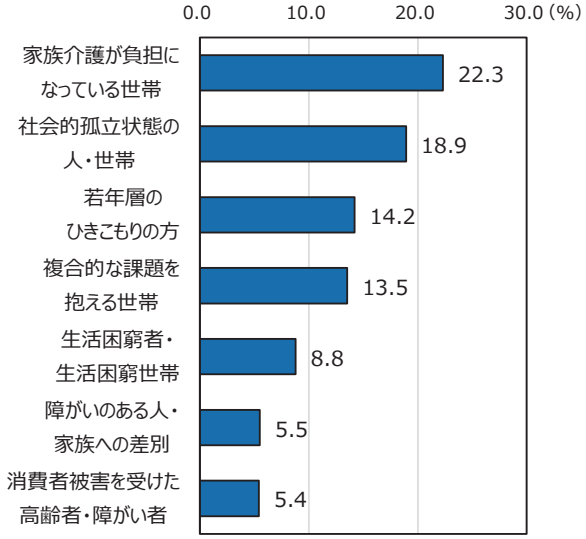

資料：地域福祉に関するアンケート調査（地域活動の担い手（民生委員・児童委員、福祉委員、自治会長）対象調査）（2019 年（令和元年））

- まちづくりアンケート調査によると、「地域福祉の充実」はほかの施策と比べて評価が低く、重要度は高くなっており、今後重点的に取り組むべき施策となっています。また、地域活動への関心はあるものの、参加していない人もいることから、地域活動への興味・関心を実際の活動につなげていくためのきっかけづくりを行っていく必要もあります。

施策の展開方向

【施策の展開方向】

1）支えあい、助けあうことのできる地域づくり

2）包括的な支援体制の構築

【まちづくりの方向】

1　交流・活力をうみだす　まちづくり
2　誰もが挑戦・活躍できる　まちづくり
3　人を大切に育てる　まちづくり
4　健やかにくらせる　まちづくり
5　自然と共生し快適にくらせる　まちづくり
6　安全・安心を守る　まちづくり

取り組みの内容

1）支えあい、助けあうことのできる地域づくり

地域住民の一人ひとりが地域の課題を「自分ごと」とし、できる限りの範囲で主体的に関わりながら、支えあい、助けあうことのできる地域づくりに取り組みます。

①小中学校における福祉教育の実施、福祉に関する講演会などを通じて、福祉に対する意識の向上を図るとともに、多様な機会・媒体を活用し、健康福祉まつりをはじめとする福祉事業の周知・啓発に努めます。

②自治会や民生委員・児童委員、福祉委員を中心に日常的な声かけや見守り活動を促進するとともに、災害時要援護者支援制度などを通じて、緊急時や災害時に助けあい、支えあうことのできる地域づくりに取り組みます。

③ふれあい運動会やいきいき・ふれあいサロンなど、子どもや高齢者、障がいのある人が地域の人と気軽にふれあうことのできる機会づくりに取り組みます。

④ボランティアに関する研修会・講座の開催や、認知症サポーター養成講座の実施を通じて、地域福祉活動の担い手となる人材の発掘と育成に努めます。

⑤活動団体同士のネットワーク構築に向けた交流・意見交換の機会の提供や、先進事例などの情報提供を行い、地域福祉の担い手への支援に取り組みます。

2）包括的な支援体制の構築

相談支援体制の充実や権利擁護支援など、分野横断で包括的な支援体制づくりに取り組みます。

①自治会や民生委員・児童委員、福祉委員などによる声かけや見守り活動で把握した支援が必要な人・世帯を、必要な支援につなげていくことができるよう、地域の担い手と専門機関・専門職等の相互理解と連携を促進し、地域における相談支援体制の充実を図ります。

②複合的な課題や制度の狭間の問題などに対応できるよう、地域活動団体や専門職が連携し、分野横断的な支援を行うとともに、「地域ケア会議」といった地域課題の共有とその解決策を検討する機会づくりに取り組みます。

③生活困窮者への支援や自殺対策、再犯防止に向けた取り組み、犯罪被害者やその家族への支援については、福祉分野だけではなく、多分野の関係機関・団体や地域、事業者等との連携を図り、包括的かつ一人ひとりの状況に応じた支援・援助に取り組みます。

④認知症や障がいのある人など、判断能力が不十分な人への権利擁護支援に向けて、各種関連機関が連携した地域連携ネットワークの強化をめざすとともに、成年後見制度などの周知と利用促進に取り組みます。

⑤福祉担当職員やケアマネジャー、サービス提供事業所などにおける、各種サービス利用に関する相談対応の充実を図り、サービスを受けやすい仕組みづくりを行います。また、サービス提供事業所向けの研修や人材確保の支援を充実させ、福祉サービスの質の向上に取り組みます。

分野別計画

■第３次猪名川町地域福祉計画

■猪名川すこやかプラン【猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画】

施策５　子ども・子育て支援

子どもの健やかな成長を支えるまち

現状と課題

- まちづくりアンケート調査において、子育てについての評価が高く、特に 30 歳代以下の年代、就学前の子どものいる世帯において評価が高くなっています。また、重要度についても評価が高く、年代や地域に偏りなく、重要と考える人が多くなっています。
- 留守家庭児童育成室の対象を小学校高学年まで拡大するとともに、病児・病後児保育室の開設、中学生までの医療費の完全無料化など、子育てしやすい環境づくりに取り組んできました。また、認定こども園の開設により４月当初の待機児童がいない状態を維持していますが、全国的に保育の受け皿の拡大に向けた取り組みが進んでいることから、今後も子どもたちにとって最善な環境整備を行うとともに、待機児童ゼロを継続していく必要があります。
- 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査において、子育てに対する負担感や不安感を感じている人は半数を超えていることからも、相談体制の充実を図るとともに、相談窓口や各種子育て支援に関わる事業について、広く周知・啓発していく必要があります。
- 全国的に児童虐待が年々増加している中、その対応に追われている状況にあります。子どもが健やかに育つことができるよう、虐待の発生予防と早期対応に取り組む必要があります。
- ひとり親家庭は年々増加している状況にあり、仕事と子育ての両方を一人で担い、収入面でも不安を抱える世帯が多くなっています。また、子どもの貧困も社会問題となっていることから、不安や悩みを抱える世帯を早期に発見し、適切な支援に結びつけていく必要があります。
- 母子ともに健やかに成長することができるよう、妊婦健康診査費の助成をはじめ、母親学級、乳幼児健診、産前・産後の支援などに取り組んでいます。妊娠・出産、子育てにおいて不安や悩みを抱えることがないよう、気軽に相談できる環境の整備などきめ細かに対応していく必要があります。
- 子育て世帯を対象に実施したヒアリングにおいて、豊かな自然環境で子育てを望む一方で、子どもの成長に不可欠な遊びに関して、公園など安全面に配慮された遊びの環境整備に対する要望が多くありました。

施策の展開方向

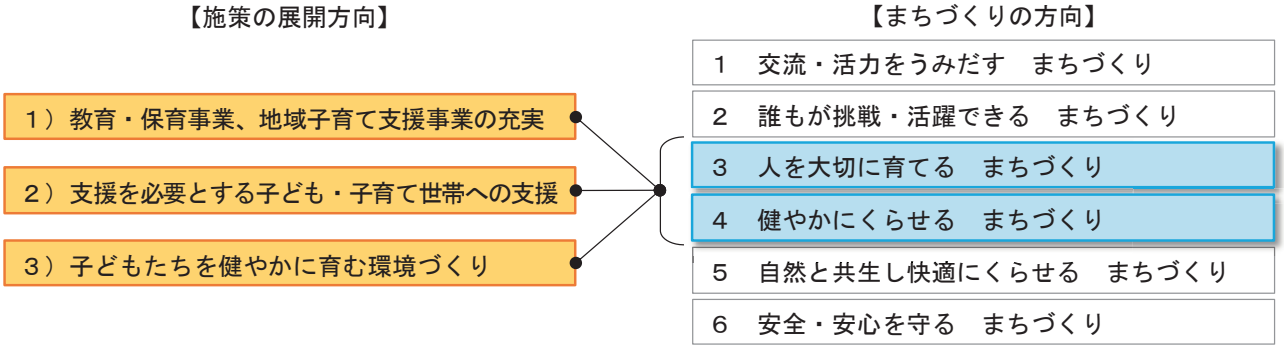

取り組みの内容

1）教育・保育事業、地域子育て支援事業の充実

子育て世帯に対する各種支援サービスや相談体制などの充実を図り、子育て世帯が暮らしやすさを実感できるまちづくりを進めます。

①多様化する保護者のニーズに対応できるよう、保育サービスや地域子育て支援事業等の充実を図ります。

②子どもの人数や保護者の就労動向を見極めつつ、適切な教育・保育事業の量の確保に努めることで、待機児童ゼロを継続します。

③子育てに関する不安や悩みの解消に向け、関係機関の連携のもと相談体制の充実を図ります。

④SNS など子育て世代の多くが利用している電子媒体などを活用して、子育て世帯に必要な情報が行き届くよう、情報提供のあり方・方法を充実していきます。

2）支援を必要とする子ども・子育て世帯への支援

児童虐待防止をはじめ、貧困世帯の解消など地域と連携した支援を充実していきます。

①児童虐待の早期発見・早期対応に向け、地域や関係機関等と連携を図り、児童虐待を未然に防ぐ取り組みを進めるとともに、各種相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。

②ひとり親世帯や子どもの貧困世帯などに対し、就労支援や経済的負担の軽減などの生活支援に取り組むとともに、ひとり親世帯や貧困世帯が孤立することがないよう、地域や団体等と連携し、地域で支える体制の強化を図っていきます。

3）子どもたちを健やかに育む環境づくり

子どもの健やかな成長とともに、親もいきいきとした暮らしの満足感を得られるよう取り組みます。

①豊かな自然や人情味あふれる温かい環境の中で、子どもたちが健やかに成長することができ、親が安心して子どもを産み、育てられる環境を、住民・地域・団体等と連携を図りながら進めていきます。

②妊婦健康診査費の助成や母親学級、乳幼児健診などの母子保健事業の推進により、安心して出産・育児に取り組めるよう妊産婦、乳幼児期からの切れ目のない支援に努めます。また、妊産婦訪問や新生児訪問、乳幼児健診の際にきめ細かな相談により児童虐待を未然に防ぎ、子どもの成長・発達の確認や育児に関する不安に対応するため、乳幼児健診の受診率の向上に努めます。

③妊娠・出産・子育てに関し、各種相談事業などを通じて包括的な支援に取り組み、産前・産後の不安や子育てに対する不安や悩みの解消に努めます。

④子どもの成長に欠かせない「子どもの遊び」が充実し、子育てを楽しむことができる環境づくりとともに、公園や広場など子どもが安全に安心して遊べる環境づくりに取り組みます。

分野別計画

■第２期猪名川町子ども・子育て支援事業計画

■猪名川すこやかプラン【猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画】

施策６　高齢者支援

高齢者が生涯現役で活躍できるまち

現状と課題

- 本町の高齢化率は、全国水準・兵庫県平均より低い水準で推移してきましたが、2019 年（平成 31 年）１月１日（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」）の高齢化率は 28.3%と、全国水準（27.6%）、兵庫県平均（27.9%）を上回ることとなりました。近年、本町の高齢化は急速に進んでおり、今後も高齢化は進んでいくと予測されます。
- 本町の健康寿命（2015 年（平成 27 年））は男女ともに兵庫県下で最も長く、この特徴を活かした取り組みの継続が重要となります。
- まちづくりアンケート調査によると、まちづくりなどに主体的な参加意向を持つ人（企画・運営側として参加したい人）は、70 歳以上でほかの年齢層より多くなっています。また、まちづくりワークショップでは、高齢者が活躍できる仕組みや高齢者が働くことの重要性に関する意見も挙がっており、「高齢者の活躍」に向けた支援、仕組みづくりなどが重要となっています。
- まちづくりアンケート調査によると、「高齢者の支援体制」はほかの施策と比べて重要度が高く、住民が求める 10 年後のまちの姿については、「高齢者や障がいのある人など、必要な支援が受けられる福祉が充実したまち」が第 4 位（20 項目中）となっています。また、同調査では、10 年前に比べて高齢者の定住意向が大幅に減少し、老後の不安が増大していることがわかります。
- 高齢者が介護や支援などが必要になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、各種サービス・支援体制の充実を図るとともに、高齢者やその家族が抱える不安などに対して、行政だけでなく地域社会全体で支えあう地域づくりに取り組む必要があります。
- 高齢化に伴い、認知症高齢者の人が増加することが予測される中で、認知症高齢者が暮らしやすい社会をめざす「共生」と、認知症の発症や進行を遅らせる「予防」を二本柱とした認知症対策の強化が求められています。

施策の展開方向

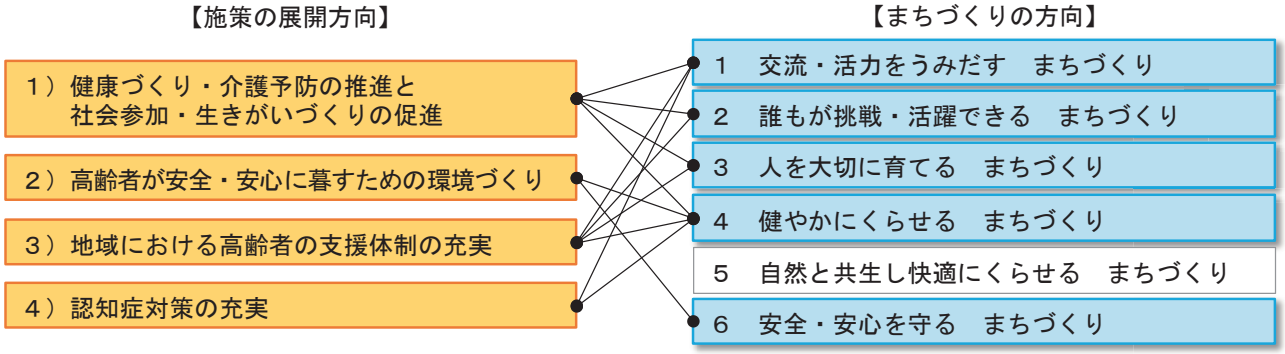

取り組みの内容

1）健康づくり・介護予防の推進と社会参加・生きがいづくりの促進

高齢者の健康づくり・介護予防の推進や社会参加・就労などによる活躍の促進などを通じて、生涯現役社会の実現をめざします。

①健康寿命の延伸に向けて、身近な地域での高齢者の主体的な健康づくり、介護予防の活動を促進・支援します。

②生涯学習や多様な活動、交流、就労・就業支援などの社会参加・生きがいづくりに関する取り組みの充実を図るとともに、高齢者のニーズや生活機能に応じた社会参加を支援できる体制の構築に取り組み、高齢者の活躍を促進します。

2）高齢者が安全・安心に暮らすための環境づくり

住み慣れた地域で高齢者が安全・安心に暮らすことができるよう介護、医療、福祉サービス等の充実や権利擁護の推進を図ります。

①川西市・猪名川町在宅医療・介護連携支援センターを中心に、医療機関と介護サービス提供機関の相互連携による在宅療養支援体制の構築・拡充を図ります。また、在宅医療・介護連携推進協議会などを通じた多職種が連携に取り組むとともに、在宅医療に関する知識の普及・啓発を推進します。

②介護・支援が必要な高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、各種高齢者福祉サービスの充実を図ります。また、住まいや移動手段の整備、災害時・緊急時対策の充実を図り、安全・安心な日常生活が送れるまちをめざします。

③介護保険サービスの提供体制の充実を図るとともに、介護保険サービスの質の向上、介護給付適正化に取り組みます。

④成年後見制度の利用促進を図るとともに、高齢者の虐待防止や孤独死防止に取り組み、高齢者の権利擁護を推進します。

3）地域における高齢者の支援体制の充実

高齢者一人ひとりの課題解決や支援の充実に向けて、地域ぐるみで高齢者を見守り、支えていく体制づくりを進めます。

①地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の充実に取り組み、地域包括ケアシステムの基盤強化を図ります。

②生活支援コーディネーターが中心となった生活支援体制の整備や、既存の地域活動との連携などを進め、地域で支えあう体制の充実を図ります。

4）認知症対策の充実

認知症になっても地域で安心して暮らせる「共生」と、認知症の発症や進行を遅らせる「予防」を柱に認知症対策の充実を図ります。

①認知症に関する正しい理解を促進するとともに、認知症の予防や、認知症に関連する制度などの普及・啓発に取り組みます。

②認知症の早期発見・早期治療等に向けて、認知症初期集中支援チームが中心となり、相談・支援に取り組みます。

③認知症になっても適切な支援が受けられるよう、医療と介護が連携した支援を推進します。また、認知症高齢者とその家族を地域で支える体制の構築・強化を図ります。

分野別計画

■猪名川町高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画

施策７　障がい者（児）支援

障がいのある人もない人もともに暮らしやすいまち

現状と課題

- 障害者手帳所持者が増加している中、障がいの有無に関わらず、誰もが互いを認め、尊重しあえる共生社会の実現が求められています。また、障害者差別解消法が 2016 年（平成 28 年）に施行され、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の考え方が示されました。
- 広報いながわや講演会等を通じて障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ってきましたが「猪名川町障がい者（児）福祉計画」策定時のアンケートでは、日常生活の中で差別や偏見を感じると答えた人（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）は 29.8%で、知的障がい・精神障がいのある人は半数以上の人が差別や偏見を感じていると回答していることから、理解の促進に向けた取り組みを進める必要があります。
- 障がいのある人や家族の高齢化、障がいの多様化など、様々な要因を背景に相談件数が増加しており、障害者相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 障がい者実態調査や関係団体へのヒアリング調査などからは、「親亡き後」に対する不安が明確になっており、住み慣れた地域で暮らし続けていけるような支援体制の確保が求められています。
- まちづくりアンケートおいて、「障がいのある人が暮らしやすいまち」の評価は低いものの、今後重要と考える人が多くなっています。また、住民が求める 10 年後のまちの姿については、まちづくりアンケート調査では、「高齢者や障がいのある人など、必要な支援が受けられる福祉が充実したまち」が第４位（20 項目中）となっています。
- 障がいのある人の日常生活を支えるため、ホームヘルプサービスをはじめとした各種生活支援サービスの確保と充実に努めていますが、障がいのある人が年々増加していることからも、継続して各種生活支援サービスの充実に取り組む必要があります。また、障がいのある子どもが障がい特性に応じて必要な教育・療育を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育など、様々な関係機関が連携し、支えていく必要があります。
- 共生社会の実現に向けて、障がいや障がいのある人に対する理解と人権の尊重を基本としながら、障がいのある人それぞれが望む形で、地域であたりまえに暮らせるまちづくりを推進するとともに、自立と社会参加の実現をめざす必要があります。

施策の展開方向

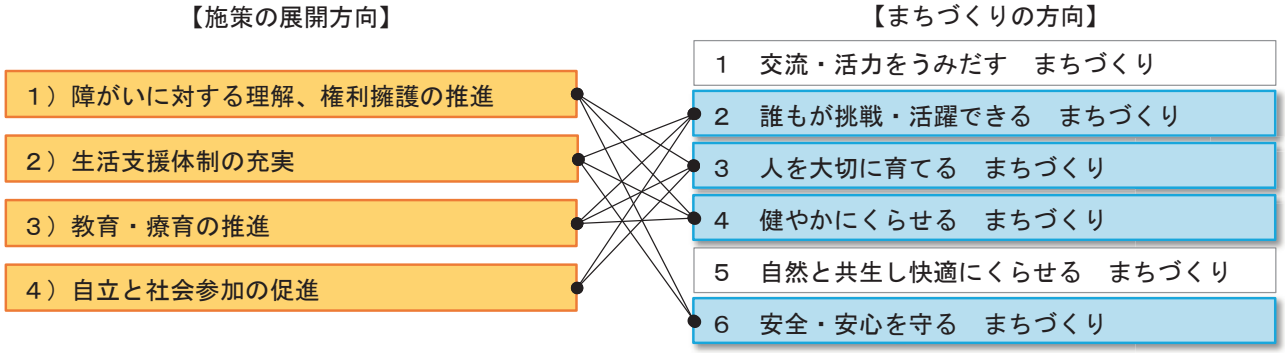

取り組みの内容

1）障がいに対する理解、権利擁護の推進

障がいや障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現に取り組みます。

①障がいの有無に関わらず、誰もが互いを認め、尊重しあえる共生社会の実現に向け、広報や福祉教育、ふれあいの場等を通じて、障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及と、理解や配慮の意識啓発を促進します。

②障害者差別解消法の趣旨や、法に基づく取り組み、事業者に求められる対応等をホームページや広報誌等を通じて、周知・啓発します。また、障害者差別解消支援地域協議会を中心に、障がいのある人への差別の解消を図ります。

③障がいのある人の権利擁護を保障するため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知・啓発、相談支援体制の充実に努めます。

2）生活支援体制の充実

障がいのある人の日常を支える各種生活支援サービスの充実を図ります。

①障害者相談支援センターを相談拠点として、障がい者支援に関わる各種団体、事業所等と連携を図りながら相談支援機能の充実を図るとともに、相談員に対する研修等を充実し、さらなる質の向上をめざします。

②訪問や日中活動、施設などの各種障がい福祉サービスなどの確保・充実に努めるとともに、障害者手帳所持者に対する医療費助成を進め、必要な医療受診の機会を確保します。

③障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を備えた地域生活拠点等を整備し、住み慣れた地域で暮らし続けるため、グループホームの活用など支援体制を確保していきます。

3）教育・療育の充実

障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じたきめ細かな支援に取り組みます。

①町独自に実施している療育支援事業である言語聴覚療法・作業療法・理学療法の訓練を継続して実施するとともに、児童発達支援センターを町内に整備し、保育所等訪問支援・重症心身障害児対応の児童発達支援や放課後等デイサービス事業に取り組みます。

②母子保健事業を通じて、乳幼児の健全な成長と発達、保護者の心身の健康や健全な育児を確認・支援するとともに、障がいの早期発見と適切な治療・療育につながるよう取り組んでいきます。

③障がいのある子どもが十分な教育を受けられるよう、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに対応するとともに、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、授業や学級活動、行事などにおける参加・交流機会の確保に努めます。

4）自立と社会参加の促進

就労やスポーツ・文化活動など、障がいのある人の自立と社会参加の促進を支えます。

①障害者就労支援センターを中心とした、就労相談をはじめ、地域への障がい者雇用の理解促進に努めるとともに、障がいのある人のニーズを把握した上で、一般就労に必要な技能を身につける機会の充実と確保を図ります。

②障がいのある人を対象としたスポーツ大会やまちづくり協議会の運動会への参加など、地域の関係機関や地域住民との交流ができる場づくりに努めます。

分野別計画

■猪名川町障がい者（児）福祉計画【第３次障がい者計画・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画】

施策８　健康・医療

誰もが元気で安心して暮らせるまち

現状と課題

- がんや脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病を有する人の増加に伴い、医療費も増加の傾向にあります。
- 健康寿命は、男女ともに兵庫県で最も長く、男女ともにさらに延伸している状況から、健康長寿のまちといえます。
- 各種健診が受けやすい体制の整備に取り組んだことから、各種健診の受診率は高くなっています。また、地域の医療機関と連携体制を確立し、保健・医療の連携強化を図っています。
- 兵庫県保健医療計画を踏まえ、兵庫県をはじめ阪神医療圏域内の各市、医療機関等と連携した圏域内の高度医療体制を構築する必要があります。
- 健康や医療に関して、24 時間無料で電話相談ができる「いながわ健康・医療相談ほっとライン 24」や、かかりつけ医の必要性について周知・啓発に取り組んでいます。医療体制として、兵庫県や周辺市町と連携し、救急搬送体制や休日夜間の受療に対応しています。

健康寿命の推移（猪名川町と兵庫県）

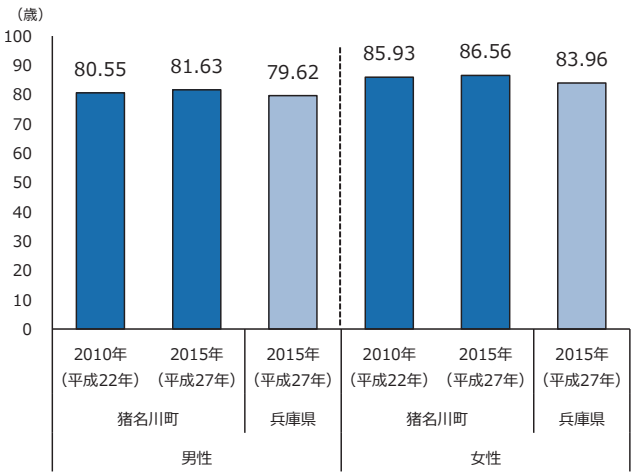

資料：兵庫県健康福祉部健康局健康増進課による算出

- まちづくりアンケート調査によると、「身近なところでかかりつけ医が得られる」「健康増進に向けた取組」とも重要度が高くなっています。また、住民が求める 10 年後のまちの姿で「医療や保健が充実して健康でいきいきと暮らせるまち」が第１位（20 項目中）と、住民の関心が高い分野といえます。

施策の展開方向

【施策の展開方向】

1）健康長寿の推進
2）医療が受けやすい体制の構築
3）食育の推進

【まちづくりの方向】

1　交流・活力をうみだす　まちづくり
2　誰もが挑戦・活躍できる　まちづくり
3　人を大切に育てる　まちづくり
4　健やかにくらせる　まちづくり
5　自然と共生し快適にくらせる　まちづくり
6　安全・安心を守る　まちづくり

取り組みの内容

1）健康長寿の推進

住民の主体的な健康づくり活動を支援し、健康寿命の延伸を図ります。

①健康寿命の延伸に向け、食や運動など、健康増進に向けた取り組みを住民、地域、団体、関係機関、行政が一体となって進めていきます。

②住民が主体的に健康づくり活動を実践できるよう支援するとともに、まちづくり協議会等の地域団体・組織と連携・協働を図りながら地域での健康づくり活動の充実、定着化に取り組みます。

③各種健診の受診体制の整備・確保に努め、受診率の向上を図るとともに、受診者が自身の健康づくりに健診結果を有効活用できるよう支援に取り組みます。

2）医療が受けやすい体制の構築

医療機関や関係市町等と連携し、医療不安の解消に取り組みます。

①各種保健事業の推進や医師会・歯科医師会をはじめとした各関係機関との連携により、健康に対する意識の向上とかかりつけ医の必要性について周知・啓発を図ります。また、疾病の状況に応じて必要な医療を受けることができるよう、病診連携体制の強化により急性期医療の充実に向け兵庫県・周辺市と連携しながら努めていきます。

②急病時等に相談できる「いながわ健康・医療相談ほっとライン 24」事業の周知を図り、医療不安の軽減を図ります。

③住民の救命率の向上と安全と安心の確保に向け、宝塚市・川西市との２市１町の救急応援体制及び救急医療機関との連携・強化を図り、救急搬送体制を強化します。

3）食育の推進

食は生活の基盤であり、「人」「まち」「安心」の視点を食育の基本の考え方として、人づくり、まちづくりに活かしていきます。

①家族や仲間で食卓を囲む「共食」によりコミュニケーションを図り、食について学ぶことで、生涯にわたり健全な食生活の実践ができるよう、ライフステージに応じた取り組みを進めます。

②ごはん（米）を中心とする日本型食生活の実践、猪名川町産の農産物の利用や、地域に伝わる食文化の継承に取り組みます。

③地場産物や旬の食材を消費する地産地消を推進し、安全・安心な食生活の実践に努め、さらに災害時における「食」について情報提供や啓発を充実させていきます。

分野別計画

■猪名川すこやかプラン【猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画】

■猪名川町国民健康保険保健事業実施計画【データヘルス計画】（第２期）

施策９　防災・消防

地域とつくる防災消防体制のあるまち

現状と課題

- 地震や台風、集中豪雨による災害などの自然災害が多発しており、南海トラフ地震など大規模災害の発生も懸念されています。また、本町は、町域の大部分を山間部が占めており、急傾斜地や砂防指定地での危険箇所も少なくありません。そのような中で、大規模な事故・事件などの危機事案も含めて、防災、安全・安心に対する意識・関心は高くなっており、平常時の備えと発災時の対応・被害抑制への取り組みが求められています。
- 近年の災害では、高齢者や障がいのある人など災害時要援護者の被災が多いことが問題となっており、災害時要援護者を支援する体制の整備、強化に取り組む必要があります。
- 自主防災組織との連携を図るとともに、まちづくり協議会単位で、地域の特性を活かした防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚と地域の防災力の強化に取り組んでいます。
- まちづくりアンケート調査によると、「災害対策」と「災害に強いまちづくり」については、今後重点的に取り組むべき施策（評価が低く重要度の高い施策）となっています。また、「消防・救急体制」はほかの施策と比べて評価と重要度が高くなっています。
- まちづくりワークショップでは、現在の暮らしについて災害への不安に関する意見が挙がっています。また、10 年後の「まちの将来像」については、「安全・安心」「災害に強いまち」といったキーワードも挙がっており、地域との災害リスクの共有や防災コミュニティの構築、災害情報の発信などが求められています。

施策の展開方向

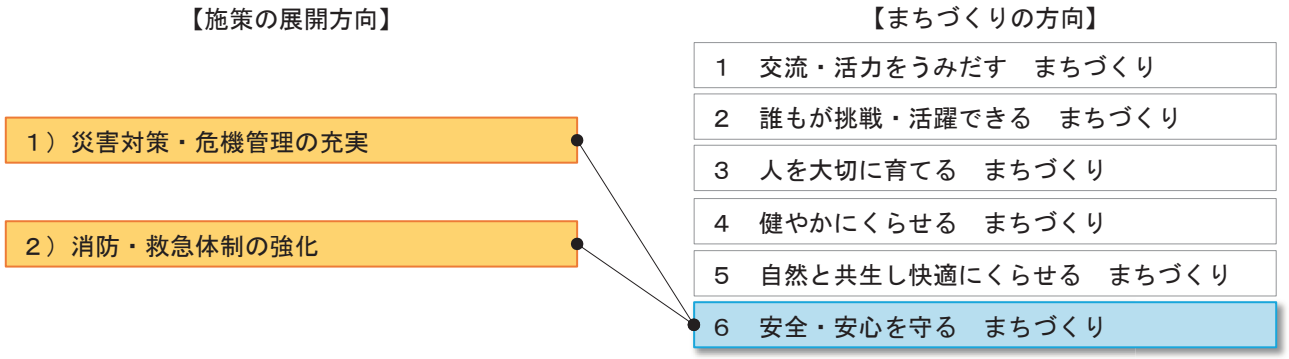

取り組みの内容

1）災害対策・危機管理の充実

防災対策及び危機管理体制の組織的な充実・強化と、地域の防災力の向上に取り組みます。

①緊急時に備えた予防対策及び災害応急体制の充実とともに、防災関連物資の備蓄、防災設備及び防災関連情報通信手段の充実により、防災力のさらなる強化を図ります。また、県との連携を強化し、減災に向けた防災対策などに取り組みを進めます。

②地域の防災体制の確立・強化をめざすとともに、災害に関する自助・共助の重要性などの啓発や、必要な情報・知識の啓発などにより住民の防災・減災意識の高揚を図ります。そのための情報やノウハウを提供し、地域の実情に沿った自助、共助を整理する支援を行います。

③災害時要援護者支援の取り組みのひとつとして、避難行動要支援者制度の地域への拡充に取り組み、共助に対する啓発・促進を行うことで、自主防災活動や地域の防災力の向上の推進に努めます。

④災害発生時の自治体や企業との各種応援協定など、広域的な防災体制の確立・強化を図ります。

⑤住宅の耐震診断・耐震改修の促進、地震に強い建物づくりの促進など、災害に強いまちづくりを進めます。

⑥生命、身体及び財産を保護し、住民生活の安定を確保するため危機事案に的確かつ迅速に対応できるよう体制を強化します。

2）消防・救急体制の強化

多種多様な災害、危機事案に即応する消防体制や救急体制の充実・強化に取り組みます。

①宝塚市・川西市との２市１町の消防の連携・協力を強化し、消防・救急体制の充実を図ります。

②AED の設置の促進とともに、使用方法を含めた救命講習を実施し、応急手当の普及・啓発に取り組みます。

③消防職員の人材育成・確保とともに、消防ポンプ車等の車両の適正更新及び消防施設・設備・資機材等の計画的な整備を行い、消防力の強化を図ります。

④消防団組織の再編や配備車両の見直しなどを行い、地域の実情に即した消防団の配置を行いながら、地域防災力の向上を図ります。

分野別計画

- 猪名川町地域防災計画
- 猪名川町国民保護計画
- 猪名川町危機管理計画
- 猪名川町新型インフルエンザ等対策行動計画
- 猪名川町業務継続計画

施策 10　生活安全

地域とともに暮らしの安全安心をつくるまち

現状と課題

- 刑法犯の認知件数は減少傾向にあり、人口あたりの刑法犯認知件数割合も阪神間の他自治体と比べて低い水準となっています。しかし、道路や駐車場などで発生する街頭犯罪など、身近な場所での犯罪が未だに後を絶たない状況にあり、地域全体で防犯対策に取り組む必要があります。
- 自治会等の青色回転灯装着車によるパトロール等の防犯活動を促進しており、住民の防犯意識の向上や地域の防犯力の強化を図っています。
- 消費生活センターへの相談件数は180 件前後で推移していますが、高齢者からの相談件数が占める割合は増加傾向にあり、2018 年度（平成 30 年度）で過半数を占めています。
- 学校園における計画的な交通安全指導や高齢者を対象とした講習会の実施などを通じて、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に取り組んでおり、交通事故件数は減少傾向にあります。しかし、交通事故による死傷者数に占める子ども（15 歳未満）及び高齢者（65 歳以上）の割合は、兵庫県平均を上回って推移しており、交通安全対策のさらなる充実を図る必要があります。
- まちづくりアンケート調査によると、「防犯・消費者対策」と「交通安全対策」については、今後重点的に取り組むべき施策（評価が低く重要度の高い施策）となっています。

刑法犯認知件数の推移（猪名川町）

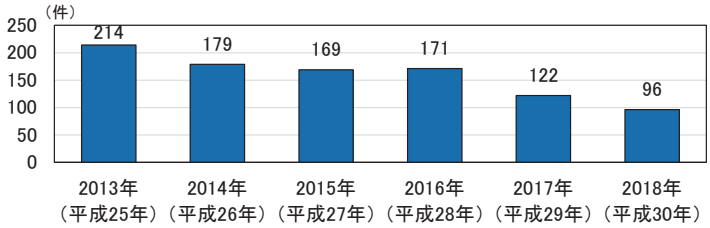

資料：兵庫県警察本部「犯罪統計書」

人口あたりの刑法犯認知件数（2017 年（平成 29 年））

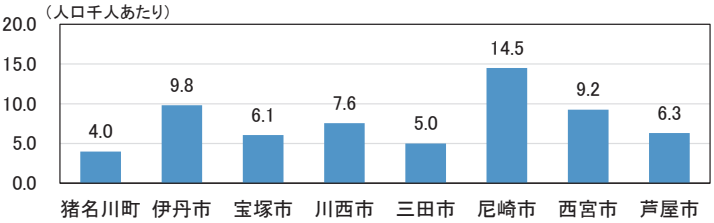

資料：兵庫県警察本部「犯罪統計書」及び兵庫県推計人口より算出

施策の展開方向

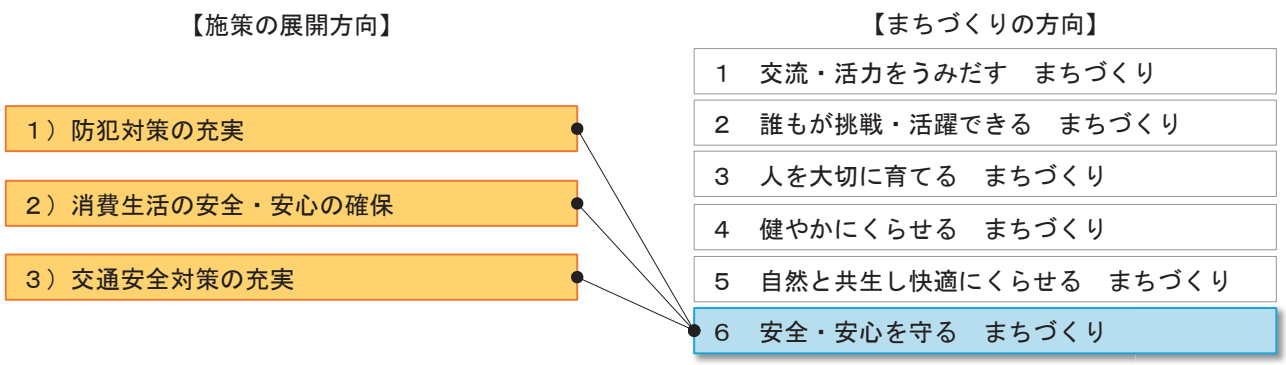

取り組みの内容

1）防犯対策の充実

自らの安全は自ら守る「自助」と、地域の安全を地域全体で連携して守る「共助」、行政・警察等による「公助」により、地域全体で防犯対策に取り組みます。

①犯罪情報・防犯知識の提供・共有や、まちづくり防犯グループ等による住民主体の防犯活動を促進・支援、青色回転灯装備車による防犯パトロールの充実などにより、防犯意識の高揚と地域が一体となった安全活動の促進を図ります。

②学校園での防犯教育や防犯に関する学習機会などの充実を図るとともに、登下校時の防犯対策、「こどもをまもる 110 番のおうち・くるま」の普及・促進などに取り組みます。

③子どもや女性、高齢者などを対象とした犯罪などの防止・対応に向けて、虐待や DV など様々な事案に関する相談支援体制の充実に取り組みます。

④防犯灯の整備・管理や防犯カメラ設置の促進、道路・公園・公共施設などの防犯対策などを通じて、防犯に配慮した施設の整備・管理を進め、ハード面から犯罪の起きにくい地域づくりに取り組みます。

2）消費生活の安全・安心の確保

消費生活に関する啓発・情報提供の推進と相談体制の充実を図ります。

①消費生活におけるトラブルの未然防止のため、警察や防犯協会と連携して啓発活動を実施します。また、出前講座や広報、ホームページなど多様な機会・媒体を活用し消費生活に関する情報提供の充実を図ります。

②消費生活センターを中心に、専門相談員の相談技術・資質の向上や関係団体・機関との情報共有などに取り組み、消費生活相談の体制の強化を図ります。

3）交通安全対策の充実

交通事故ゼロをめざし、交通安全意識や交通マナーのさらなる高揚を図るとともに、交通安全施策の整備に取り組みます。

①学校園において計画的な交通安全指導を実施するとともに、高齢者を対象とした交通安全に関する取り組みの充実を図ります。また、多様な機会・媒体を活用し、多世代への啓発にも取り組み、各ライフステージ及び、歩行者や自転車、自動車それぞれの立場での交通安全意識の高揚を図ります。

②地域や事業所、関係機関と連携し、違法駐車・駐輪対策、飲酒運転・危険運転の根絶など、交通マナーの向上を図ります。

③自治会・PTA からの危険箇所等の要望等を踏まえ、交通安全施設の整備に取り組みます。

分野別計画

■第三次猪名川町安全・安心まちづくり活動計画

施策 11　学校教育

子どもの多様な学びを育むまち

現状と課題

- 2018 年（平成 30 年）12 月に「猪名川町教育振興基本計画」を策定し、「未来を描き、未来を拓く猪名川の教育」を基本理念に、夢と志を持って予測困難な未来をたくましく生き抜く力を持った人間を育てる教育の推進に取り組んでいます。
- 幼児教育では、幼児が身近な環境に主体的に関われる教育環境を整え、幼児が遊びを通して学べるような体験活動を充実させ、五感を使って、心が豊かに成長できる活動を工夫しています。また、保・幼・小・中の連携を図り、学びの連続性を確保していくよう努めています。
- 学校教育では、児童生徒の学習意欲を高め、学力向上を図るため、全国学力・学習状況調査や町独自の学習到達度調査などの結果を踏まえた授業づくり、道徳教育や体験学習を通して豊かな心の育成、健やかな体を培う教育に取り組んでいます。
- 2015 年（平成 27 年）1 月に「猪名川町いじめ防止基本方針」を策定し、いじめを許さない体制づくりを進めるとともに、不安や悩みを抱える児童生徒に対しては適切に相談や支援に応じるなど、学校と関係機関との連携を図りながら取り組んでいます。
- 学校支援ボランティアや部活動指導員、学習サポーターなど外部人材を積極的に活用し、地域に開かれた学校・園づくりを進めています。社会の様々な世代や技能を持った人とふれあうことができる学びは、学校や家庭での教育だけでなく、多くの可能性があります。今後も学校、家庭、地域が一体となり、次代を担う子どもの成長を応援していくことが求められています。
- まちづくりアンケート調査によると、「幼児教育の充実」「学校教育の充実」とも重要度が高くなっており、特に 30 歳代、子どものいる世帯で重要度が高くなっています。
- 2017 年（平成 29 年）3 月に学習指導要領、幼稚園教育要領が改訂され、「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、学校が教育内容や時間の配分、教育資源の確保を通じて教育効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立が重要とされています。

施策の展開方向

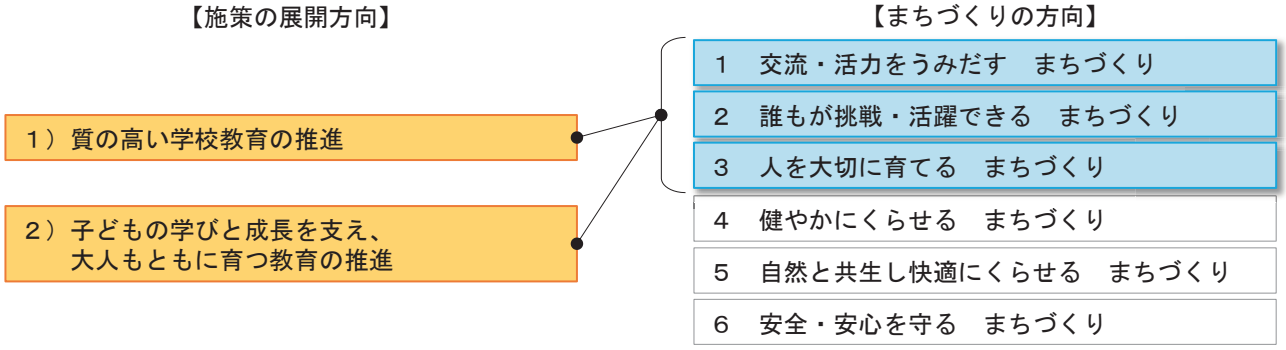

取り組みの内容

1）質の高い学校教育の推進

学校間の接続と地域との連携を強化し、質の高い教育の推進に取り組みます。

①就学前教育から中学校までの円滑な接続と学校・家庭・地域のパートナーシップによる強固な連携により、学校教育が充実するように努めます。

②確かな学力を培う教育の推進に向け、「主体的・対話的で深い学び」が実現できるように指導方法の工夫改善を図るとともに、授業・保育のユニバーサルデザイン化や ICT 機器の活用の推進によるわかりやすい授業づくり、幼・小・中連携を強化し連続した学びの確保に努めます。

③豊かな心と志を育む教育の推進に向け、道徳教育や体験活動などを通じて他者を思いやる心の育成に努めます。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

④健やかな体を培う教育の推進に向け、体力づくりや運動習慣の定着に取り組むとともに、食の指導や学校給食の活用、食育の推進などに取り組みます。

⑤インクルーシブ教育システムの理念に基づき、障がいのある子どもの状態や特性に応じた指導に努めるとともに、関係機関と連携を図り、機能的な校内支援体制の整備を図ります。

⑥幼児の特性や発達段階を踏まえた指導の充実とともに、園生活を通じて豊かな心情と自立・協働の態度を育成し、幼児期において「育みたい資質・能力」を伸ばすための保育の充実を図ります。

⑦人権に関わる課題の解決に向け、関係機関との連携を含め、総合的に取り組むための推進体制を整備するとともに、人権課題に関する情報と課題の共有を図り、課題解決に努めます。

⑧「ふるさと猪名川」や日本の伝統・文化などを大切にする教育をはじめ、英語・外国語活動の充実などを通じて、グローバル化に対応する教育を推進します。

⑨教職員の専門性を高めるため、経験や職務に応じた研修の充実を図ります。また、学校業務改善の取り組みを進め、教職員がゆとりを持って子どもと向きあう時間の確保に努めます。

⑩児童生徒の減少を踏まえつつ、新しい時代に求められる資質・能力を育むためのよりよい教育環境の保持に向け、適正な学校規模・学校配置の検討を進めます。

2）子どもの学びと成長を支え、大人もともに育つ教育の推進

学校・家庭・地域が一体となり、子どもも大人もともに成長できるまちをめざします。

①学校・家庭・地域が一体となってよりよい学校づくりをめざす「コミュニティ・スクール」の導入に向けた取り組みをはじめ、学校・家庭・地域が協働する教育活動の推進に取り組みます。

②学校施設・設備の適正な管理を行うとともに、学校・園全体が教育の場として心やすらぐ環境となるよう、努めます。また、幼稚園から中学校までの完全給食を引き続き実施するとともに、安全・安心な学校給食の提供に努めます。

③教育支援センターで、子育てや子どもの育ちに関する悩みなど様々な教育相談に応じます。

分野別計画

■猪名川町教育振興基本計画
■猪名川町立学校園の適正規模・適正配置等教育環境のあり方に関する基本方針

施策 12　生涯学習・文化

生涯にわたって学び、地域の文化活動を支えるまち

現状と課題

- 「人生 100 年時代」を迎え、子どもから高齢者まで誰もが活躍できる場をはじめ、いきいきと、楽しみながら、生涯にわたって学べる場が重要視されています。
- 公民館事業を通じて地域住民や各種団体の優れた知識や技能を有する人を指導者として発掘し、活躍できるよう取り組んでいます。また、生涯学習にふれる人が増えていることからも、住民や団体の活動を支え、活躍できる場や機会を確保していく必要があります。
- 国史跡多田銀銅山遺跡は重要な歴史・文化財であり、その価値を周知し、後世へ継承していくために多田銀銅山悠久の館での企画展の開催や世代に応じたイベント、生涯学習カレッジ「リバグレス猪名川」などを通じて、適切な文化財の保存・活用に取り組んでいます。
- 公民館講座や文化活動に関する情報は、広報いながわや公民館だよりなどの紙面、町ホームページや SNS などの ICT を活用し、様々な方法を用いて提供に努めています。
- まちづくりアンケート調査によると、「図書館サービス」はほかの施策と比べて評価が高くなっていますが、「社会教育」は評価と重要度ともに低くなっています。

施策の展開方向

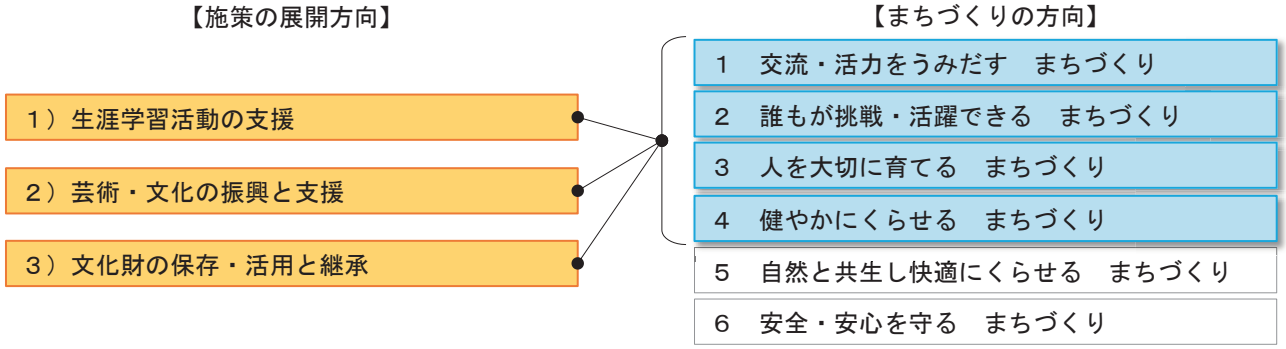

取り組みの内容

1）生涯学習活動の支援

生涯にわたっていきいきと学び、活躍できる場や機会の確保に努めます。

①各種公民館講座や生涯学習カレッジ「リバグレス猪名川」や、人権・環境・健康・まちづくりの講座を通じて、住民ニーズや地域課題を反映した学習機会の提供に努めます。

②自主学習グループの育成を進め、地域のつながりの充実を図るとともに、学習活動を通じた地域交流・世代間交流が促進されるよう、子ども・若者や子育て世代の参加促進を図ります。

③生涯学習活動を通じて、優れた知識や技能を有する人材を指導者として発掘し、住民主体の学習活動の活性化を図るとともに、発掘した人材の知識や技能を活かせる場の提供に努めます。

④各種広報媒体を活用し、様々な生涯学習に関する情報の提供に努めます。また、ICTの発展の動向を見極めながら、より多くの人に情報が行き届く方法について模索していきます。

⑤図書館において住民のニーズに合った資料や図書の充実を図り、多様な学習ニーズに対応するとともに、図書館サービスを利用できる環境整備や子どもの読書活動の支援を行います。

2）芸術・文化の振興と支援

芸術・文化活動を支援し、芸術文化の振興を図ります。

①幼児から高齢者まで、幅広い世代を対象とした鑑賞型事業や普及参加型事業の実施をはじめ、芸術・文化事業の情報を広く発信するなど、芸術・文化にふれる機会の提供に努めます。

②芸術文化活動の活性化に向けて、団体の育成と支援に取り組みます。

3）文化財の保存・活用と継承

地域住民とまちの文化財を適切に保存・活用し、後世に引き継いでいきます。

①町内に点在する文化財について、地域住民と連携した今後の保存・活用についての検討を進めるとともに、後世に引き継ぐための支援を行います。

②町内に所在する文化財の積極的な啓発を行い、地域の魅力を情報発信するとともに、郷土愛の育成を図ります。

③子どもの郷土愛の醸成を育むため、学校教育と連携した取り組みを支援していきます。

④国史跡多田銀銅山遺跡の価値を維持し、次世代へ確実に継承していくため、適切に保存・活用していきます。

分野別計画

■猪名川町教育振興基本計画
■史跡多田銀銅山遺跡保存活用計画

施策 13　青少年育成・スポーツ振興

大人も子どもも心身ともに元気なまち

現状と課題

- 地域コミュニティの希薄化などから青少年を取り巻く現状は大きく変化しており、自然に備わっていた社会性・自主性などを身につけることが難しくなっていることが問題視されています。
- 全国学力・学習状況調査（2018 年度（平成 30 年度））において、地域行事に参加している小中学生の割合は、全国及び兵庫県の水準を上回っていますが、さらに青少年の社会性や自主性を育むためにも、様々な体験・交流ができる機会の提供や青少年活動の支援が必要です。
- 青少年育成団体等を中心に、身の回りにあふれる情報を適切に活用できる能力や情報モラルの育成の大切さを学ぶ機会がつくられています。
- 青少年の非行防止・安全確保に向け、定期的な夜間パトロール（声かけ）などの非行防止活動に努めた結果、青少年への夜間徘徊やたむろ行動に関する声かけ事案が減少傾向となっています。一方で、全国的には青少年が被害者、または加害者となる事件も発生しており、それらの防止に向けて、地域全体で青少年を守っていくための環境づくりが必要となっています。
- スポーツは、心身の健全な発達をはじめ、健康増進、体力保持、精神的な充足感の獲得などに効果的であり、健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっています。
- スポーツ施設の利用者は微増傾向にあります。2020 年（令和 2 年）に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることや健康志向の高まりにより、運動やスポーツに対する機運が高まっていると考えられます。
- 地域スポーツとして、猪名川町体育協会によるスポーツ教室の開催や小学校区ごとに組織しているスポーツクラブ 21 など、身近な地域でスポーツに取り組める環境を整えており、今後も地域のスポーツ団体等と連携しながら、住民のスポーツ活動を支えていく必要があります。

スポーツセンター等の利用者の推移（猪名川町）

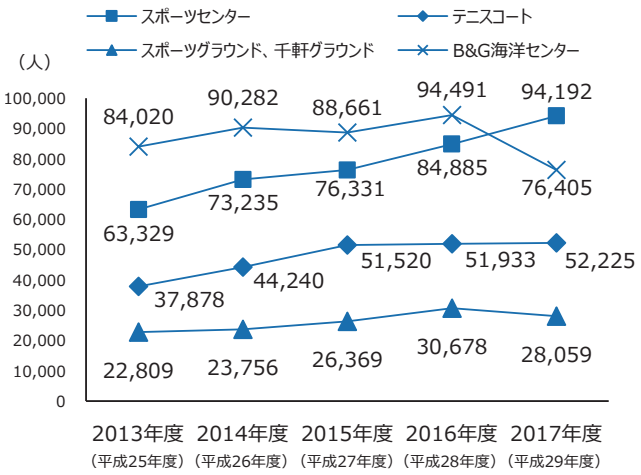

資料：猪名川町教育要覧

施策の展開方向

【施策の展開方向】

1）青少年の健全育成の推進

2）生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の支援

【まちづくりの方向】

1　交流・活力をうみだす　まちづくり
2　誰もが挑戦・活躍できる　まちづくり
3　人を大切に育てる　まちづくり
4　健やかにくらせる　まちづくり
5　自然と共生し快適にくらせる　まちづくり
6　安全・安心を守る　まちづくり

取り組みの内容

1）青少年の健全育成の推進

青少年の活動や社会参加などを促進し、社会性・自立性を育むとともに、青少年の安全を守る取り組みを進めます。

①青少年健全育成団体や子ども会など関係団体の活動への支援とともに、指導者の育成に取り組みます。また、青少年活動に関する情報発信を行い、活動への参加を促進します。

②「猪名川町の未来を描く高校生フォーラム」など、青少年が企画・運営・参加する活動・イベントへの支援などを通じて、青少年主体の活動を支援します。

③情報活用能力の育成に向けて、ICT 機器を活用した情報教育の充実を図るとともに、青少年の情報機器の活用やモラルの向上に向けた教育・啓発を推進します。

④青少年の非行防止及び問題行動の早期発見のため、青少年指導員による定期的な夜間パトロール（声かけ）を行うほか、地域との連携による「こどもをまもる 110 番のおうち」等の推進などにより、地域全体で青少年の安全を守る取り組みを推進します。

2）生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の支援

スポーツ・レクリエーションの機会の提供や指導者等の育成、関連団体等の活動支援に取り組みます。

①スポーツ推進委員の派遣と指導、スポーツ教室などの開催、スポーツ施設の維持管理などを通して、誰もが気軽にスポーツに参加し、健康増進を図ることのできる機会の提供に努めます。

②まちづくり協議会ごとに活動するスポーツクラブ２１の活動を支援し、世代を超えた交流を図り、地域コミュニティの活性化を図ります。

③体育協会などの競技スポーツ団体を支援するとともに、各種スポーツ教室の開催、スポーツ活動優秀者に対する助成などを行い、各競技の普及と競技人口の拡大に努めます。

④住民運動会やいながわスポーツ祭、彫刻の道マラソン大会など、子どもから高齢者まで幅広い年代が参加できるイベントを開催していきます。

分野別計画

■猪名川町教育振興基本計画
■第三次猪名川町安全・安心まちづくり活動計画

施策 14　自然・環境保全・環境衛生

豊かな環境を守り活かすまち

現状と課題

- 町内に源を発し、郷への恵みをもたらす清流猪名川や緑豊かな山林に育まれた自然環境が豊かなまちであり、町内での暮らしで「満足しているもの」の第１位が「自然環境が豊か」となっています。この自然は猪名川町の誇りであり、住民のまちへの愛着に寄与するものです。
- 清流猪名川は、多様な生物が生息する一級河川で、親水空間として整備を進めてきました。また、環境交流館では、町内の希少な水生生物を展示することにより町内の豊かな自然環境の PR を行っており、今後も様々な資源を活用しながら環境保全意識の向上に取り組む必要があります。
- 町域の約 80%を占める森林は、森林所有者の高齢化や後継者不足、林業への関心の低下などにより、整備が行き届いていない山林が増加している状況です。また、農地においても担い手の高齢化や若年層の流出などの理由により遊休農地が増えています。防災や水源涵養、環境保全など、様々な観点から、森林や農地の保全が必要であることからも、行政・事業者・住民等が一体となって保全に向けた取り組みを進める必要があります。
- 環境問題への取り組みとして、猪名川町環境住民会議とともに毎年６月の環境月間に開催する環境展や 11 月に開催するいながわまつりにおいて、環境保全について広く PR を行っています。また、春と秋に環境美化週間を設け、その期間中の日曜日を「クリーンアップ作戦」の日として町内一斉に環境美化活動を行っています。
- ごみの減量化に向け、ごみの分別の徹底と啓発を行っていますが、住民一人の１日あたりのごみ排出量の減量化につながっていない状況にあります。そのため、自治会や子ども会などの地域団体に再生資源集団回収の取り組みを奨励するとともに、公共施設で剪定した枝葉からバークチップを製造し、無料配布を行っており、今後もごみの減量化と再資源化の推進に向けた取り組みを進める必要があります。
- まちづくりアンケート調査によると、「自然環境の保全」と「ごみ処理、ごみの減量化」の評価は高く、「環境に配慮した取組」「自然環境の保全」「ごみ処理、ごみの減量化」の３つとも重要度は高くなっています。
- 「自然」は住民生活に密接で、住民生活の満足度に大きく寄与するものであることからも、自然を活かしたまちづくりを継続して進める必要があります。

施策の展開方向

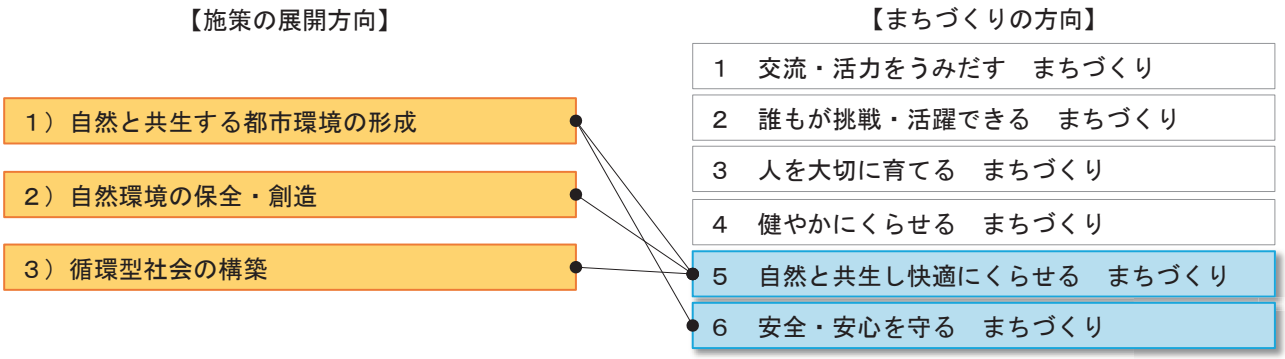

取り組みの内容

1）自然と共生する都市環境の形成

自然環境を最大限に活かした都市環境の形成に取り組みます。

①豊かな自然環境の保全と活用を図るため、都市周辺に残された自然環境を活かし自然と共生する快適で魅力あるまちづくりをめざします。

②潤いのある都市環境の形成に向け、市街地内外における公園、緑地、河川、ため池、歴史的・文化的施設、景勝地など有機的に結んだ、水と緑のネットワーク化をめざします。

2）自然環境の保全・創造

山林、農地、水辺の保全や緑化の推進などを通じ、自然環境を守り、育てます。

①清流猪名川や大野山、柏原集落の棚田、星空をはじめとする豊かな自然とふれあうことにより、これらを保全する意識と、まちに対する愛着を醸成していきます。

②地域に残る伝統文化や郷土料理などにふれる機会をつくることで、地域への愛着や思いなどを後世に引き継ぐ郷土愛を育みます。

③環境交流館を拠点に水生生物の保全活動や恵まれた町内の自然を引き続き PR していくとともに、まちづくり協議会をはじめ、自治会や学校、青少年団体と協働した保全活動に取り組みます。

④森林組合や森林ボランティア等と連携し、造林・育林の推進、里山林の保全活動を行っていきます。また、ペレット製造事業や個人宅の薪・ペレットストーブの普及に努め、森林機能の向上や里山再生を図ります。

⑤農地は生物多様性の保全や水源の涵養、ふれあいの場の提供など、環境面からも多面的な機能を有していることから、保全に向けた取り組みを進めていきます。

3）循環型社会の構築

限りある資源を大切にし、環境負荷の低減に取り組みます。

①地球温暖化やオゾン層の破壊、生物種の減少など、様々な環境問題について、学校教育や社会教育の場など、様々な機会を通じて環境学習に取り組むとともに、住民や地域と一緒に地域の課題解決に取り組んでいきます。

②ごみのリサイクルや減量化に向け、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に努めるとともに、バークチップの製造によるごみの減量化を継続して進めていきます。

③事業所や自動車などの騒音・振動発生防止の指導や啓発に取り組むとともに、美化活動や廃棄物の不法投棄対策などにも取り組んでいきます。

分野別計画

- 猪名川町都市計画マスタープラン
- 第４次猪名川町環境基本計画
- 猪名川町教育振興基本計画
- 猪名川町ごみ処理基本計画

施策 15　都市整備

自然と住宅都市が調和した住みよいまち

現状と課題

- 豊かな自然環境と快適な住環境が調和した住宅都市として発展を遂げ、住民のまちへの愛着と幸福感は居住エリアに関係なく高い状態にあります。
- 新名神高速道路の開通に伴い、肝川・差組地区を産業拠点地区として位置づけ、企業立地による新たな就業機会の創出と、地域振興と活性化につながる土地利用として促進してきました。2017 年（平成 29 年）6 月から民間事業者を事業主体とした「プロロジス猪名川プロジェクト」がスタートし、民間活力を活かした地域経済の活性化を目的にプロジェクトを推進しています。
- 市街化区域では、大規模住宅地における人口構成の変化や地域課題に対応するため、用途地域や地区計画の見直しにより、適正な土地利用の誘導に努めました。市街化調整区域では、南部の幹線道路沿道地域において、まちの活性化につながる土地利用の誘導に努めました。
- 町域の大半を占める市街化調整区域では、高齢化や人口減少が進む中、生活環境の維持・改善を進めるためには、地域課題に対応し、地域の特性を活かしたまちづくりを実現していく必要があります。
- 公園・緑地は住む人・訪れる人にゆとりとやすらぎを与えてくれるものであり、これまで地域の特性に応じた魅力ある公園づくりに取り組んできました。また、近年の健康志向の高まりに配慮し、住民の意見を取り入れながら公園等に健康器具を設置するとともに、公園の維持・管理・美化については住民や各種団体と連携しながら取り組んでいます。今後も、住民ニーズを把握しつつ、住民や各種団体と連携しながら、適切な維持・管理に取り組む必要があります。
- 公共施設の建設等の際は、景観形成協議会を通じて関係者等から意見を得ながら、景観形成の誘導を図るとともに、自然や歴史など周辺環境が調和した景観づくりに取り組んでいます。
- まちづくりアンケート調査によると、全体的に「公園の維持・整備」や「地域に応じた緑化」の評価は高いものの、「適切な土地利用」や「住民の生活向上につながる施設整備」の評価は低く、それぞれ地域によって評価する視点が大きく異なる状況にあります。重要度では「公園の維持・整備」や「住民の生活向上につながる施設整備」を重要と考える人が多くなっています。

施策の展開方向

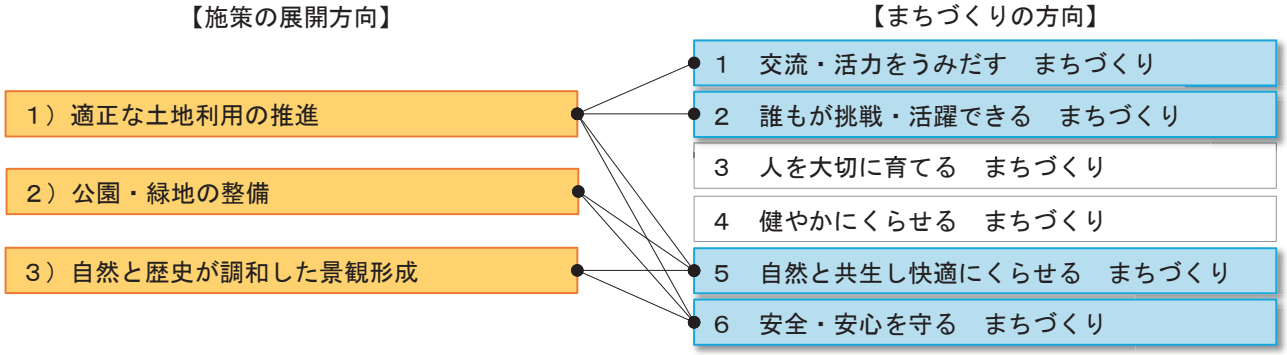

取り組みの内容

1）適正な土地利用の推進

住民の生活向上とまちの活性化につながる適正な土地利用に取り組みます。

①市街化区域においては、生活環境の変化や住民の意向を踏まえつつ、用途地域や地区計画の見直しにより、適正な土地利用の誘導に努めます。

②市街化調整区域においては、厳しい建築制限により地域活力の低下が懸念されていることから、地域特性や地域課題を踏まえ、土地利用計画に基づいた開発行為等を適切に誘導することにより、地域及びまち全体の活性化を図ります。

③建築や開発行為については、都市計画法、建築基準法や猪名川町開発事業の手続等に関する条例などにより、適切な指導・誘導を図ります。

④産業拠点地区については、周辺環境と調和した良好な産業用地として企業立地を促進するとともに、地区計画により建築物の適切かつきめ細かな規制・誘導に努めます。また、市街地の形成や土地利用の実態に応じて、市街化区域への編入や用途地域の指定などを検討します。

⑤原・紫合地区の大規模町有地については、まちの活性化の重要な地区と位置づけており、人口減少など持続可能なまちづくりの課題に対する総合的な土地利用をめざします。

2）公園・緑地の整備

住民、地域とともに良好な公園・緑地の整備・維持・管理に取り組みます。

①公園については、住民のニーズを把握し、公園等に健康器具を設置するとともに、住民意見を取り入れながら、適切な維持・管理に取り組みます。

②緑地については、町が有する自然の魅力とあわせた緑地の保全を進めるとともに、住民によるアドプト制度などの協力を求め、緑化の推進を図り、適切な維持・管理に取り組みます。

3）自然と歴史が調和した景観形成

猪名川町の資源である自然・歴史・文化が調和した魅力ある景観の形成に取り組みます。

①魅力ある良好な景観形成を図るため、周辺の自然環境や歴史・文化と調和した景観の保全・創出を、住民や関係者の意見を得ながら取り組みます。

②公共サインについては、住む人、訪れる人にとってわかりやすく統一性のあるサイン整備を進めていきます。また、面的なエリア景観及び線的な軸景観については、将来都市構造・土地利用構成に即した景観の保全・形成をめざします。

分野別計画

■猪名川町土地利用計画
■猪名川町都市計画マスタープラン
■猪名川町公園施設長寿命化計画

施策 16　住環境

快適な住環境が整備された居心地よいまち

現状と課題

- 将来にわたって住み続けられるまちであるためには、安全・快適な住環境の形成をさらに進め、誰もが安心して暮らせる住環境を整備する必要があります。
- 猪名川パークタウン、つつじが丘住宅地における住宅地の分譲が 2015 年（平成 27 年）に完了し、今後は大規模住宅地の計画もないことから、空き家活用を含む既存住宅ストックの活用が求められています。
- 2017 年（平成 29 年）に実施した猪名川町全域の空家等実態調査において、空き家数は 474 戸で、全世帯数に占める割合は 4.3%となっていますが、地区によって空き家の状況が大きく異なっていることから、今後も空き家の状況を的確に把握していく必要があります。
- 少子化・高齢化の進展や都市部への人口集中などの要因を背景に、空き家の増加やバリアフリー住宅への対応などが必要となります。また、全国的に大規模災害の発生頻度が年々増加傾向にあることや、住宅の老朽化などが進んでいることから、住宅の耐震化を進め、安全性の確保に取り組む必要があります。

施策の展開方向

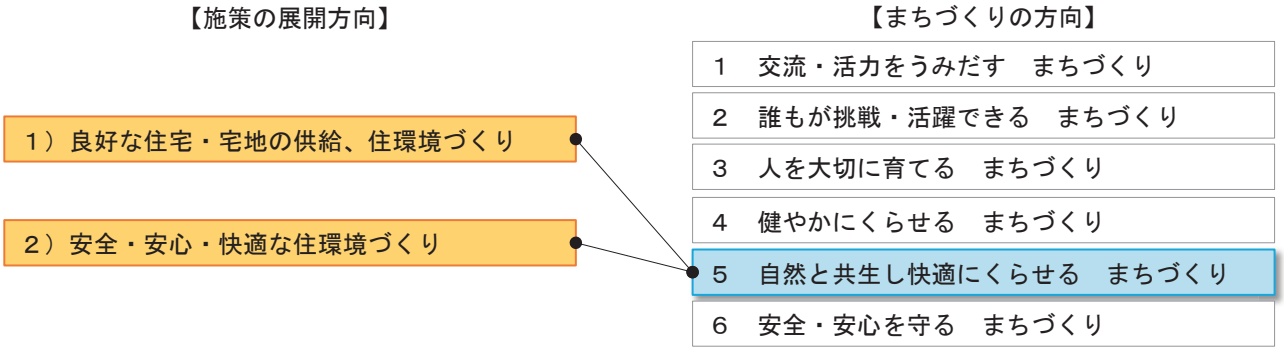

取り組みの内容

1）良好な住宅・宅地の供給、住環境づくり

既存住宅ストックの活用や空き家等の対策を通じ、良好な住宅・宅地の供給や住環境づくりに取り組みます。

①既存住宅ストックの活用を推進するとともに、新たな住宅地の造成計画が具体化する場合には、バランスのとれた住みやすい住環境となるよう、適正な規制と誘導を図ります。また、地区計画等により、市街地環境の形成を図っている地区については、引き続き周知・啓発を行い、良好な住環境の確保に努めます。

②空き家の実態の把握に努めるとともに、各種広報媒体を通じて空き家を発生させない、また、放置しないための啓発に努めます。空き家の所有者の状況に応じて住宅の適正な維持・管理を促進します。

③空き家バンクの利用促進や事業者及び NPO 団体等との連携により、空き家の利活用の啓発に努めます。

2）安全・安心・快適な住環境づくり

生活空間へのユニバーサルデザインの導入、住宅のバリアフリー化や耐震化などを通じ、誰もが暮らしやすい住環境づくりに取り組みます。

①誰もが安心して、かつ快適に生活できるよう、「兵庫県福祉のまちづくり条例」などに基づき、公共施設や民間施設の整備・改善を誘導し、ユニバーサルデザインの視点を導入した公共空間、居住空間の整備を図ります。また、配慮を必要とする人に手を差し伸べることができる社会をめざして啓発や教育を充実していきます。

②住宅改造（バリアフリー化）にかかる支援を図るとともに、高齢者や障がいのある人と関わる福祉事業所等と連携し、各種制度の周知・啓発を図ります。

③耐震診断及び耐震改修工事に係る補助制度の利用啓発に努め、住宅の耐震化を促進します。

④国や兵庫県が実施している補助制度に関する継続的な情報提供を通じて、エコ住宅などの環境に配慮した住環境の整備を促進します。

分野別計画

■猪名川町都市計画マスタープラン

■猪名川町空家等対策計画

施策 17　交通

生活や活動を支える交通網のあるまち

現状と課題

- 町内の公共交通は能勢電鉄と阪急バスがあり、それを補完するように猪名川町コミュニティバス（ふれあいバス）が町全域を網羅していますが、阪急バスとふれあいバスの運行ルートの大半が重複路線となっており改善が求められています。また、鉄道とバス以外にも、タクシーなどの移動手段があります。
- 交通事業者においては、労働者の確保や、運賃の確保など多くの課題を抱えており、路線やダイヤの維持が難しくなっています。
- 公共交通の利用者が減少傾向にある中で、各交通手段が役割を分担しながら、より効率的で利便性が高い運行を維持するためには、交通機能の結節点としての機能整備が必要となっています。
- ふれあいバスの利用者の多くが無料利用者であり、今後さらに少子化・高齢化が進むと路線維持・存続も困難になるため、利用状況や住民ニーズ、今後の動向を見極めながら、交通体系を見直していく必要があります。
- まちづくりアンケートにおいて、「利用しやすい公共交通」の評価は低く、今後重要と考える人が多くなっています。また、生活において不満なものの１位が「通勤・通学が不便」であり、住民が求める 10 年後のまちの姿で「鉄道やバスなどの公共交通の利便性の高いまち」は３位となっています。
- 交通・移動の問題は、現在そして未来の猪名川町での暮らしについて住民が抱く不満・不安、その他の多くの課題に共通するものとなっています。

施策の展開方向

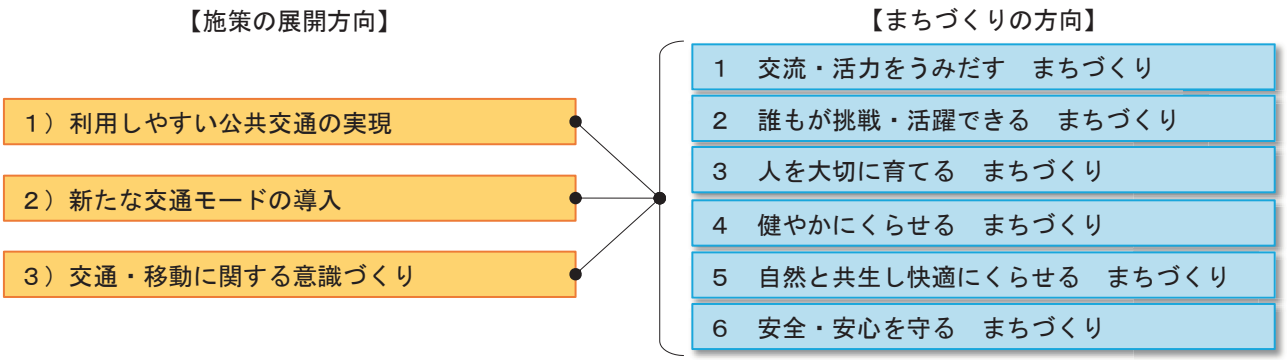

取り組みの内容

1）利用しやすい公共交通の実現

住民の利便性に寄与する、利用しやすい公共交通の実現に取り組みます。

①交通事業者と協議・検討を行い、それぞれの交通機関が担う役割のすみわけを明確にするとともに、利便性などが向上するよう公共交通機能の強化を図り、誰もが利用しやすい公共交通体系の構築に取り組みます。

②ふれあいバスと路線バスとの役割を明確にするとともに、ふれあいバスの継続的な運行をめざして運賃体系の見直しの検討を行います。

③「道の駅いながわ」や公共施設などの集客施設を活かし、交通結節点の考え方を取り入れた交通体系の構築を検討します。

2）新たな交通モードの導入

様々な移動手段の特性・役割を明確にするとともに、新たな交通モードの導入などを通じて、交通空白地をつくらないよう取り組みます。

①鉄道や、バス、タクシーなどの移動手段に関して、乗り継ぎなどを想定した利用しやすい交通体系の調査研究を進めるとともに、デマンド交通（乗合タクシー）や自家用有償運送などの新たな交通モードの導入調査などを行い、交通空白地をつくらない交通網の設定に取り組みます。

3）交通・移動に関する意識づくり

公共交通の必要性に関する周知・啓発やモビリティ・マネジメント教育などを通じて、交通・移動に関する意識づくりに取り組みます。

①公共交通網の維持に向け、社会の動向や公共交通の必要性について周知・啓発を行い、公共交通の利用促進を図ります。

②住民を対象としたモビリティ・マネジメント教育を推進し、公共交通の利用促進とともに、交通・移動に関する問題の改善に向けた取り組みにつなげていきます。

分野別計画

■猪名川町都市計画マスタープラン

施策 18　生活基盤

安全安心な生活基盤が整備されたまち

現状と課題

- 新名神高速道路（高槻 JCT-神戸 JCT）が開通し、広域的なアクセスが飛躍的に向上したことにより、周辺地域の利便性が高まっています。
- 町道は、自治会の要望を受けながら、救急車などの緊急車両のアクセス確保など、緊急度の高い路線（町道原広根線・町道広根万善線・町道広根猪渕線・町道上野 6 号線・町道槻並 21 号線）の整備を行いました。
- 人口集中地区を中心に道路歩道の段差解消を行うとともに、「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設のバリアフリー化を推進し、日生中央駅周辺地区はユニバーサル社会づくり推進地区として、誰もが歩きやすいまちづくりを進めてきました。
- 160 ある橋りょうに関して、2017 年（平成 29 年）3 月に「道路橋長寿命化修繕計画」を策定し、計画に基づき 18 橋の修繕を行っていますが、今後急速に高齢化橋りょうが増大することが見込まれています。
- 水道事業は 1974 年（昭和 49 年）4 月に給水開始の認可を受け、多くの施設や管路は創設当初から資産を活用している状況にあり、特に管路は法定耐用年数を超過する資産が毎年増加している状況です。今後さらに多くの水道資産が更新時期を迎えることとなります。また、人口減少や節水意識の高まりにより水使用量が減少傾向にあり、水道料金収入は減少している状況にあります。
- 下水道事業は 1979 年（昭和 54 年）に初回事業認可を受け事業に着手し、1982 年（昭和 57 年）に供用開始し、2018 年度（平成 30 年度）の下水道普及率は 98.8%と、全国に比べて高い普及率となっています。下水道区域内の浄化槽設置者及びし尿汲取り家庭に対して早期の公共下水道への切り替えについて啓発を行っています。
- まちづくりアンケート調査によると、「生活道路の適切な整備」「安全・安心な飲料水の提供」「適切な下水事業の維持・管理」の評価と重要度がともに高くなっています。
- 1970 年代半ばに整備したインフラ資産も高齢化・老朽化が進んでおり、また全国的に人口減少や少子化・高齢化が進む状況において、社会保障経費の増加や税収の減少も考えられることから、各施設の現状や将来起こり得る課題等を整理し、長期的な視点を持って維持・管理していく必要があります。

施策の展開方向

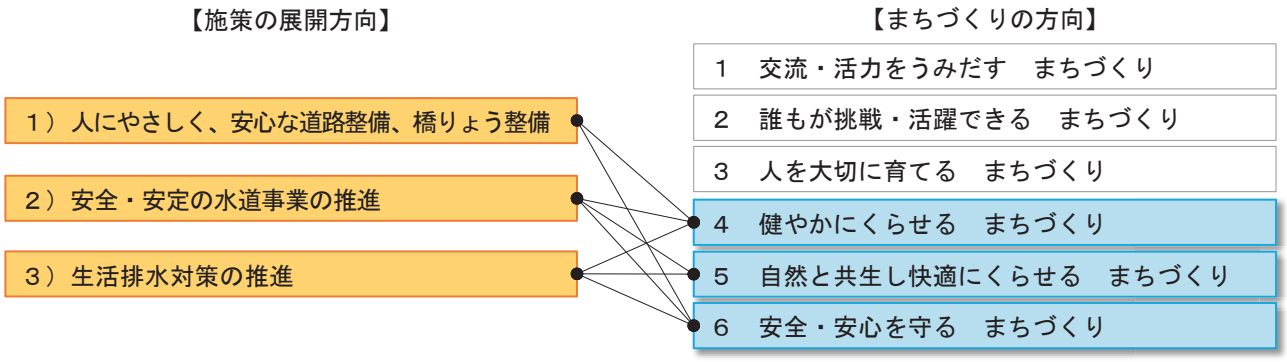

取り組みの内容

1）人にやさしく、安心な道路整備、橋りょう整備

道路や橋りょうの整備に取り組み、安全性・利便性の向上を図ります。

①人にやさしいまちづくりの実現に向けて、自動車並びに歩行者が安全・安心に通行できるよう、道路の整備や維持管理に努めます。

②道路整備については、都市計画マスタープランや土地利用計画に基づき、道路と都市環境の調和を考慮し、道路網の構成と道路の機能分担を行った上で、整備を行います。

③橋りょうの整備については、点検や補修対策を適切に実施することで、安全性の確保と長寿命化を図るとともに、効率的な維持管理に努めます。

④整備にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインを意識し、誰もが使いやすく、利用しやすい道路・橋りょう整備に努めます。

2）安全・安定の水道事業の推進

住民生活に欠かせない安全で安定した飲料水供給と水道施設の効率的・効果的な整備等に取り組みます。

①安全で安心できる飲料水の供給に努めます。

②水の安定供給に向け、水道施設の更新を行うとともに、水道料金の適正化による健全な財政運営に努めます。

③水道施設の整備にあたっては、ほかの事業との共同施工の実施や優先順位の決定、施設統廃合などを考慮し、効率的・効果的な整備に努めます。

3）生活排水対策の推進

下水道事業の経営安定化などを通じて、適切な生活排水対策に取り組みます。

①下水道施設の長寿命化など、コスト削減に取り組み、下水道使用料の適正化による健全な財政運営に努めます。

②公共下水道区域内の未接続世帯は、速やかに接続するよう指導するとともに、区域外においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。

分野別計画

- 猪名川町都市計画マスタープラン
- 猪名川町公園施設長寿命化計画
- 猪名川町道路橋長寿命化修繕計画
- 猪名川町水道事業アセットマネジメント計画
- 猪名川町水道事業経営戦略
- 猪名川町下水道事業ストックマネジメント計画
- 猪名川町下水道事業経営戦略
- 第４次猪名川町環境基本計画

施策 19　農林業

地域の農林業を守り、活かす活力のあるまち

現状と課題

- 本町の総農家数は減少しており、2015 年（平成 27 年）で 634 戸となっています。また、農業就業人口も減少傾向にあり、農業の担い手の減少とともに、担い手の高齢化が進んでいます。一方、経営耕地面積は総農家数等と同様に減少傾向にある中、2015 年（平成 27 年）は増加に転じ 420ha となっていますが、遊休農地の活用などが課題となっています。このような猪名川町の農業の抱える現状・課題に対応するためにも、農業者の安定した生活の確保や新たな担い手の獲得などに向けた多様な取り組みが必要となっています。
- まちづくりアンケート調査によると、まちづくりなどに主体的な参加意向を持つ人では、「農地を活かしたまちづくり」の重要度は高くなっています。また、まちづくりワークショップでは、「まちの将来像」の実現に向けて、農業振興や「農」の活用、農業と観光の融合などに関する意見、アイデアが多く挙がっており、観光振興などの多様な取り組みと一体となり、「農」を積極的に活用していくことが重要となっています。

農家数の推移（猪名川町）

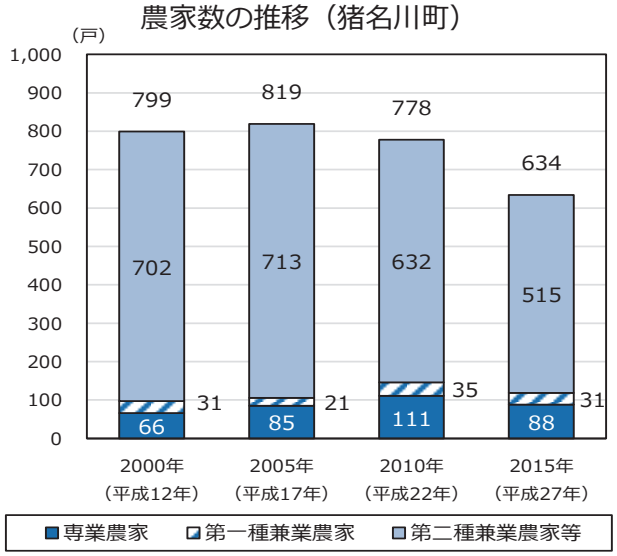

資料：2000 年（平成 12 年）、2010 年（平成 22 年）は農林水産省「世界農林業センサス」、2005 年（平成 17 年）、2015 年（平成 27 年）は農林水産省「農林業センサス」

- 町域の約 80%を占める森林は、森林所有者の高齢化や後継者不足、林業への関心の低下などにより、整備が行き届いていない山林が増加している状況にあります。一方で、森林ボランティアによる「里山を守り、育て、活かし、楽しみ、ひろげる」活動が展開されており、町内の森林・里山などの資源を適正に管理できる仕組みづくりや、それらの資源の有効活用を図っていく必要があります。

施策の展開方向

【施策の展開方向】

1）農業の振興

2）林業の振興と森林資源の整備・活用

【まちづくりの方向】

1　交流・活力をうみだす　まちづくり
2　誰もが挑戦・活躍できる　まちづくり
3　人を大切に育てる　まちづくり
4　健やかにくらせる　まちづくり
5　自然と共生し快適にくらせる　まちづくり
6　安全・安心を守る　まちづくり

取り組みの内容

1）農業の振興

農地の保全・活用や新たな担い手の育成、農産物のブランド化・六次産業化の促進、多様な取り組みと一体となった「農」の活用などを通じて、基幹産業である農業の振興に取り組みます。

①「人・農地プラン」において地域が設定した農業の将来ビジョンの実現に向けて、農業生産基盤の充実や担い手の育成・確保、農地の集積化、経営規模拡大などの取り組みを促進していきます。また、「人・農地プラン」未策定地域では、プランの策定に向けた支援を進めます。

②集落営農組織や認定農業者の育成・支援をはじめ、就農希望者の就農に向けた相談支援、認定農業者・認定新規就農者等との意見交換会を通じた地域農業のあり方の検討など、様々な取り組みを通じて、農業の担い手の育成・支援を積極的・継続的に実施します。

③小規模な農家の経営基盤の強化や小農地の集積など、新規参入を可能にする支援体制づくりに取り組みます。

④町直営組織である「鳥獣被害対策実施隊」による有害鳥獣の捕獲、駆除に努めるとともに、電気柵設置助成事業や捕獲わな貸出事業などの運用により被害防止を推進します。

⑤「道の駅いながわ」における農産物販売を柱に、町内産の安全・安心な農産物を「いながわ野菜」としてブランド化するとともに、生産拡大を図ります。また、商工業者とも連携し、農業の六次産業化に取り組みます。

⑥体験型農業や観光農業など観光客をターゲットにした新たな農業経営など、観光振興との連携による農業の活性化を図ります。また、教育・福祉分野との連携による農業体験を活用した交流の促進に取り組みます。さらに、交流人口とともに、移住・定住人口の増加に向けた「農」の活用についても検討を進めます。

2）林業の振興と森林資源の整備・活用

森林の適正な管理や林産物の生産振興、森林・里山の再生に取り組みます。

①森林経営管理法のもと、森林組合や森林所有者と連携を図ることで、町内の森林を適正に管理できる仕組みづくりを進めます。

②農林業経営の安定化に向けて、しいたけ原木の伐採奨励事業などに取り組み、林産物の生産振興を図ります。

③里山再生をめざし、間伐材の利用を推進するため、ペレット製造事業に取り組むとともに、さらなる需要拡大と良質なペレットの安定供給を図ります。また、里山資源の循環に関する環境学習などに取り組みます。

④森林ボランティアなど関係団体の協力のもと、里山の環境整備を進めるとともに、森林ボランティアの確保・育成と活躍の場・機会の拡大、森林資源への関心・意識の醸成などに取り組みます。

分野別計画

- 猪名川町農業振興地域整備計画
- 猪名川町土地利用計画
- 猪名川町都市計画マスタープラン
- 猪名川町里山基本構想及び実行プログラム
- 猪名川町森林整備計画
- 猪名川町鳥獣被害防止計画

施策 20　商工業・起業・就業

自分らしい働き方を支援し、にぎわいのあるまち

現状と課題

- 本町の民営事業所数は 2014 年（平成 26 年）までは増加傾向にありましたが、2016 年（平成 28 年）に減少に転じ 610 事業所となっています。また、民営事業所従業者数は 2009 年（平成 21 年）以降微減傾向にあり、2016 年（平成 28 年）で 6,687 人となっています。

  製造業については、事業所数は 2009 年（平成 21 年）以降横ばいで、従業者数は減少しており、１事業所あたりの従業者数も 20 人に達しておらず、小規模な事業所が多いことがわかります。

- まちの活力と持続的な発展を支えるとともに、生活の利便性を確保していくためにも、商工業の活性化や企業誘致などの産業振興に積極的に取り組む必要があります。

- 本町の就業者数は 2010 年（平成 22 年）までは増加傾向にありましたが、2015 年（平成 27 年）に減少に転じ 13,539 人となっており、産業別でみると第３次産業が 10,193 人（構成比 75.3%）で最も多く、次いで第２次産業が 2,756 人（構成比 20.4%）、第１次産業が 402 人（構成比 3.0%）となっています。

  また、就業している人のうち町内で就業している人の割合は、2015 年（平成 27 年）で 31.2%、同じく昼間人口比率は 76.3%となっており、近隣市と比べて、就労の場が少ない状況にあります。

民営事業所数・従業者数の推移（猪名川町）

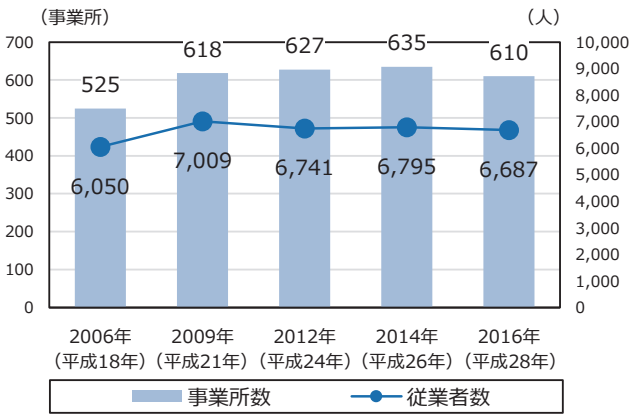

資料：2006 年（平成 18 年）は総務省「事業所・企業統計調査」、2009 年（平成 21 年）、2014 年（平成 26 年）は総務省「経済センサス基礎調査」、2012 年（平成 24 年）、2016 年（平成 28 年）は総務省「経済センサス活動調査」

- まちづくりアンケート調査によると、定住意向について「他市町に移りたい人」の理由をみると、「働く場所としての魅力が少ないから」が第 4 位（15 項目中）となっており、特に、16～19 歳と 20 歳代で多くなっています。また、まちづくりワークショップでは、「まちの将来像」について、「町内での働く場の確保」が必要という意見が挙がっています。

- まちづくりアンケート調査によると、「働きやすい環境づくり」「企業誘致」はほかの施策と比べて評価が低くなっています。そのような中で、誰もが自分らしく挑戦・活躍していくためには、猪名川町での起業・創業に向けた支援をはじめ、雇用機会の創出などの取り組みが重要となってきます。

施策の展開方向

【施策の展開方向】

1）商工業の活性化と企業誘致の推進

2）多様な起業・創業支援の展開

3）雇用の促進と勤労者福祉の充実

【まちづくりの方向】

1　交流・活力をうみだす　まちづくり

2　誰もが挑戦・活躍できる　まちづくり

3　人を大切に育てる　まちづくり

4　健やかにくらせる　まちづくり

5　自然と共生し快適にくらせる　まちづくり

6　安全・安心を守る　まちづくり

取り組みの内容

1）商工業の活性化と企業誘致の推進

商工会や金融機関等との連携を中心とした町内事業者に対する総合的な支援や、産業拠点地区での積極的な企業誘致などに取り組みます。

①産業振興の中心となる商工会の運営及び取り組み等への支援を行うとともに、新たな法律・制度を踏まえ、商工会や金融機関などの各種支援機関と連携して、様々な課題を抱える町内事業者に対する総合的な支援体制を構築・拡充します。

②地域ごとのニーズや抱える課題などを踏まえ、地域での生活を支え、生活の利便性を向上させる生活密着型商業の展開を促進します。

③猪名川町の特色や地域資源などを活かしたビジネスの創出・展開などを、国県施策も併せて総合的に支援します。

④産業拠点地区については、官民一体で積極的な企業誘致活動を進めます。

⑤進出企業に対する支援措置支援制度の整備など、企業が町内に進出・定着しやすい環境づくりに取り組みます。

2）多様な起業・創業支援の展開

猪名川町において多様な起業・創業を可能にするための支援体制の強化に取り組みます。

①猪名川町商工会等の関係機関と連携し、創業希望者、創業者に対し、窓口相談、創業セミナー等の支援を行うとともに、地元金融機関等と連携し、各々の強みを活かした支援を行います。（猪名川町創業支援実施計画の推進）

②地域において誰もが挑戦・活躍できるよう、社会的課題を解決するためのビジネス（ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス）などを含む多様な起業・創業を支援する仕組みの構築・拡充に取り組みます。

3）雇用の促進と勤労者福祉の充実

町内での雇用機会の創出と雇用の促進、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

①ハローワークをはじめ、関係機関や地元企業等と連携した雇用促進に向けた取り組みを進めるとともに、多様な機会を活用して地域若者サポートステーションへの誘導を行い、若者を対象とした就労支援に取り組みます。

②起業・創業支援の取り組みと連携し、新たな雇用の場の確保・拡充をめざします。

③ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、企業等への労働条件の向上や働きやすい環境づくりに向けた啓発を進めます。また、子育て・介護などのライフステージにおける多様でかつ柔軟な働き方が可能となるように、関係機関と連携して情報提供・学習の場づくりに取り組みます。

分野別計画

- 猪名川町創業支援実施計画
- 第三次猪名川町男女共同参画行動計画
- 地域未来投資促進法に基づく猪名川町基本計画

施策 21　シティプロモーション・観光

魅力創出・魅力発信で交流を生むまち

現状と課題

- 人口減少による地域の活力の低下により、さらなる人口減少を招くという悪循環が懸念される中で、まちの活力の維持、発展に向けて、移住・定住の促進による人口の社会的増加はもとより、交流人口及び関係人口（交流人口でも定住人口でもなく地域に多様に関わる人々）の増加をめざしていく必要があります。
- 都市近郊の良好な住環境などの魅力を前面に打ち出した生活スタイルを移住目的の魅力とした取り組みを進めており、今後も移住者の生活スタイルを考えた周知が望まれています。
- 2017 年（平成 29 年）の転入・転出の状況について年齢別でみると、20～30 歳代では、転入と転出がともに多いものの、転出超過が目立っています。さらに、20 歳代後半から 30 歳代前半で転入が多くなっており、5 歳以下でも転入超過であることから、子育て世代の転入が多いことがわかります。
- 観光入込客数は年間 100 万人を上回っており、その多くが「道の駅いながわ」での農産物の購入目的となっています。しかし、2016 年度（平成 28 年度）からは観光入込客数が減少に転じており、町内での滞在時間の短さなど様々な課題も顕在化しています。
- 近年、訪日外国人は増加傾向にあり、今後東京オリンピック・パラリンピックや大阪万博などの国際的なイベントも続くことから、さらなる訪日外国人の誘致が期待されています。
- まちづくりアンケート調査によると、「観光振興」はほかの施策と比べて評価と重要度が低くなっていますが、まちづくりなどに主体的な参加意向を持つ人では、「観光振興」の重要度は高くなっています。
- まちづくりワークショップでは、「まちの将来像」の実現に向けて、地域資源を活用した観光振興や、町のブランディング、効果的な情報発信などに関する意見、アイデアが多く挙がっています。また、豊かな自然との共生や観光振興などを通じた北部エリアの活性化の重要性などが指摘されています。
- 町内外の各種イベント等で「猪名川町のPR」を行っており、マスコットキャラクター「いなぼう」を広告塔として活用しています。また、ふるさと納税の返礼品に特産品等を送っており、食や体験など猪名川町の魅力発信にも寄与しています。
- 交流人口や移住・定住人口、関係人口を増やしていくためにも、戦略的なシティプロモーションを展開していく必要があります。また、観光振興については、交流人口の増加に向けた取り組みの中核であり、シティプロモーションの取り組みと連動しながら展開していく必要があります。

なお、これらの取り組みについては、住民一人ひとりの猪名川町への愛着・誇りを拠りどころとするものであり、一過性の取り組みではなく、地域に根づいた取り組みとして展開していくことが重要となっています。

施策の展開方向

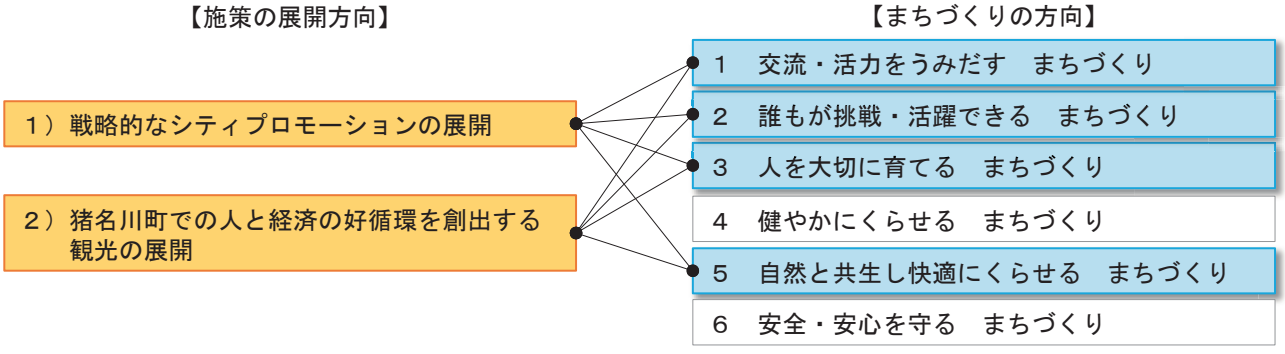

取り組みの内容

1）戦略的なシティプロモーションの展開

住民の猪名川町への愛着・誇りを醸成するとともに、猪名川町の魅力の向上、新たな魅力の創出に取り組み、それらの魅力を町内外に伝え、拡げていきます。

①住民相互の交流や地域活動・まちづくりなどの住民の参加・参画の促進、猪名川町の自然や歴史・文化に親しむ機会の充実などを通じて、住民一人ひとりの猪名川町への愛着・誇りの醸成を図ります。

②猪名川町の魅力や強みなどを伸ばすとともに、住民や事業者など様々な主体の多様な連携を通じて、新たな魅力の創出に取り組みます。

③「子育て世代の移住促進」といったターゲット・目的に応じて、関連する施策・事業や関連する主体と積極的な連携・協働を図り、猪名川町の魅力・強みなどを町内外に伝え、拡げることで、交流人口や移住・定住人口、関係人口の増加をめざします。

2）猪名川町での人と経済の好循環を創出する観光の展開

地域に根づき、地域が潤う観光の実現に向けて、多様な主体の連携による観光資源の創出・拡充や情報発信、環境整備などに取り組みます。

①既存の観光拠点・資源の魅力を高めるとともに、新たな観光資源の発掘・創造や、来訪者の滞在時間の延長に向けた仕組み・ネットワーク化に取り組みます。また、体験・交流に関するプログラム・イベントや食・土産物の充実を図り、観光による地域の活性化につなげていきます。

②ターゲットに応じて、観光案内機能や情報発信機能などの強化を図ります。

③訪日外国人に人気のゴールデンルート（京都～大阪～兵庫）から気軽に立ち寄れる立地を活かし、猪名川町でしか経験できない体験活動や多田銀銅山などの歴史・文化の活用、地域の食材を活かした食・土産物開発など、猪名川町の魅力を活かしたインバウンド対策を検討していきます。

④観光ボランティアガイドなど観光振興に関わる住民活動の活性化や事業者の観光に関する意識づくりを通じて、町全体で「おもてなし」意識の醸成を図ります。また、観光案内サインや観光関連施設の環境改善などにより、ソフト面とハード面から観光客の受け入れ環境の充実を図ります。

⑤観光やまちづくりの関係者・団体が集まるプラットフォーム形成などを通じて、多様な主体による連携を構築・強化するとともに、観光振興に向けた活動の活性化を図ります。

⑥観光振興の核となり先導的な役割を果たす「道の駅いながわ」や「多田銀銅山」「大野山」といった観光資源については、積極的な活用を図っていきます。

分野別計画

■猪名川町観光振興基本計画

施策 22　広報・広聴、情報化

情報の発信・収集をまちづくりに活かすまち

現状と課題

- スマートフォン利用の増加によるインターネット利用の増大を背景に、日常生活での ICT 利用は身近なものとなる中で、インターネットを活用したより積極的な広報や、ICT の利活用による住民サービスの向上が求められています。
- 読みやすく親しみやすい広報誌づくりに努めるとともに、ホームページや SNS などの電子媒体、広報動画などを活用した情報発信を行ってきました。また、住民との意見や情報交換できる場・機会を設定し、幅広い広聴活動に取り組んでいます。
- まちづくりアンケート調査によると、「わかりやすい広報誌」はほかの施策と比べて評価が高くなっています。一方で、町政に関心がない人について、関心がない理由をみると、「町政に関する情報が不足している」が４割を占め、最も多くなっています。
- 住民が必要とする情報を的確かつ効果的に届けるための広報力の強化とともに、住民とのコミュニケーションの活性化を図ることが重要となっています。

  また、開かれた町政の実現や、まちづくりへの参加・参画の仕組みの構築・拡充に向けて、情報公開制度の適正な運用が求められています。
- ICT が飛躍的に発展する高度情報化社会において、「猪名川町情報化計画基本方針」と基本方針を踏まえた個別施策を策定し、各業務における具体的な情報化に関する取り組みを進めていますが、今後も、ICT の動向などを注視しつつ、個別施策を着実に展開していく必要があります。

施策の展開方向

【施策の展開方向】

1）住民とのコミュニケーションの活性化に向けた広報・広聴の充実

2）ＩＣＴの積極的な利活用

【まちづくりの方向】

1　交流・活力をうみだす　まちづくり
2　誰もが挑戦・活躍できる　まちづくり
3　人を大切に育てる　まちづくり
4　健やかにくらせる　まちづくり
5　自然と共生し快適にくらせる　まちづくり
6　安全・安心を守る　まちづくり

取り組みの内容

1）住民とのコミュニケーションの活性化に向けた広報・広聴の充実

多様な場・機会・媒体を活用し、住民に届く情報提供・発信と住民の幅広い意見・提案の把握に取り組むとともに、情報公開制度を適正に運営します。

①広報する対象・目的に応じて多様な機会・媒体を活用し、効果的・効率的な情報の提供・発信に取り組むとともに、広報媒体の読みやすさ、見やすさ、魅力のさらなる向上を図ります。

②積極的な情報提供・発信に向けて、庁内の推進体制の検討や、情報提供・発信に関するマニュアル作成などの仕組みづくりに取り組みます。

③住民が意見・提案を出しやすく、行政と情報を共有しやすくなるよう、広聴の場・機会・媒体の充実を図ります。また、いただいた意見・提案などについて、庁内での効果的な情報共有を図るとともに、町政への反映に努めます。

④情報公開制度に基づく行政情報の公開に対応します。また、情報公開や個人情報の取り扱いに関わる職員の意識向上を図るとともに、個人情報の適切な保護に取り組みます。

2）ICT の積極的な利活用

住民サービスの向上や質の高い行政運営、猪名川町の将来像の実現に向けて、ICT の積極的な利活用に取り組みます。

①ICT を利活用し、電子行政サービスの拡充や情報発信の強化、住民情報サービスの基盤整備に取り組み、快適な住民生活の実現をめざします。

②情報システムの最適化や情報セキュリティの強化、業務継続体制の構築、職員の ICT スキルの向上などに取り組み、ICT を利活用した質の高い行政運営の実現をめざします。

③行政情報の共有・活用を積極的に進め、透明性の高い行政運営や住民との協働をめざします。また、ICT を利活用し、防犯や見守りなどの取り組みを展開し、安全・安心な生活の確立をめざします。

④地域の多様な主体による地域課題の解決や地域の活性化などをめざす活動の創出・継続に向け、ICT の利活用を促進します。

分野別計画

■猪名川町第２次情報化計画

施策 23　行政運営

柔軟な自治体運営で住民生活を支えるまち

現状と課題

- 少子化・高齢化及び人口減少の進行、社会経済状況の大きな変化などにより、地域の課題などが増大、多様化・深刻化する中で、それらに対応する効率的・効果的な自治体経営が求められています。
- 「行政改革大綱」「行政改革大綱実施計画」に基づき、指定管理制度を通じた民間活力の活用や近隣市町との広域連携、職員研修の充実、「定員適正化計画」による適正な人事管理などに取り組んでいます。

　また、多様な行政課題に対応するため、各部門間の連携を強化するとともに、随時組織の見直しを行うとともに、行政評価システムを活用したPDCAサイクルの確立に努めてきました。

- 第六次総合計画で掲げたまちの将来像を実現していくためにも、組織や人材のマネジメントを強化するとともに、「選択と集中に基づく中長期的な戦略の推進」と「社会経済状況の急速な変化への対応」ができる自治体経営の基盤を確立していくことが重要となります。

施策の展開方向

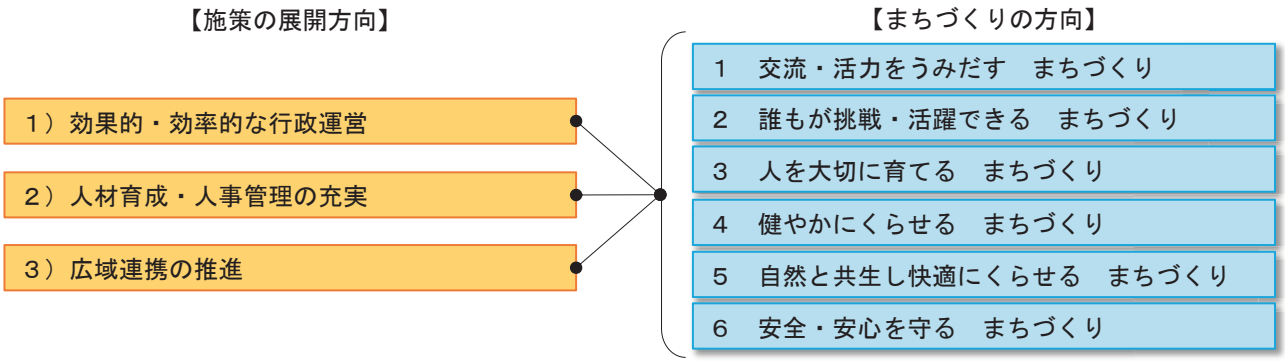

取り組みの内容

1）効果的・効率的な行政運営

猪名川町がめざす将来像を共有し、その実現に向けて、組織や施策・事業を見直し、効果的・効率的な行政運営に取り組みます。

①まちの将来像の実現に向けて、地域の現状・課題などの把握・分析を進め、各種行政計画の策定や施策の展開につなげるとともに、事務事業の精査・見直しを図ります。

②指定管理制度のメリットの最大化に取り組むとともに、PPP や PFI などの民間活力・ノウハウの活用方策を検討していきます。

③「猪名川町公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の人口動向や既存施設の活用、近隣市町との連携などによる効率的な公共施設運営を図り、適切で効率的な施設の配置に取り組みます。

④公共施設の適正な管理に努め、適切な時期に施設修繕を行うことで、施設の長寿命化を図っていきます。

2）人材育成・人事管理の充実

町職員の資質・能力の向上と、適切な人材の配置・人事評価などに取り組みます。

①多様化・高度化する住民ニーズに対して迅速・的確に対応できる人材や、社会経済状況の変化による課題の解決に向け、意欲を持って取り組むことができる人材の育成に向けて、職員研修計画に基づき、多様な能力向上のための職員研修を実施します。

②柔軟で活力ある組織づくりをめざした管理・監督職の登用を積極的に行うとともに、人事評価制度を活用した業績評価などを行い、職員一人ひとりの意欲と能力の向上を図ります。

3）広域連携の推進

計画的な広域行政を推進するとともに、それらの取り組みを活かした住民間交流などの活性化を図ります。

①地域特性を活かした行政サービスの充実や機能分担、地域課題の解決などを図るため、近隣市町などとの広域的な連携を進めていきます。

②これまでの広域連携の枠組みを活かし、住民間交流の機会の増加や、産業・観光振興などを通じたまちづくりの活性化、地域資源の相互活用などに取り組みます。

分野別計画

- 第六次猪名川町行政改革大綱
- 猪名川町公共施設等総合管理計画
- 第五次猪名川町定員適正化計画

施策 24　財政運営

持続可能な財政運営で安定したまち

現状と課題

- 本町の財政規模をみると、2009～2013年度（平成21～25年度）では歳入・歳出総額が90億円台で推移し、2014年度（平成26年度）以降はほぼ100億円台で推移しています。また、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が増減はあるものの、黒字決算で推移しています。
- 本町の2017年度（平成29年度）の財政力指数0.61（財政の体力を示すもので、指数が高いほど財政に余裕がある状態とされる）は、全国市町村平均（平成29年度0.51）より高い水準で推移しています。

また、2017年度（平成29年度）の経常収支比率 89.9%（財政の余裕度を示すもので、比率が低いほど財政の弾力性がある健全な状態とされる）は、2014年度（平成26年度）以降は全国市町村平均（平成29年度93.5%）より低い水準で推移しており、総じて財政は健全な状況にあるといえます。

- 身近な行政サービスを安定的に提供し、主体的に地域課題を克服するための取り組みを進めていくためには、持続可能な財政基盤の構築、安定的な財政運営の確保が不可欠となっています。

歳入歳出決算額および実質収支の推移（猪名川町）

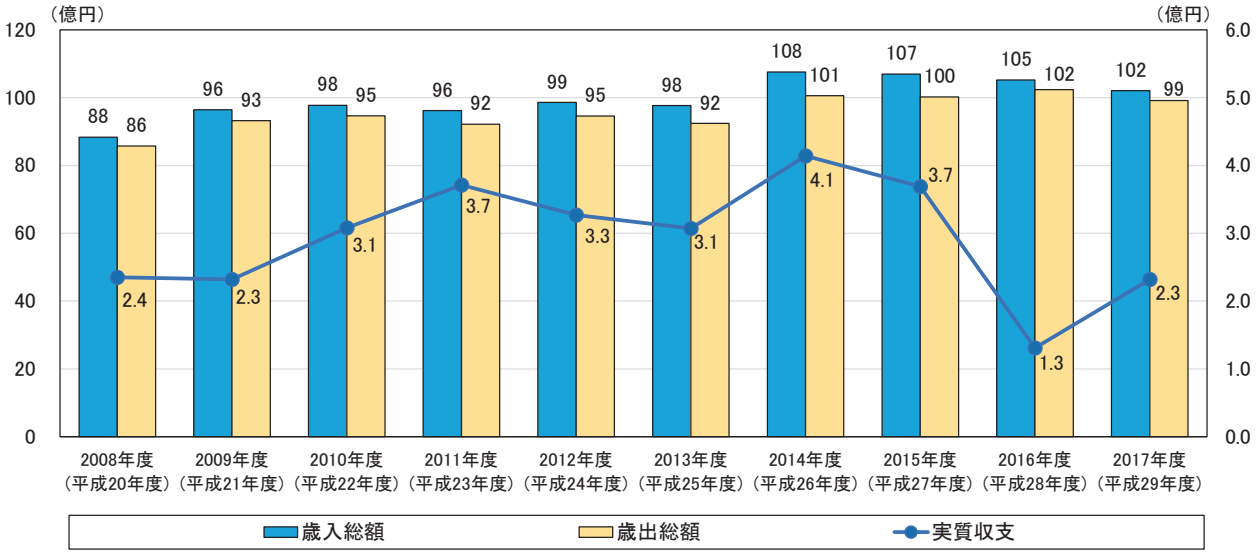

資料：猪名川町一般会計決算説明資料

施策の展開方向

【施策の展開方向】

1）健全な財政運営の推進

2）確実な財源の確保

【まちづくりの方向】

1　交流・活力をうみだす　まちづくり
2　誰もが挑戦・活躍できる　まちづくり
3　人を大切に育てる　まちづくり
4　健やかにくらせる　まちづくり
5　自然と共生し快適にくらせる　まちづくり
6　安全・安心を守る　まちづくり

取り組みの内容

1）健全な財政運営の推進

事業の見直し・廃止などによる経費節減や公共施設等の計画的な維持・管理などを通じ、財政負担の軽減・平準化などに取り組みます。

①収支見通しの精度を高め、長期的な財政状況を明らかにするとともに、歳出全般の見直しなどを行うことで、健全な財政運営を推進します。

②住民にわかりやすい予算編成をめざし、事業別予算や地方公会計の活用を進め、財政の見える化に取り組みます。

③「猪名川町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の計画的な更新・統廃合・長寿命化による財政負担の軽減・平準化を図ります。

2）確実な財源の確保

税収の確保、保有資産の有効活用・適正管理などを通じて、確実な財源の確保に取り組みます。

①税に関する意識の向上と情報の発信を行いながら、適正な課税・徴税を行い、税収の確保を図ります。また、税務申告等の手続の簡素化、民間サービスやインターネット等を活用した納税環境の整備・充実に取り組みます。

②普通財産の利活用の検討など、保有資源の有効活用を図ります。

③税外収入の確保に努めることとし、ふるさと納税のさらなる推進などを積極的に取り組みます。

④地籍調査については、平地部及び山林部の現地調査に取り組むとともに、調査済みの地区について速やかに認証・登記手続を行います。

分野別計画

■第六次猪名川町行政改革大綱

■猪名川町公共施設等総合管理計画

第３章　重点戦略

１．重点戦略の位置づけ

まちの将来像「**“つながり”と“挑戦”　幸せと笑顔あふれるまち 猪名川**」の実現に向けて、前期基本計画の計画期間（5 年間）において優先的かつ重点的に展開するリーディングプロジェクトとして、24 の施策を横断的に捉えながら、各施策が連動するいわゆるパッケージ化を行い、優先的かつ重点的に展開すべき取り組みを「重点戦略」として位置づけます。

２．重点戦略の設定

重点戦略については、まちの将来像の実現に向けて、つながりと挑戦の基盤となる「新たな協働の創出」、総合計画の計画期間である 10 年後の 2029 年（令和 11 年）において 30,000 人の人口規模を維持するための「人口減少への対応」、あらゆるライフステージの生活に大きく影響する「交通・移動と安全・安心への対応」という３つのキーワードと、基本構想で設定した 6 つの「まちづくりの方向」を踏まえて設定しました。

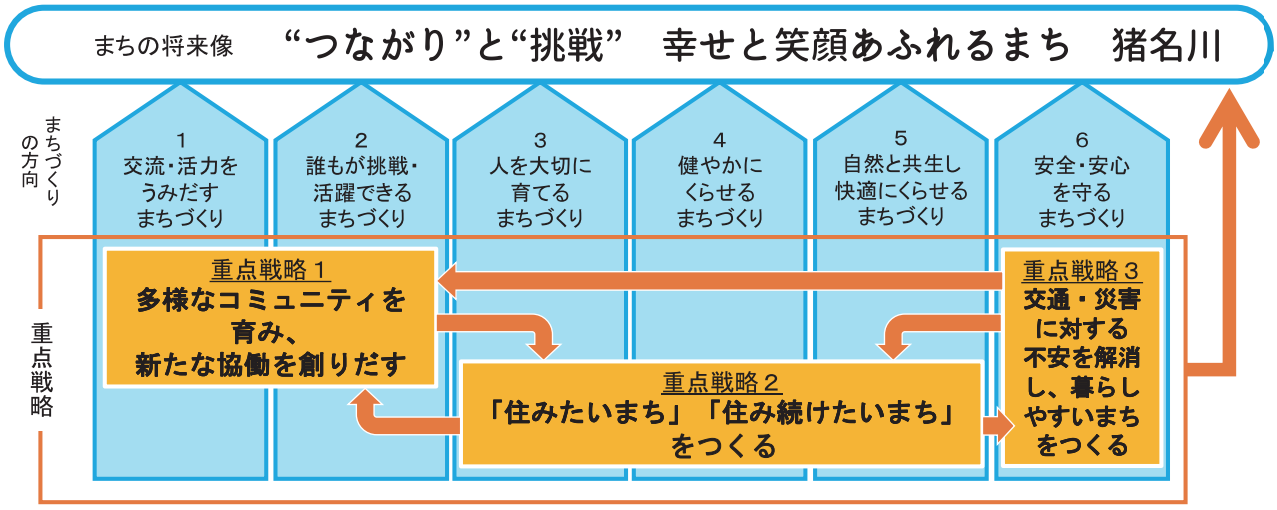

3．猪名川町地域創生総合戦略との関係

本町では、2015 年度（平成 27 年度）に策定した総合戦略に基づき、人口減少の克服と地域創生に向けた施策を推進してきました。しかし、総合戦略は 2019 年度（令和元年度）までを計画期間としているため、第六次総合計画において整合性を図り、効果的に取り組めるように、基本計画の各施策とともに、特に、重点戦略が包含・継承します。

また、重点戦略では、全体および各重点戦略の達成状況を把握するために、まちづくりアンケート調査の結果を活用した「数値目標」を設定します。さらに、重点戦略の各項目では「KPI（重要業績評価指標）」を設定し、目標を明らかにした上で、検証の仕組みに基づいた、より実現性の高い計画とします。

■重点戦略全体の数値目標

項目	現状値	目標値
住民の幸福度	7.13 点（2018 年度）	7.65 点（2024 年度）

- 幸福度は、まちづくりアンケート調査において、現在どの程度幸せかを「とても不幸せ（0点）」から「とても幸せ（10 点）」で回答された結果の平均値であり、一人ひとりの健康状態や家族関係、家計などの状況が大きく影響しています。
- 幸福度は一人ひとりで、その定義や影響する事項は様々ですが、まちの将来像を通じて、住民一人ひとりが猪名川町において「幸せ」な暮らしを実現していくことをめざしていることから、重点戦略の全体の達成状況を把握する数値目標として、住民の幸福度を設定することとします。

重点戦略 1　多様なコミュニティを育み、新たな協働を創りだす

まちの将来像の実現に向けて、地縁型コミュニティやテーマ型コミュニティなどの多様なコミュニティを育むとともに、新たな協働による取り組みを創出していきます。

※地縁型コミュニティ　：自治会、まちづくり協議会のように地縁性を持ち、地域の活性化や地域の課題解決などに取り組む組織・集団。地域コミュニティの核となるもの。
※テーマ型コミュニティ：地域を限定せずに、特定の目的やテーマに興味・関心のある人たちが集まり、ともに活動に取り組む組織・集団。

数値目標	現状値	目標値
「住民・地域・団体活動が活性化している」と思う住民の割合	45.1%（2018 年度）	50.0%（2024 年度）
「参加・参画しやすいまちづくりになっている」と思う住民の割合	28.7%（2018 年度）	40.0%（2024 年度）

地縁型コミュニティの活性化

地域コミュニティの核となる自治会・まちづくり協議会の関係者や地域住民、事業者、行政が連携し、それぞれの地域の現状・課題を踏まえ、地域がめざす「ビジョン」を整理・共有するとともに、「ビジョン」の実現に向けた具体的な取り組みの検討、展開をめざします。

また、地域担当職員制度を活かした分野横断型の総合的な支援や、まちづくりに必要な情報・ノウハウ等の提供、外部の専門人材の派遣などを通じて、地縁型コミュニティの活性化に取り組みます。

ＫＰＩ（重要業績評価指標）	現状値	目標値
自治会加入率	76.9%（2018 年度）	77.0%（2024 年度）
まちづくり協議会拡大事業の参加者数	1,409 人（2018 年度）	2,800 人（2024 年度）

まちづくりへの参画の促進とテーマ型コミュニティの活性化

まちづくりに興味・関心がある人やまちづくりの課題の解決に挑戦したい人が、興味・関心のあるテーマ・課題について、気軽に集まり、話ができたり、学んだりすることができる場を創出・拡充するとともに、そのような場の創出・拡充のための相談窓口を整備し、テーマ型コミュニティの活性化に向けた支援に取り組みます。

また、活動に必要な情報やノウハウなどの情報交換・共有等を目的として、すでに活躍しているボランティア団体や NPO などのテーマ型コミュニティの交流の機会を創り、相互に活性化できるように支援します。

さらに、住宅都市の特徴を活かしたプロボノ活動（住民が自らの専門知識や技能を活かして参加する社会貢献活動）の促進、ソーシャルビジネス及びコミュニティビジネスの創出などを支援し、多様な主体のまちづくりへの参画を促進します。

ＫＰＩ（重要業績評価指標）	現状値	目標値
まちづくり、地域活動・行事などに 担い手として参加している住民の割合 （アンケート調査で把握）	なし	30.0%※（2024 年度）

※まちづくりアンケート調査から担い手としてまちづくり等に参加したい住民の割合が３割程度であったため設定

新たな協働の創出

行政と地域との協働だけではなく、個人をはじめ、団体・組織、事業者などの多様な主体、地縁型コミュニティやテーマ型コミュニティなどが、ネットワークを構築し、新たな価値や魅力の創出、地域の課題解決に向けた取り組みを展開していけるよう、猪名川町における中間支援の役割を整理し、組織の育成や整備を進めます。

ＫＰＩ（重要業績評価指標）	現状値	目標値
中間支援のための相談窓口・拠点の整備	０か所（2019 年度）	１か所（2024 年度） ※今後５年間での設置をめざす

【施策のパッケージ】

1. 人権尊重･多文化共生	**2. 地域コミュニティ**	**3. 参画･協働**
4. 地域福祉	5. 子ども･子育て支援	6. 高齢者支援
7. 障がい者(児)支援	8. 健康･医療	9. 防災･消防
10. 生活安全	11. 学校教育	**12. 生涯学習･文化**
13. 青少年育成･スポーツ振興	14. 自然･環境保全･環境衛生	15. 都市整備
16. 住環境	17. 交通	18. 生活基盤
19. 農林業	20. 商工業･起業･就業	**21. シティプロモーション･観光**
22. 広報･広聴、情報化	23. 行政運営	24. 財政運営

重点戦略 2　「住みたいまち」「住み続けたいまち」をつくる

本格的な人口減少社会に対応し、まちの持続性を確保していくためにも、子育て世代をはじめ、若者や高齢者などの暮らしの満足度と魅力を向上していくことで、猪名川町に住みたい、住み続けたい人を増やしていきます。

数値目標	現状値	目標値
「これからも猪名川町に住み続けたい」と思う住民の割合	55.1%（2018 年度）	65.0%（2024 年度）
「猪名川町全体での住みやすさ」について満足している住民の割合	74.2%（2018 年度）	80.0%（2024 年度）

子育ての「安心」と「楽しさ」を実感できる環境づくり

子育て世代に選ばれるまちをめざし、子育ての不安や負担を軽減し「安心」につながる制度の充実を図るとともに、子育て支援アプリを活かして情報発信やサービスの拡充を進めます。

また、豊かな自然を活かした多様な体験や遊び、学びの場・機会などの整備・拡充に取り組み、子育ての「楽しさ」を実感できる環境づくりを進めます。

さらに、シティプロモーションや観光などの取り組みを通じて、町内外の子育て世代に猪名川町を知ってもらい、Uターン・Ｉターンの促進につなげます。

ＫＰＩ（重要業績評価指標）	現状値	目標値
子育て世帯（中学校を卒業するまでの子どもがいる世帯）の全世帯に占める割合	19.8%（2018 年度）	18.4%（2024 年度）

暮らしの基盤となる多様な「働く場」「しごと」の創出

産業拠点地区「プロロジス猪名川プロジェクト」による企業誘致を、町内の雇用の場として活かすとともに、働く場として転入する人への支援を検討します。

また、農家所得の向上をめざし、「道の駅いながわ」での農産物販売を柱に、町内産の安全・安心な農産物の生産拡大に向けた「いながわ野菜」の地場産品としてのブランド化や、六次産業の促進などを進め、「働く場」としての農業の振興とともに、新規就農者の確保に取り組みます。

さらに、農業に限らず、猪名川町の特色・資源などを活かした多様な起業・創業を総合的かつ継続的に支援することで、暮らしの基盤となる「しごと」の創出に取り組み、若者や子育て世代などの定住・転入の促進につなげます。

ＫＰＩ（重要業績評価指標）	現状値	目標値
商工会会員数	391 件（2018 年度）	395 件（2024 年度）
新規就農者数	0 人（2018 年度）	3人（2024 年度）※5年間の累計

まちの特性・魅力を活かした「猪名川ファン」づくり

豊かな自然と大阪や神戸などの都市圏への交通アクセスのよさという 2 つの面を併せ持つ特性を踏まえ、自然と共生するライフスタイルの提案を積極的に進めるとともに、転入に向けた総合的な支援体制の整備・拡充を検討します。

また、大野アルプスランドをはじめとする観光資源の有効活用や、貴重な歴史資源である多田銀銅山の保存・活用、地元農産物や集客の拠点である「道の駅いながわ」などを活かして、交流人口や関係人口のさらなる増加をめざすとともに、豊かな自然環境や豊富な資源を活かした訪日外国人旅行者（インバウンド）対策の検討を進めます。

ＫＰＩ（重要業績評価指標）	現状値	目標値
転入数	890 人（2018 年度）	900 人（2024 年度）
ふるさと納税寄付金額	29,960 千円（2018 年度）	30,000 千円（2024 年度）
ふるさと納税寄付件数	1,570 件（2018 年度）	2,000 件（2024 年度）

健康長寿と生涯現役のまちの実現

高齢者が自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、身近な地域での住民主体の健康づくりの支援や、介護予防の充実などに取り組みます。

また、高齢者の生活スタイルやニーズ、生活機能などに応じて切れ目のない社会参加を可能にする支援について、地域や関係機関、事業者などと連携して取り組みます。

元気な高齢者（アクティブシニア）については、様々な可能性に挑戦し、活躍できるよう、学びの場・機会づくりをはじめ、社会貢献活動や就労などへのマッチング機能の充実などに取り組み、健康長寿と生涯現役のまちの実現をめざします。

ＫＰＩ（重要業績評価指標）	現状値	目標値
65 歳以上の要介護認定者数の割合	16.80%（2018 年度）	19.23%（2025 年度）
70 歳以上の地域活動（ボランティア・NPO 活動含む）の参加率	41.8%（2019 年度）	50.0%（2024 年度）

【施策のパッケージ】

1. 人権尊重・多文化共生	2. 地域コミュニティ	3. 参画・協働
4. 地域福祉	**5. 子ども・子育て支援**	**6. 高齢者支援**
7. 障がい者(児)支援	**8. 健康・医療**	9. 防災・消防
10. 生活安全	**11. 学校教育**	12. 生涯学習・文化
13. 青少年育成・スポーツ振興	**14. 自然・環境保全・環境衛生**	**15. 都市整備**
16. 住環境	17. 交通	**18. 生活基盤**
19. 農林業	**20. 商工業・起業・就業**	21. シティプロモーション・観光
22. 広報・広聴、情報化	23. 行政運営	24. 財政運営

重点戦略 3　交通・災害に対する不安を解消し、暮らしやすいまちをつくる

住民の日常生活で多くの課題につながる交通・移動手段の問題や多発する自然災害に対する不安を解消することで、現在そして未来の猪名川町での暮らしの満足度を向上させ、暮らしやすいまちをつくります。

数値目標	現状値	目標値
「利用しやすい公共交通がある」と思う住民の割合	38.9%（2018 年度）	50.0%（2024 年度）
「災害に強いまちづくりが進んでいる」と思う住民の割合	21.8%（2018 年度）	30.0%（2024 年度）

公共交通の維持と多様な移動手段の確保

町内の路線バスや鉄道、町が運行するコミュニティバスなどの既存の公共交通を維持していくために、利用しやすい公共交通体系の構築・強化を図るとともに、路線バスを活用した貨客混載や観光とのタイアップなど公共交通の新たな活用方法の検討を進めます。

また、公共交通の整備が難しいエリアではデマンド交通や自家用有償運送などの導入に向けた調査・研究を進めるほか、地域や町内事業者などと連携を図り、地域の状況に応じた多様な移動手段の創出に取り組みます。

さらに、本町では自動車の利用が多いことから、安全装置等の先端技術を活用した安全運転への支援についても検討を進めます。

ＫＰＩ（重要業績評価指標）	現状値	目標値
公共交通（ふれあいバス）の年間利用者数	34,501 人（2018 年度）	40,000 人（2024 年度）

災害に強いまちの実現

大規模な自然災害の発生が懸念される中で、「地域防災計画」等に基づいて、災害応急体制の充実や災害に関する多様な情報発信の充実を図るとともに、県との連携を強化し、公助としての防災対策に取り組みます。

また、共助の地域防災対策として、高齢者や障がいのある人などを対象とした避難行動要支援者制度の拡充や、地域の防災力の向上に寄与する防災士等の育成など、地域の状況に応じた地域主体の防災活動の促進に取り組みます。

ＫＰＩ（重要業績評価指標）	現状値	目標値
防災士の資格取得者数	32 人（2018 年度）	45 人（2024 年度）

※防災士の資格取得をめざす人にその費用の一部を助成する町の制度を利用して資格を取得した人の人数

【施策のパッケージ】

1. 人権尊重・多文化共生	2. 地域コミュニティ	3. 参画・協働
4. 地域福祉	5. 子ども・子育て支援	6. 高齢者支援
7. 障がい者(児)支援	8. 健康・医療	**9. 防災・消防**
10. 生活安全	11. 学校教育	12. 生涯学習・文化
13. 青少年育成・スポーツ振興	14. 自然・環境保全・環境衛生	15. 都市整備
16. 住環境	**17. 交通**	18. 生活基盤
19. 農林業	20. 商工業・起業・就業	21. シティプロモーション・観光
22. 広報・広聴、情報化	23. 行政運営	24. 財政運営

資料編

諮問

猪企第259号
平成30年12月４日

猪名川町総合計画審議会
会　長　久　隆　浩　様

猪名川町長　　福 田 長 治

第六次猪名川町総合計画基本構想案の策定について（諮問）

猪名川町総合計画審議会条例（平成元年条例第３号）第２条の規定に基づき、第六次猪名川町総合計画基本構想案の策定について、貴審議会の意見を求めます。

答申

令和元年11月６日

猪名川町長　福田　長治　様

猪名川町総合計画審議会
会 長　　久　　隆 浩

第六次猪名川町総合計画案の策定について（答申）

平成30年12月4日付猪企第259号で諮問のありました第六次猪名川町総合計画案の策定について、本審議会及び正副部会長会、各部会において審議を行った結果、別添のとおり答申します。

第六次猪名川町総合計画は、基本構想並びに基本計画の2層構造とし、それぞれに区分して慎重な審議を行いました。特に第五次猪名川町総合計画で取り組んできた参画と協働のまちづくりを継承し、さらなる協働の発展を目指して計画段階からワークショップやアンケート調査など多様な手法を用いて聴取した住民の想いを検討に活かした審議を行いました。

人口減少が進むなか、住宅都市として発展してきた猪名川町においては、人口減少は大きな課題となることから、住宅都市としての更なる魅力創造に加えて、新しいまちの特徴を生み出すうえでも第六次猪名川町総合計画は大変重要な計画となります。

本答申及び審議過程の中で各委員から出された意見等を十分に尊重し、下記に留意して推進されますよう希望します。

記

１．これからのまちづくりは、これまでの行政主導による協働だけでなく、新たな協働による取り組みが必要となります。コミュニティの活性化、参画と協働をめざして、まちづくりの推進においては、まちづくりに関わる多様な主体による協働の取り組みが本町のめざす活力ある持続可能なまちづくりの実現につながるものと考え、本計画の推進においては、住民一人ひとりが活躍でき、広く住民の理解と協力及び参画が得られる仕組みづくりを進めることを望みます。

２．これまで積極的に取り組んできた恵まれた自然環境や住環境を活かした子育て環境づくりや福祉・医療の取組をこれからも継続し、住民一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせる環境づくりをより一層図ることを望みます。

３．住民の日常生活の不安につながる、交通・移動手段や自然災害に関する問題の解消に向けて、住民とともに検討を図り、将来に渡り持続的なまちの発展を図ることを望みます。

４．本計画案の策定にあたり、住民の参画により実施した「まちづくりワークショップ」において報告された意見について住民視点の施策展開を図るとともに、未来を担う人づくりや、町に適した協働のあり方について検討し、行政と住民の適切な役割分担によるまちづくりの推進を望みます。

以上

第六次総合計画の策定経過

		総合計画審議会				住民等の参画
		全体会	正副部会長会議	部会 第１部会	部会 第２部会	
平成30年度（2018年度）	８月 ９月					■まちづくりアンケート調査実施 （８月 23 日～９月 20 日）
	10 月					■第１回まちづくりWS（30 日）
	11 月					■第２回まちづくりWS（13 日） ■第３回まちづくりWS（27 日）
	12 月	第１回会議 （４日） ・委員委嘱・諮問				■第４回まちづくりWS（11 日）
	１月					■第５回まちづくりWS（22 日）
	２月	第２回会議 （25 日） ・第五次計画検証 ・序論・基本構想素案の検討				■第６回まちづくりWS（５日） ■第７回まちづくりWS（19 日）
	３月					■第８回まちづくりWS（５日）
令和元年度（2019年度）	４月					■後期第１回まちづくりWS（23 日） ■基本構想パブリックコメント （４月 26 日～５月 26 日） （３名 21 件）
	５月	第３回会議 （８日） ・序論・基本構想パブコメの状況の確認 ・基本計画施策案の検討				■後期第２回まちづくりWS（14 日） ■子育て世代ヒアリング（27 日） ■後期第３回まちづくりWS（29 日）
	６月		第１回会議 （14 日） ・基本計画施策案について ・部会の進め方			■後期第４回まちづくりWS（４日） ■後期第５回まちづくりWS（18 日） ■後期第６回まちづくりWS（25 日）
	７月			第１回会議 （２日） 第２回会議 （23 日）	第１回会議 （17 日） 第２回会議 （26 日）	■後期第７回まちづくりWS（９日）
	８月		第２回会議 （26 日） ・基本計画施策の内容について ・重点戦略について	第３回会議 （13 日）	第３回会議 （14 日）	■後期第８回まちづくりWS（27 日）
	９月			第４回会議 （２日）	第４回会議 （９日）	■基本計画パブリックコメント （９月 20 日～10 月 19 日） （４名 27 件）
	10 月	第４回会議 （31 日） ・基本計画パブコメについて ・総合計画について	第３回会議 （16 日） ・基本計画パブコメについて ・重点戦略について			■後期第９回まちづくりWS（９日）
	11 月	審議会答申 （６日）				
	12 月	12 月議会への提案				

猪名川町総合計画審議会委員名簿

（任期：2018 年（平成 30 年）12 月 4 日～答申終了時）

	氏　名	所　属　等	選出区分
1	久　隆浩	近畿大学総合社会学部教授	学識経験者
2	園田　寿	甲南大学法科大学院教授	学識経験者
3	本西　泰三	関西大学経済学部教授	学識経験者
4	藤本　真里	兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授	学識経験者
5	梓川　一	東大阪大学・東大阪大学短期大学部介護福祉学科教授	学識経験者
6	柳原　崇男	近畿大学理工学部准教授	学識経験者
7	岡　絵理子	関西大学環境都市工学部教授	学識経験者
8	岡本　信司	町議会	町議会議員
9	下神　實千代（～2019. 9. 30）	町議会	町議会議員
	古東　明子（2019. 10. 9～）		
10	藪本　訓弘（～2019. 3. 31）	阪神北県民局長	関係行政機関
	坂本　哲也（2019. 4. 1～）		
11	安藤　正樹（～2019. 3. 31）	川西警察署生活安全課長	関係行政機関
	毛呂　岳（2019. 4. 1～）		
12	北　和昭	人権擁護委員	関係行政機関
13	藤末　洋	川西市医師会会長	公共的団体
14	仲間　享三	猪名川町自治会長連絡協議会会長	公共的団体
15	鍋谷　將	猪名川町社会福祉協議会会長	公共的団体
16	安井　一弘	猪名川町商工会会長	公共的団体
17	村山　興治	猪名川町民生委員児童委員協議会会長	公共的団体
18	大下　章	猪名川町農業委員会会長	公共的団体
19	仲井　常雄	猪名川町森林組合組合長	公共的団体
20	後　利彦	猪名川町ＰＴＡ連合会顧問	公共的団体
21	野津　俊明	阪急バス株式会社営業企画部長	公共的団体
22	東山　仁	能勢電鉄株式会社鉄道事業部副部長	公共的団体
23	仁部　徹	猪名川町国際交流協会会長	その他団体
24	洲脇　妙子	子育て支援サークル	その他団体
25	川野　彰	公募委員	一般公募委員
26	中川　弓子	公募委員	一般公募委員

（敬称略）

猪名川町総合計画審議会条例

平成元年３月３０日

条例第３号

（設置）

第１条　猪名川町総合計画を策定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、猪名川町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、町長の諮問に応じ、本町総合計画の策定に関する事項について調査及び審議し、その結果を町長に答申するものとする。

（組織）

第３条　審議会は、委員４５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

（１）　町議会議員

（２）　公共的団体の代表

（３）　学識経験者

（４）　関係行政機関の職員

（５）　前号に掲げるもののほか、特に町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

２　委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは、委員を辞したものとみなす。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

（部会）

第７条　審議会に部会を置くことができる。

２　部会に属する委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

４　部会長及び副部会長の職務並びに部会の会議については、第５条第３項、第４項及び前条の規定を準用する。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、企画総務部企画財政課において処理する。

（雑則）

第９条　この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行後最初の審議会は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

３　猪名川町振興計画審議会条例（昭和４５年猪名川町条例第２４号）は、廃止する。

附　則（平成１０年３月９日条例第５号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年６月１０日条例第１６号）

この条例は、平成１０年７月１日から施行する。

附　則（平成１４年３月２７日条例第２号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年１２月２０日条例第４１号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１２月２１日条例第１９号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２０日条例第１５号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

用語解説

あ行

IoT

Internet of Things の略。「モノのインターネット」ともいわれる。コンピュータの入った電子機器をなんでもかんでもネットにつなげてしまおうというイメージの考え方。

ICT

Information & Communications Technology の略で、情報通信技術をいう。

アドプト制度

住民が公園・道路などの公共空間を、養子のように育み面倒をみることから命名され、清掃・美化などの活動について、自治体と住民が役割分担について協定を結び、継続的な活動を進める制度。アドプトは「養子縁組」という意味。

アベノミクス

「どれだけ真面目に働いても暮らしがよくならない」という日本経済の課題を克服するため、安倍政権において「デフレからの脱却」と「富の拡大」を実現する経済政策をいい、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」をアベノミクス「３本の矢」としている。

イノベーション

オーストリアの経済学者シュンペーター（Schumpeter）によって、初めて定義され、経済発展は、人口増加や気候変動などの外的な要因よりも、イノベーションのような内的な要因が主要な役割を果たすと述べられている。また、イノベーションとは、新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産することであり、生産とはものや力を結合することと述べている。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組み。

インフラ

インフラストラクチャー（infrastructure）の略で、社会的生産基盤をいう。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤及び学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。

AI

Artificial Intelligence の略で、人工知能をいう。学習・推理・判断などの人間が行っている知的な作業をコンピュータ上で人工的に実現する技術。

AED

Automated External Defibrillator の略で、自動体外式除細動器をいう。心室細動（心臓の心室が震え全身に血液を送ることができない状態）の際に自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の働きを戻す医療機器。

SNS

Social Networking Service の略で、インターネット上の交流を通じて、社会のネットワークを構築するサービス。

SDGs

Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標をいう。2015 年（平成 27 年）９月、ニューヨーク国連本部において、193 の加盟国の全会一致で採択された国際目標。気候変動や格差などの幅広い課題の解決をめざし、先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく目標で、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（達成基準）で構成されている。

NPO

Nonprofit Organization の略で、非営利組織をいう。営利を目的とせず、福祉・まちづくり・環境保全などの社会貢献活動を行う民間組織の総称。

温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

か行

学校支援ボランティア

地域の教育力を活かし、幼・小・中学校及び地域の活性化を図ることを目的に地域の人たちが幼・小・中学校を支援するボランティア。

環境交流館

町営北プールの跡地を活用し、町内の希少な水生生物を展示することで豊かな自然環境を PR し、また、環境保全意識の啓発を図ることを目的とした施設。

行政評価システム

施策や事業を対象とし、目的や成果、コストなどに着目して有効性を評価し、その結果を予算などに反映させることで、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善をめざすシステム。

景観形成協議会

優れた景観を創造するとともに、魅力あるまちづくりと文化風土の醸成に寄与することを目的として、町が行う景観形成施策に対して意見を行う。学識経験者、住民の代表、町関係職員で構成される。

KPI

Key Performance Indicator の略。重要業績評価指標のことで、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のことをいう。

健康寿命

認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間のこと。

権利擁護

高齢者や障がいのある人等の人権など、様々な権利を保護すること。具体的には、認知症や知的障がい、精神障がい等により、生活上の判断が難しくなった場合に成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用により生活上の支援を行うことや、虐待や悪徳商法等の権利侵害への対応の取組などが挙げられる。

合計特殊出生率

その年次の 15～49 歳女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が平均して一生の間に産む子どもの数に相当する。

公共サイン

不特定多数の人が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会をいう。

コミュニティ・スクール

2004 年（平成 16 年）9 月から、新しい公立学校運営の仕組みとして導入された制度。法律に基づく学校運営協議会を設置している学校を指し、学校の課題解決や教育目標の実現に向けて、学校や保護者、地域住民が情報共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」のために、連携・協働して取り組むシステム。コミュニティ・スクールの設置については、学校設置者である教育委員会が決定する。

コミュニティビジネス

住民が主体となって、地域が抱える課題に対し、地域資源を活かしながらビジネス的な手法により解決しようとする事業のこと。

さ行

産業拠点地区

町南部地域を通過する新名神高速道路をまちづくりに活かすため、大規模町有地（約 44.5ha）を「産業拠点地区」と位置づけている。

市街化区域／市街化調整区域

市街化区域とは、都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいう。これに対して、市街化を抑制する区域を市街化調整区域という。

シティプロモーション

地域の魅力を創造し、地域の内外へと広めることで地域イメージをブランド化し、観光客や転入者を増やすことをいう。

循環型社会

廃棄物の発生を抑制し、資源が循環的に利用され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

スポーツクラブ 21

豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通した地域コミュニティづくりを進めるため、兵庫県内すべての小学校区に設置された地域住民の自発的・主体的運営によるスポーツクラブ。

３R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce＝ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse＝再使用)」「リサイクル(Recycle＝再資源化)」の頭文字を取り、「3R」呼ばれる。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の 3 つのレベルで取らえられることが多い。

ソーシャルビジネス

様々な社会的課題をビジネス手法で解決していく持続的な事業活動をいう。

た行

地域共生社会

すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めることができる社会。地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる社会をいう。

DV

Domestic Violence の略で、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力をいい、近年は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

デフレ（デフレーション）

物の値段が下がり続けること。

な行

南海トラフ地震

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震及び昭和南海地震）が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。

は行

パートナーシップ

協力関係のこと。

パブリックコメント

計画、規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることで、よりよい行政をめざすもの。

バリアフリー

高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方のことをいう。

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

PDCA サイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の 4 段階を繰り返すことによる継続的な施策・事業の改善。

PPP

Public Private Partnership の略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

ビッグデータ

ICT の進展に伴い生成・蓄積される膨大なデータをいう。

人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確化し、市町村により公表するもので、毎年、見直しを行い、地域農業の「未来の設計図」として活用する。

ペレット

間伐材や、おが粉、かんなくずなど製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料のこと。ペレットストーブ、ペレットボイラーの燃料として用いられる。

ま行

まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯止めをかけること、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することを目的に 2014 年（平成 26 年）に成立した法律。

モビリティ・マネジメント教育

一人ひとりの移動手段や社会全体の交通流動を「人や社会、環境にやさしい」という観点から見直し、改善していくために自発的な行動を取れるような人間を育成することをめざした教育活動をいう。

や行

Ｕターン・Ｉターン

Ｕターンは、出身地から進学や就職のため都市部に出た後、出身地に戻ることをいい、Ｉターンは、出身地に関わらず、住みたい地域を選択し移り住むことをいう。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍、年齢・性別、障がい・能力などを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計、デザインをいう。

ら行

リーディングプロジェクト

事業全体を進める上で核となり，先導的な役割を果たすプロジェクトのことをいう。

六次産業

第一次産業である農林水産業がその生産だけにとどまらず、それを原材料とした食品加工（第二次産業）、その流通・販売や観光農園、レストランなど、地域資源を活かしたサービス提供（第三次）などまで一体的に行うこと。一次、二次、三次を足し算、または掛け算すると六になることが由来。

わ行

ワークショップ

参加者が自発的に作業や発言を行える環境の中、進行役を中心に、参加者全員が体験する形で運営される話しあいの形態。

ワーク・ライフ・バランス

仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、家庭や地域生活においても、子育てや介護など、人生の各段階に応じて多様な働き方を実現し、個々の生活を充実させることをいう。

若者サポートステーション

働くことに悩みを抱える 15～39 歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う。

猪名川町の現状（統計データ）

1．人口及び世帯の状況

1）人口の推移

総人口と一世帯あたり人員（総世帯）の長期推移

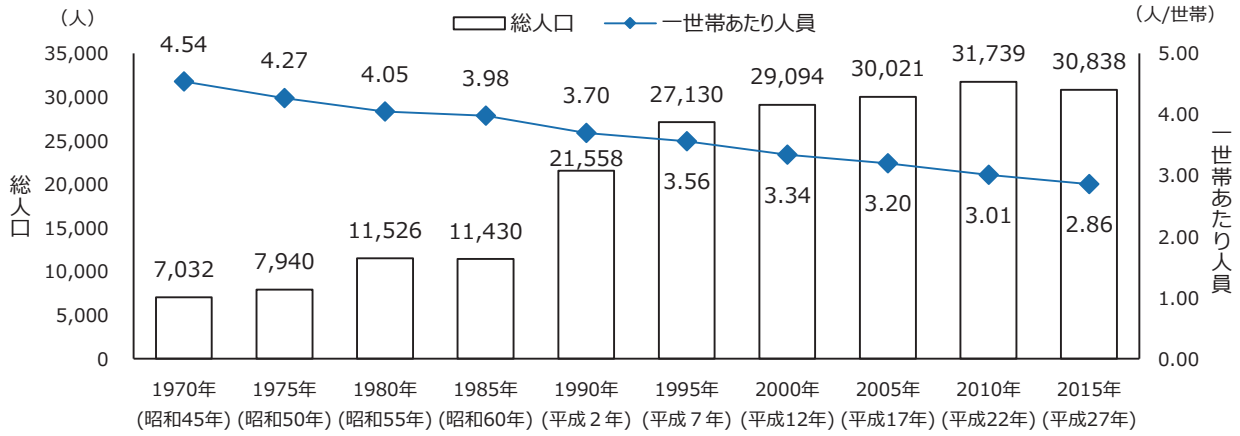

資料：総務省「国勢調査」　※上記の一世帯あたり人員は、総人口を総世帯数で除したものです。

年齢3区分別人口の推移

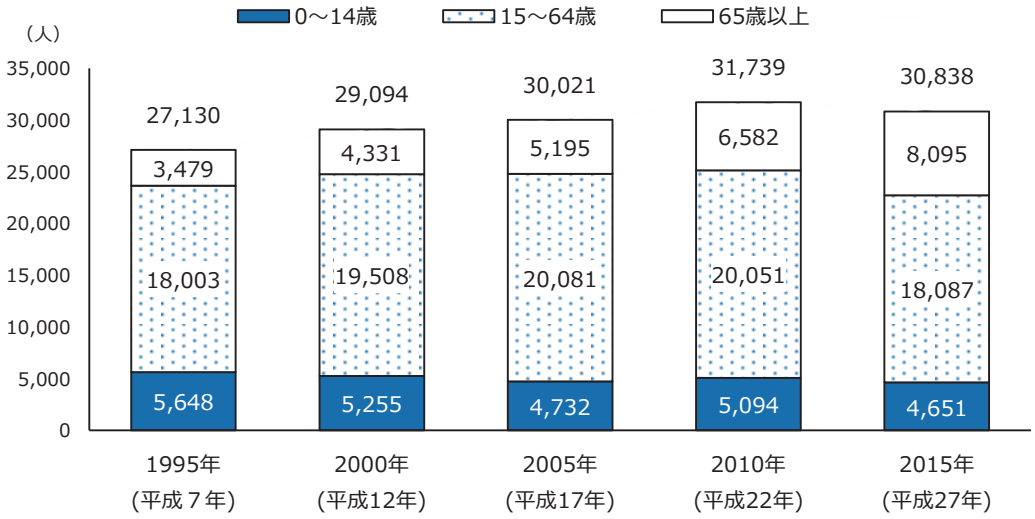

資料：総務省「国勢調査」　※総人口に年齢不詳人口を含みます。年齢不詳人口は平成 27 年で５人と、各年ともに少数のため、表記していません。

年齢3区分別人口構成比の推移

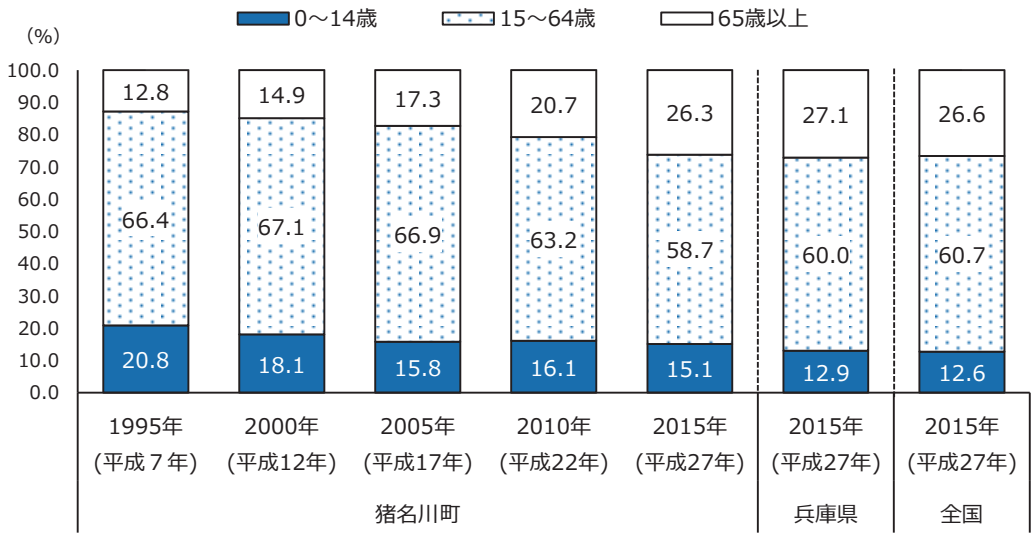

資料：総務省「国勢調査」　※上記の構成比は年齢不詳人口を除き、算出しています。

高齢化率の推移

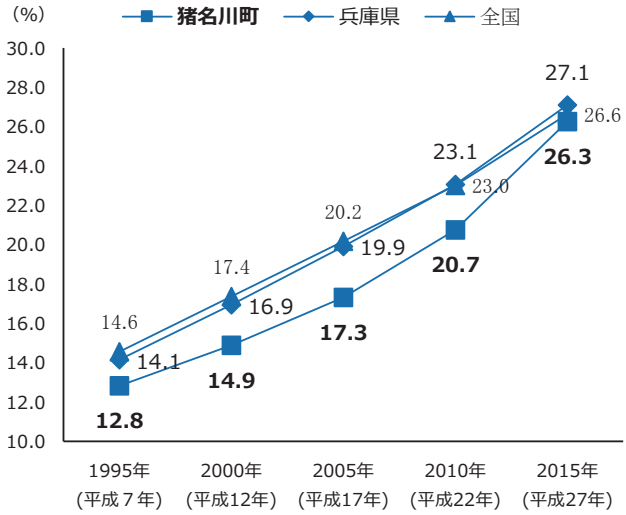

後期高齢化率の推移

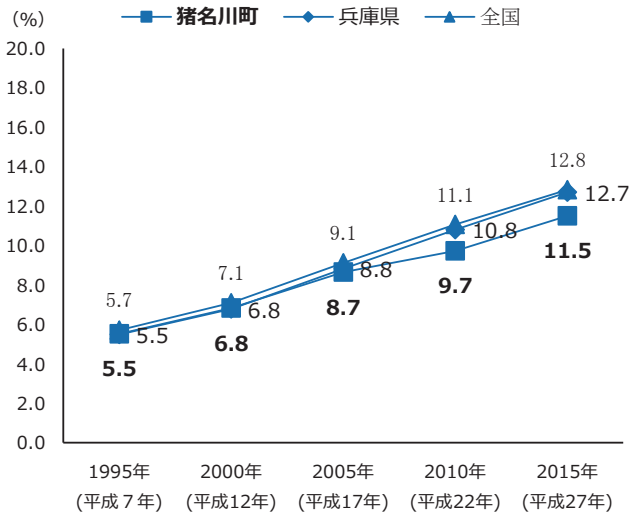

資料：総務省「国勢調査」　※高齢化率・後期高齢化率は年齢不詳人口を除き、算出しています。

2）世帯の推移

一般世帯及び一世帯あたり人員（一般世帯）の推移

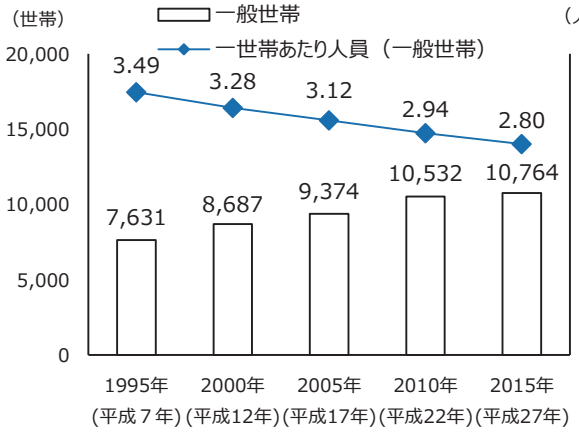

資料：総務省「国勢調査」

一般世帯に占める世帯構成割合の推移

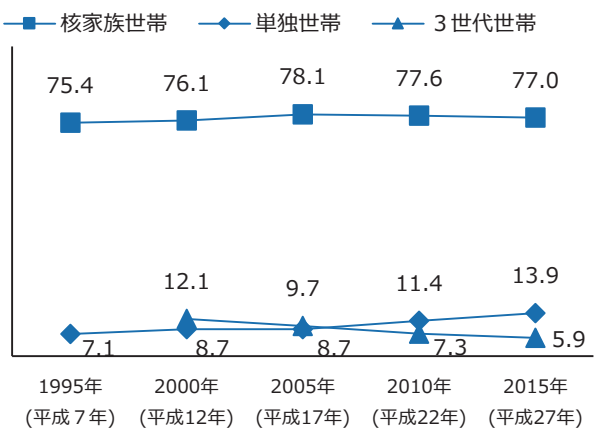

資料：総務省「国勢調査」

世帯構成の推移

		猪名川町					兵庫県	全国
		1995 年（平成7年）	2000 年（平成 12 年）	2005 年（平成 17 年）	2010 年（平成 22 年）	2015 年（平成 27 年）	2015 年（平成 27 年）	2015 年（平成 27 年）
一般世帯	世帯数	7,631	8,687	9,374	10,532	10,764	2,312,284	53,331,797
親族のみの世帯	世帯数	7,082	7,924	8,549	9,280	9,225	1,534,922	34,314,998
	構成比	92.8	91.2	91.2	88.1	85.7	66.4	64.3
核家族世帯	世帯数	5,753	6,607	7,317	8,178	8,291	1,370,236	29,754,438
	構成比	75.4	76.1	78.1	77.6	77.0	59.3	55.8
核家族以外の世帯	世帯数	1,329	1,317	1,232	1,102	934	164,686	4,560,560
	構成比	17.4	15.2	13.1	10.5	8.7	7.1	8.6
非親族を含む世帯	世帯数	4	7	10	51	46	14,236	463,639
	構成比	0.1	0.1	0.1	0.5	0.4	0.6	0.9
単独世帯	世帯数	545	756	815	1,198	1,492	756,223	18,417,922
	構成比	7.1	8.7	8.7	11.4	13.9	32.7	34.5
世帯の家族類型「不詳」	世帯数	0	0	0	3	1	6,903	135,238
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3
（別掲）3 世代世帯	世帯数	－	1,047	910	767	634	106,233	3,023,024
	構成比	－	12.1	9.7	7.3	5.9	4.6	5.7

資料：総務省「国勢調査」
※一世帯あたり人員は国勢調査における総人口を用いて算出しています。
※1995 年（平成７年）の「（別掲） ３世代世帯」は公表されていません。
※四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合があります。

2．健康寿命

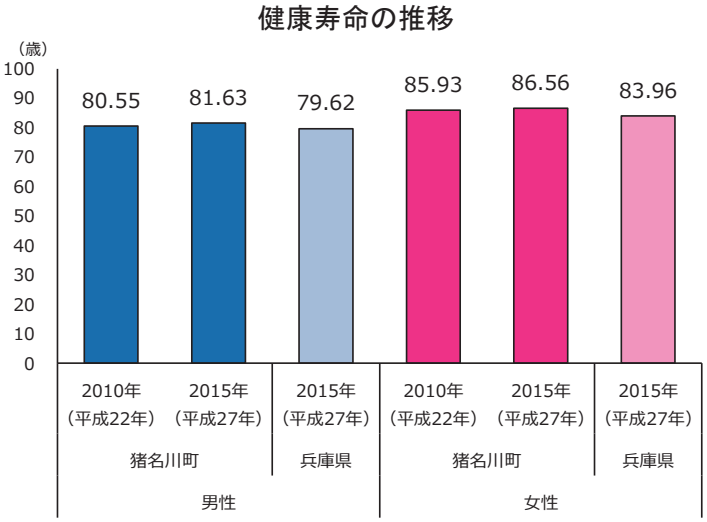

資料：兵庫県健康福祉部健康局健康増進課による算出

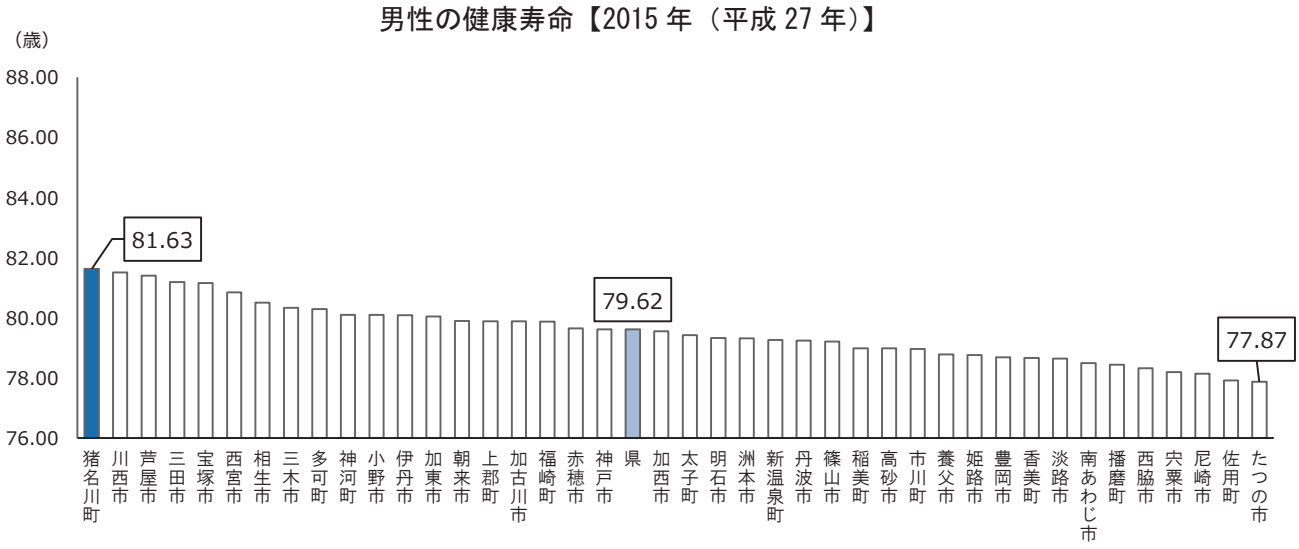

資料：兵庫県健康福祉部健康局健康増進課による算出

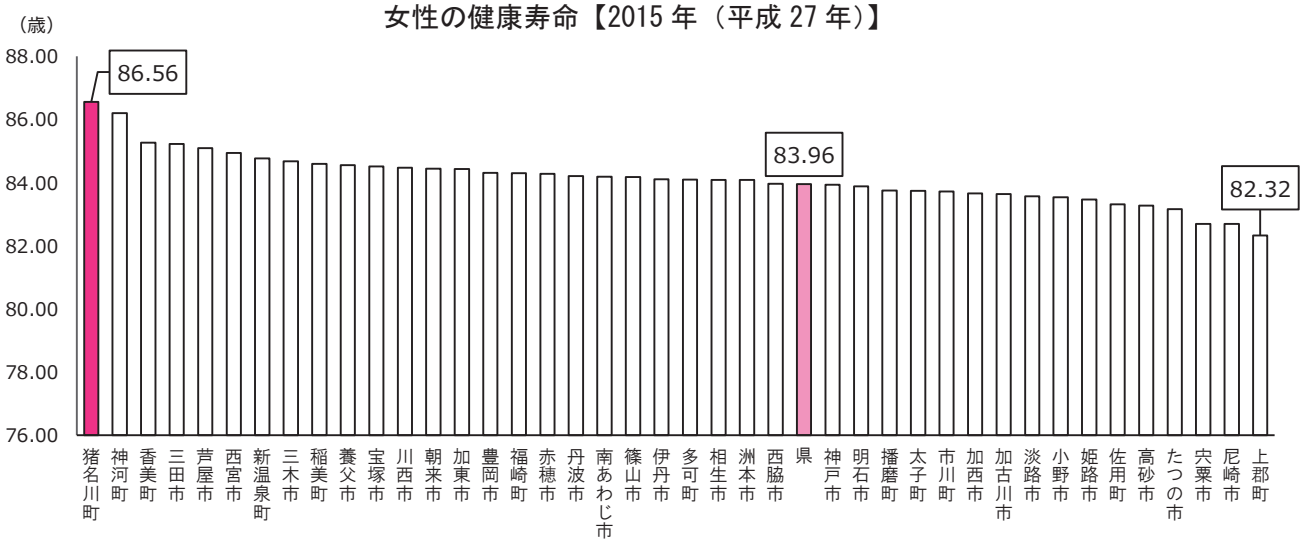

資料：兵庫県健康福祉部健康局健康増進課による算出

3．人口動態

1）出生数・死亡数

出生数と死亡数の推移（自然増減の推移）

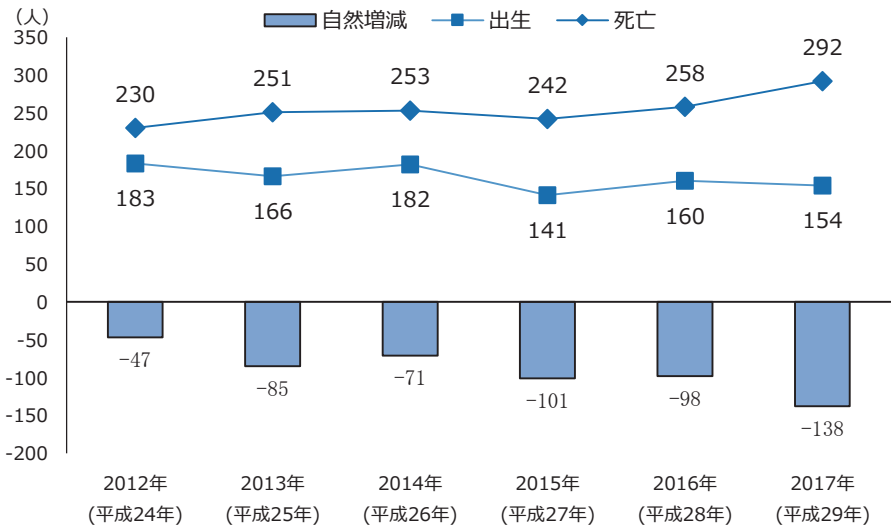

資料：厚生労働省「人口動態統計」

出生率（人口千対）の推移

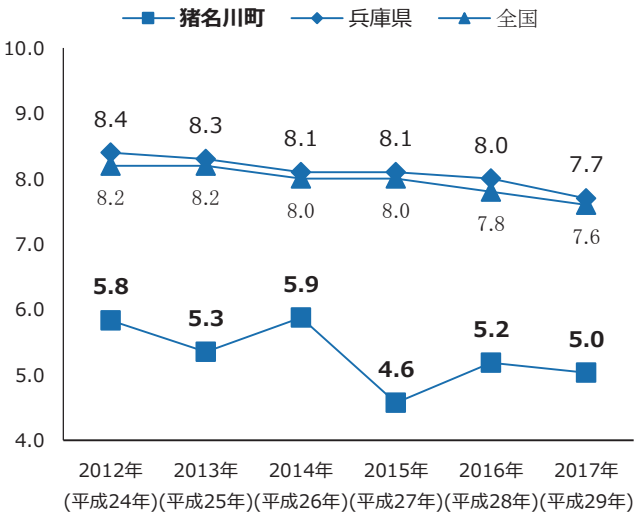

死亡率（人口千対）の推移

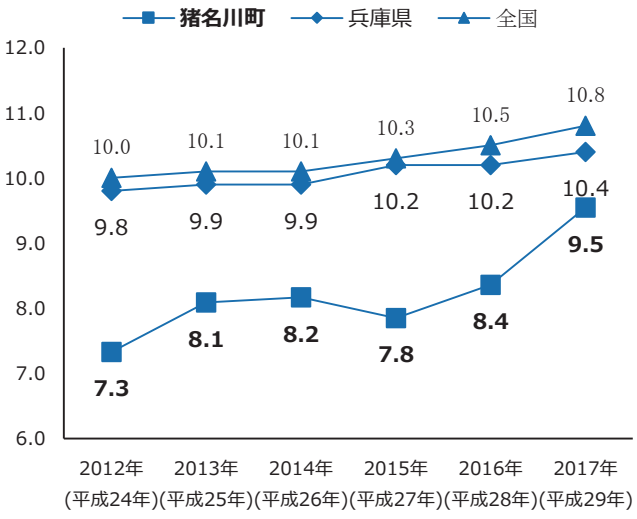

資料：厚生労働省「人口動態統計」（本町の出生率・死亡率は独自に算出）
※本町の出生率・死亡率の算出にあたり、「兵庫県推計人口（国勢調査を基礎とし、毎月各市町から住民基本台帳法に基づく当該月間の移動数の報告を受け集計したもの）」による総人口を用いて算出しています。

2）転入・転出

転入と転出の推移（社会増減の推移）

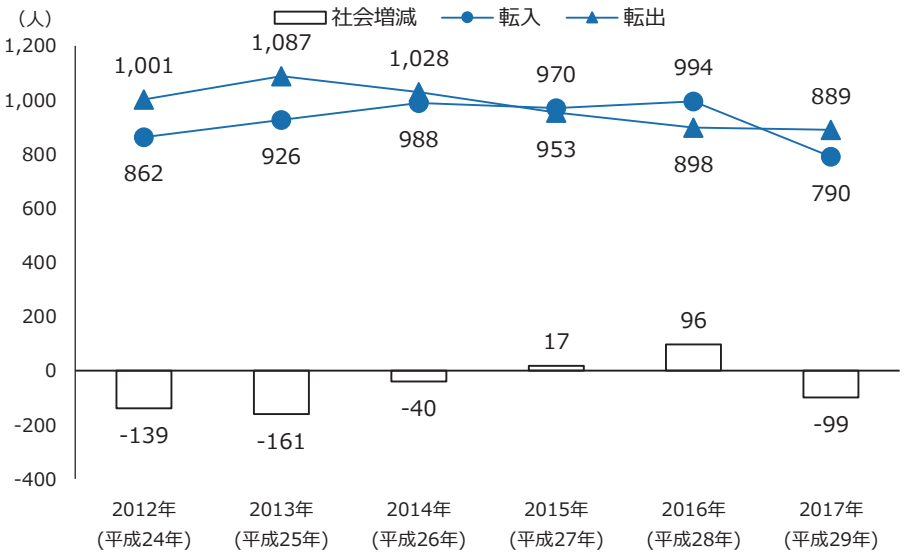

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

年齢別転入と転出【2017 年（平成 29 年）】

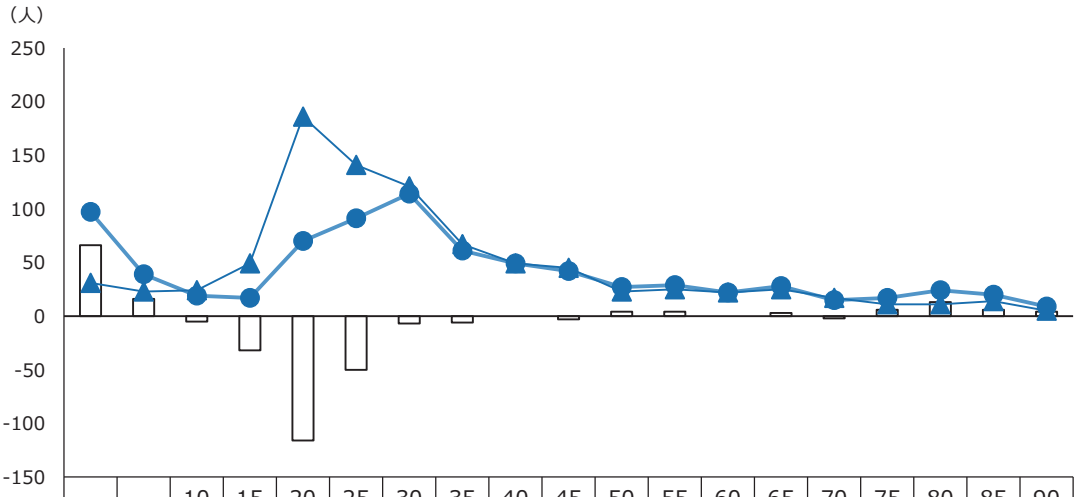

	0～4歳	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90歳以上
社会増減	66	16	-5	-32	-116	-50	-7	-6	0	-3	4	4	0	3	-2	6	13	6	4
転入	97	39	19	17	70	91	114	61	49	42	27	29	22	28	15	17	24	20	9
転出	31	23	24	49	186	141	121	67	49	45	23	25	22	25	17	11	11	14	5

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

4．就業状況

就業率の推移【男性】

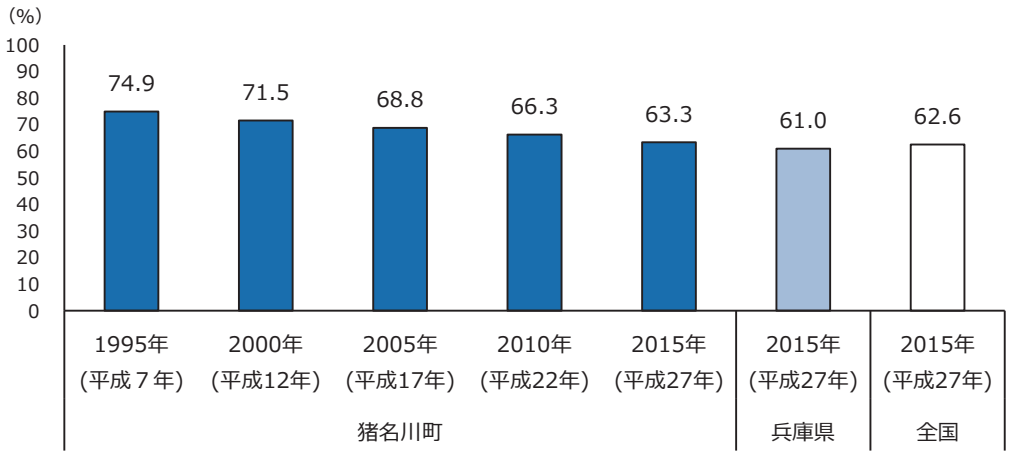

資料：総務省「国勢調査」

就業率の推移【女性】

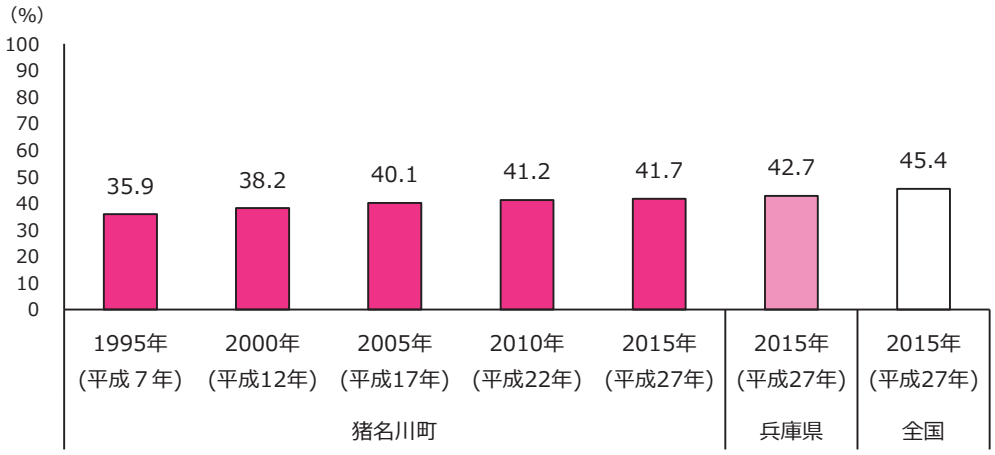

資料：総務省「国勢調査」

年齢別就業率【2015 年（平成 27 年）】

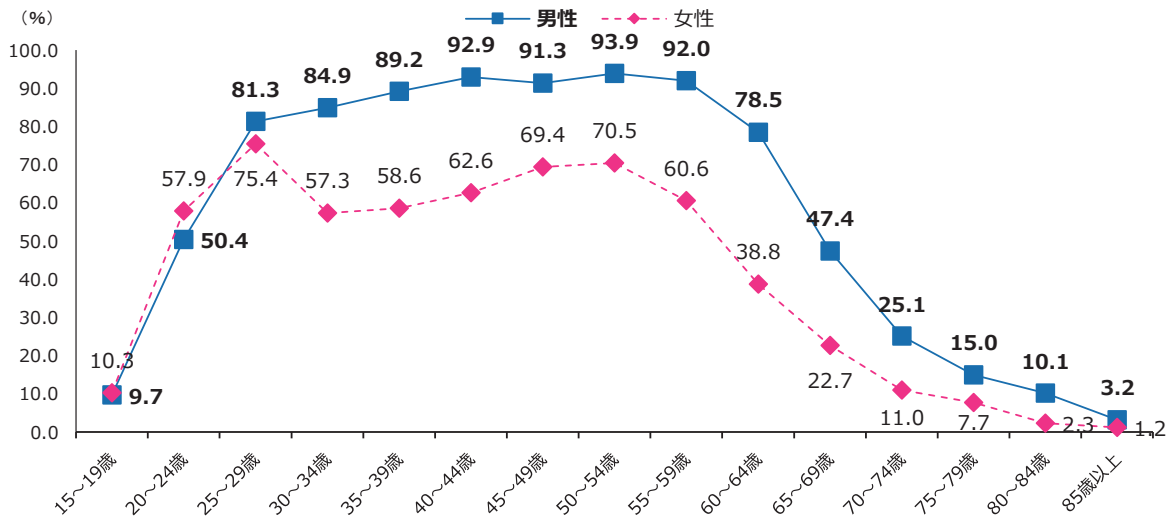

資料：総務省「国勢調査」

完全失業率の推移【男性】

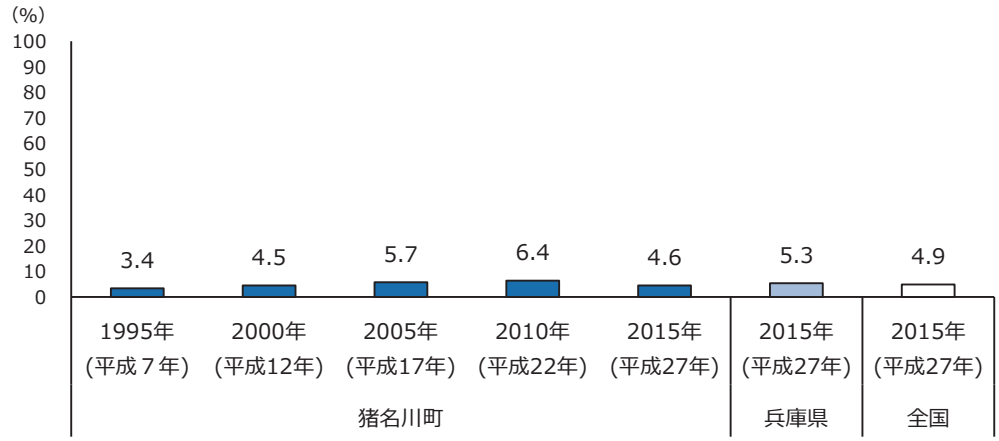

資料：総務省「国勢調査」

完全失業率の推移【女性】

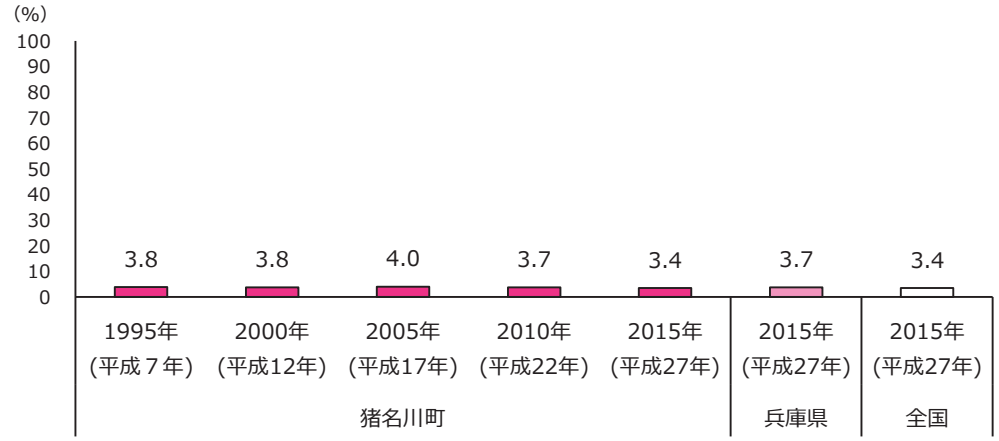

資料：総務省「国勢調査」

産業別就業者数の推移

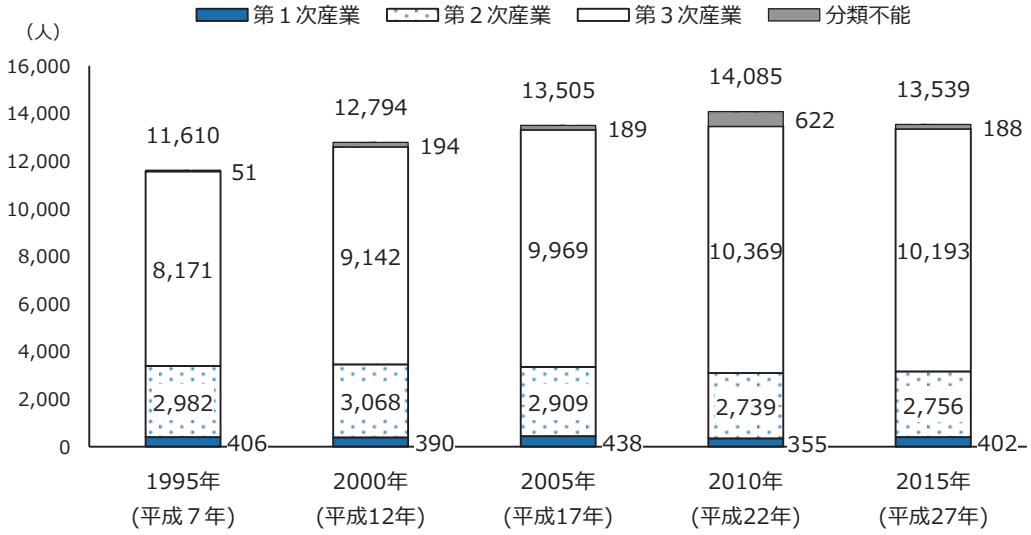

資料：総務省「国勢調査」

産業大分類別就業者数の推移

		2010年（平成22年）		2015年（平成27年）		伸び率※
		人数	構成比	人数	構成比	
総数		14,085	100.0	13,539	100.0	96.1
第1次産業	A 農業、林業	355	2.5	402	3.0	113.2
	B 漁業	－	－	－	－	－
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－
	D 建設業	883	6.3	902	6.7	102.2
	E 製造業	1,856	13.2	1,854	13.7	99.9
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	102	0.7	93	0.7	91.2
	G 情報通信業	362	2.6	341	2.5	94.2
	H 運輸業、郵便業	737	5.2	714	5.3	96.9
	I 卸売業、小売業	2,595	18.4	2,388	17.6	92.0
	J 金融業、保険業	483	3.4	368	2.7	76.2
	K 不動産業、物品賃貸業	261	1.9	313	2.3	119.9
	L 学術研究、専門・技術サービス業	447	3.2	445	3.3	99.6
	M 宿泊業、飲食サービス業	686	4.9	622	4.6	90.7
	N 生活関連サービス業、娯楽業	590	4.2	600	4.4	101.7
	O 教育、学習支援業	882	6.3	860	6.4	97.5
	P 医療、福祉	1,642	11.7	1,940	14.3	118.1
	Q 複合サービス事業	85	0.6	119	0.9	140.0
	R サービス業（他に分類されないもの）	832	5.9	752	5.6	90.4
	S 公務（他に分類されるものを除く）	665	4.7	638	4.7	95.9
T 分類不能の産業		622	4.4	188	1.4	30.2

資料：総務省「国勢調査」
※伸び率は、2010年（平成22年）から2015年（平成27年）の伸びを示しています。

産業大分類別就業者数と産業特化係数【2015年（平成27年）】

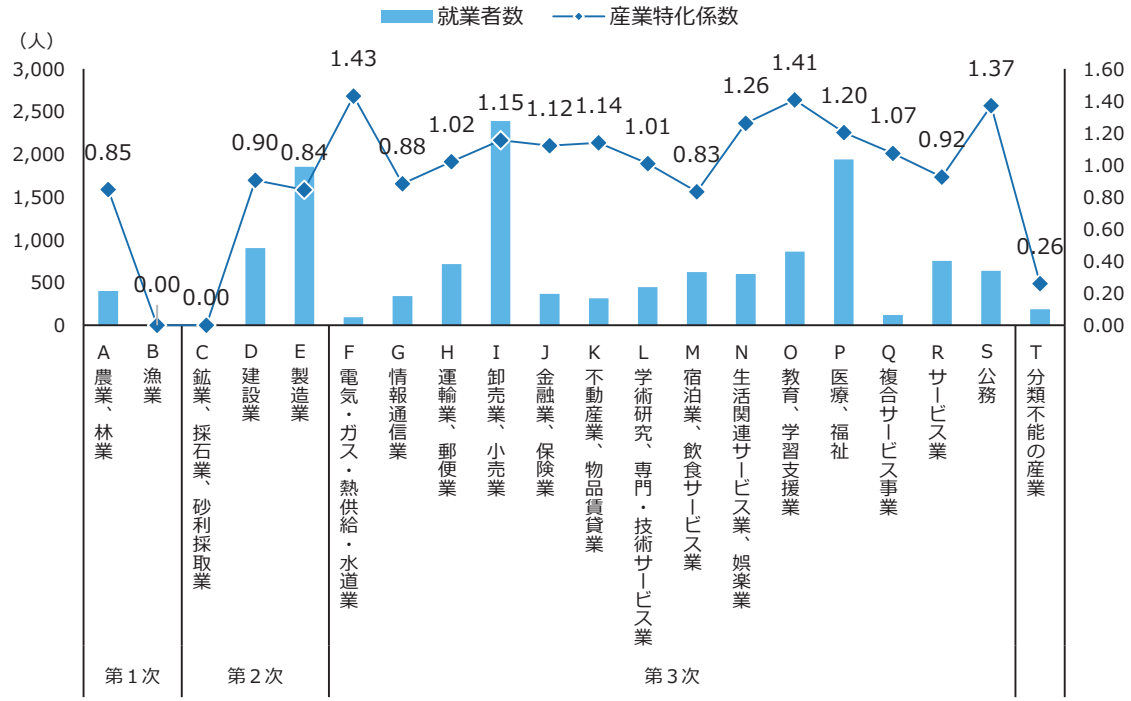

資料：総務省「国勢調査」
※特化係数とは、産業の業種構成など比較した係数で、特化係数が「1.00」を超えている産業は当該部門のウエイトが全国を上回っているということになります。

5．事業所の状況

民営事業所数の推移

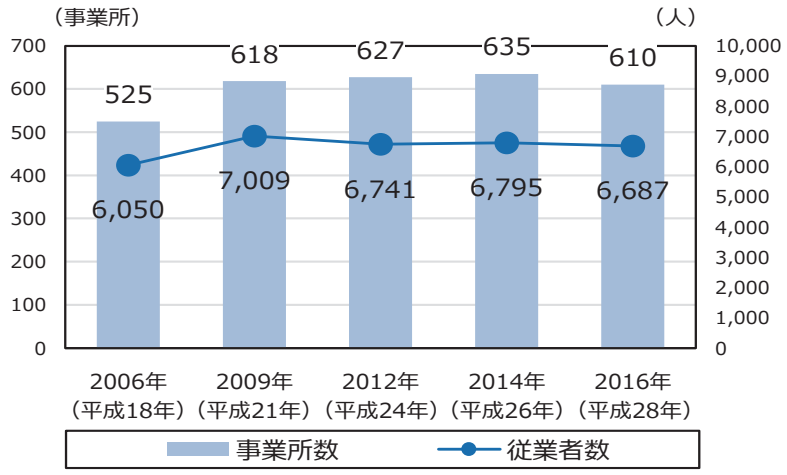

資料：2006 年（平成 18 年）は総務省「事業所・企業統計調査」、2009 年（平成 21 年）、2014 年（平成 26 年）は総務省「経済センサス基礎調査」、2012 年（平成 24 年）、2016 年（平成 28 年）は総務省「経済センサス活動調査」

産業大分類別民営事業所数の推移

		2014 年（平成 26 年）		2016 年（平成 28 年）		伸び率※
		事業所数	構成比	事業所数	構成比	
全産業		635	100.0	610	100.0	96.1
第1次産業	A 農業、林業	7	1.1	7	1.1	100.0
	B 漁業	1	0.2	2	0.3	200.0
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－
	D 建設業	79	12.4	80	13.1	101.3
	E 製造業	33	5.2	29	4.8	87.9
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.2	1	0.2	100.0
	G 情報通信業	3	0.5	4	0.7	133.3
	H 運輸業、郵便業	7	1.1	6	1.0	85.7
	I 卸売業、小売業	167	26.3	160	26.2	95.8
	J 金融業、保険業	9	1.4	10	1.6	111.1
	K 不動産業、物品賃貸業	14	2.2	9	1.5	64.3
	L 学術研究、専門・技術サービス業	30	4.7	25	4.1	83.3
	M 宿泊業、飲食サービス業	68	10.7	64	10.5	94.1
	N 生活関連サービス業、娯楽業	63	9.9	60	9.8	95.2
	O 教育、学習支援業	35	5.5	35	5.7	100.0
	P 医療、福祉	57	9.0	58	9.5	101.8
	Q 複合サービス事業	7	1.1	7	1.1	100.0
	R サービス業（他に分類されないもの）	54	8.5	53	8.7	98.1

資料：2014 年（平成 26 年）は総務省「経済センサス基礎調査」、2018 年（平成 28 年）は総務省「経済センサス活動調査」
※伸び率は、2014 年（平成 26 年）から 2016 年（平成 28 年）の伸びを示しています。

産業大分類別事業所数と産業特化係数【2016 年（平成 28 年）】

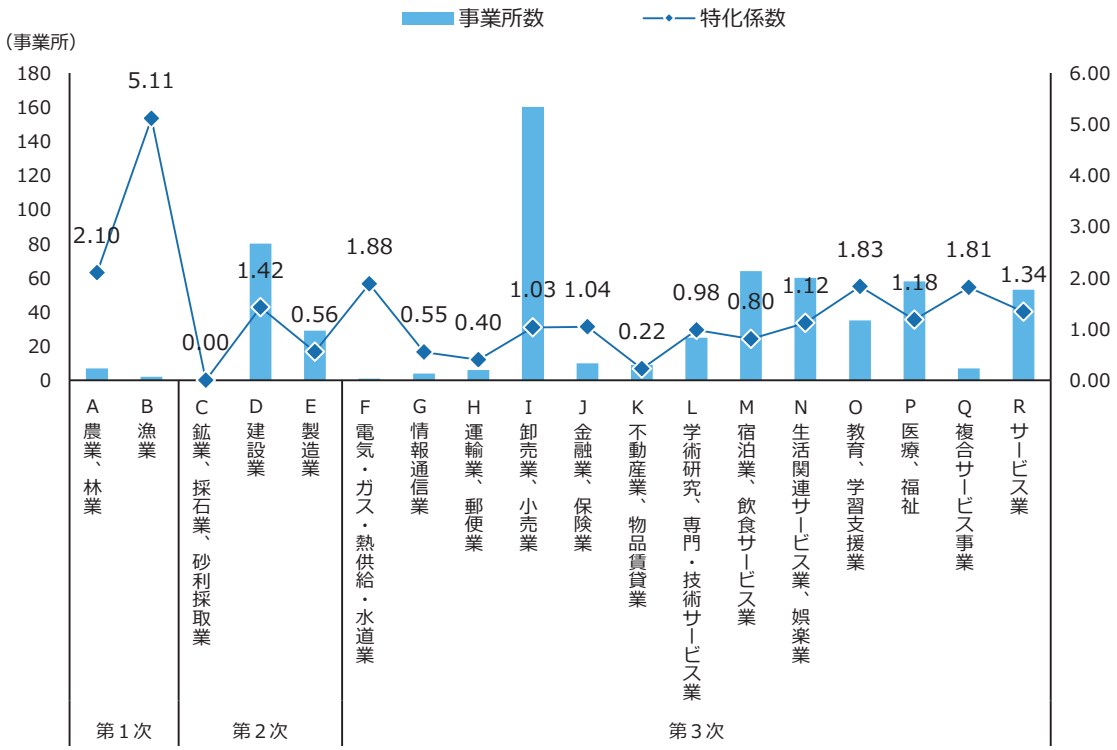

資料：総務省「経済センサス活動調査」

6．経済

町内総生産（名目）の推移

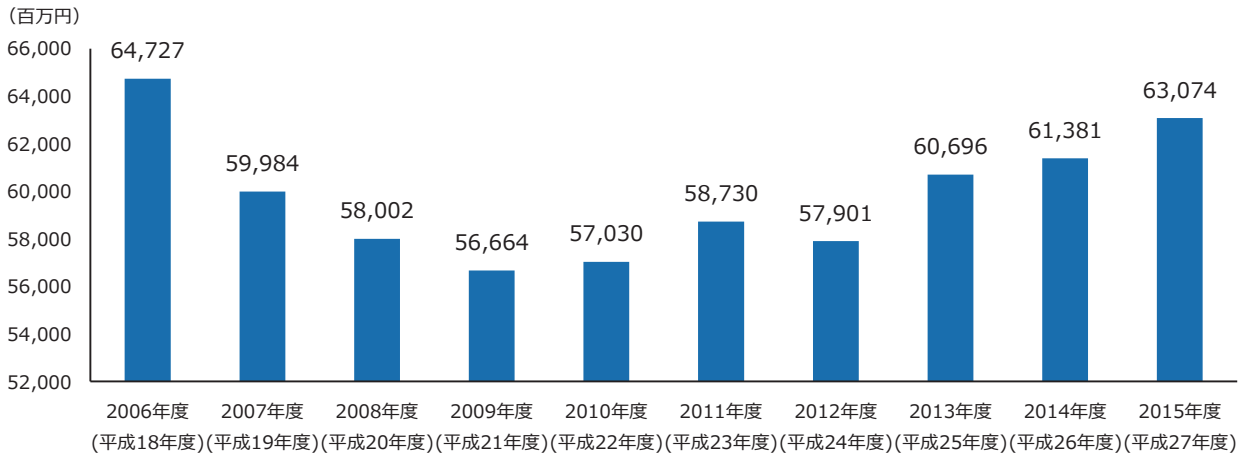

資料：兵庫県「平成 27 年度市町民経済計算」

町内総生産（名目）　2006 年度（平成 18 年度）を基準（＝100）とした増加率の推移

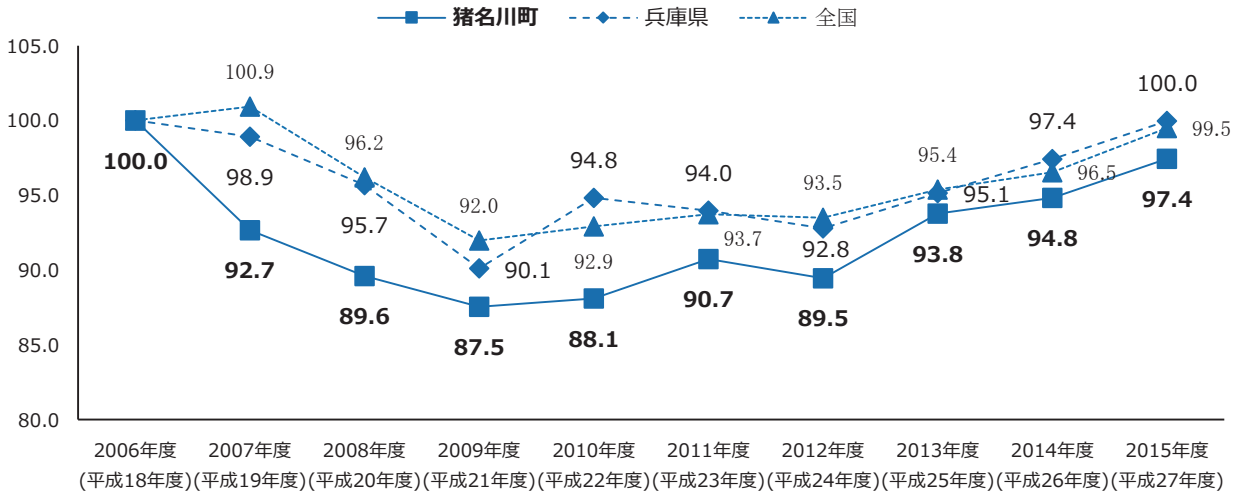

資料：兵庫県「平成 27 年度市町民経済計算」、内閣府「平成 27 年度県民経済計算」

産業別町内総生産【名目　2015 年度（平成 27 年度）】

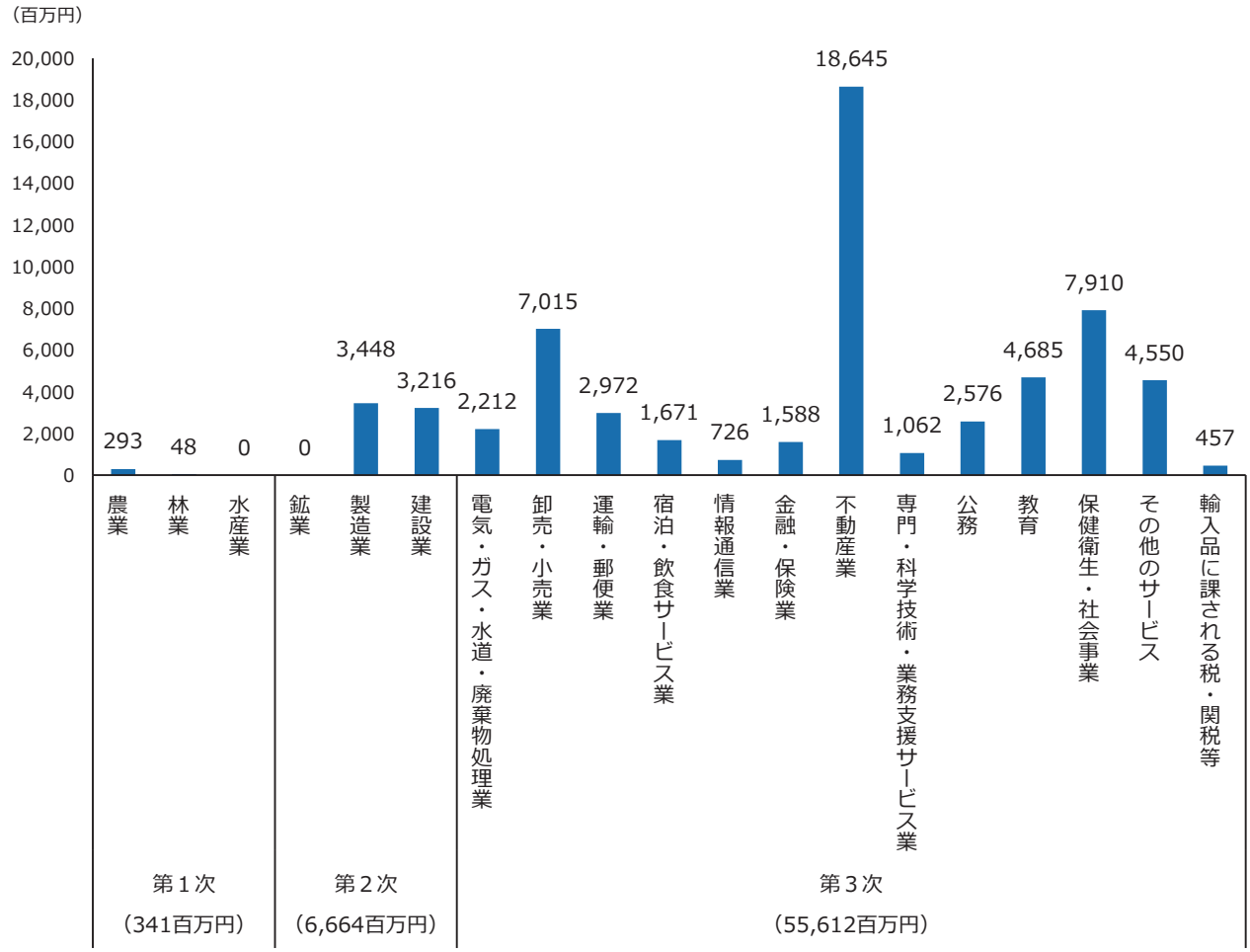

資料：兵庫県「平成 27 年度市町民経済計算」

就業者１人当たり総生産と１人当たり市町民所得の推移

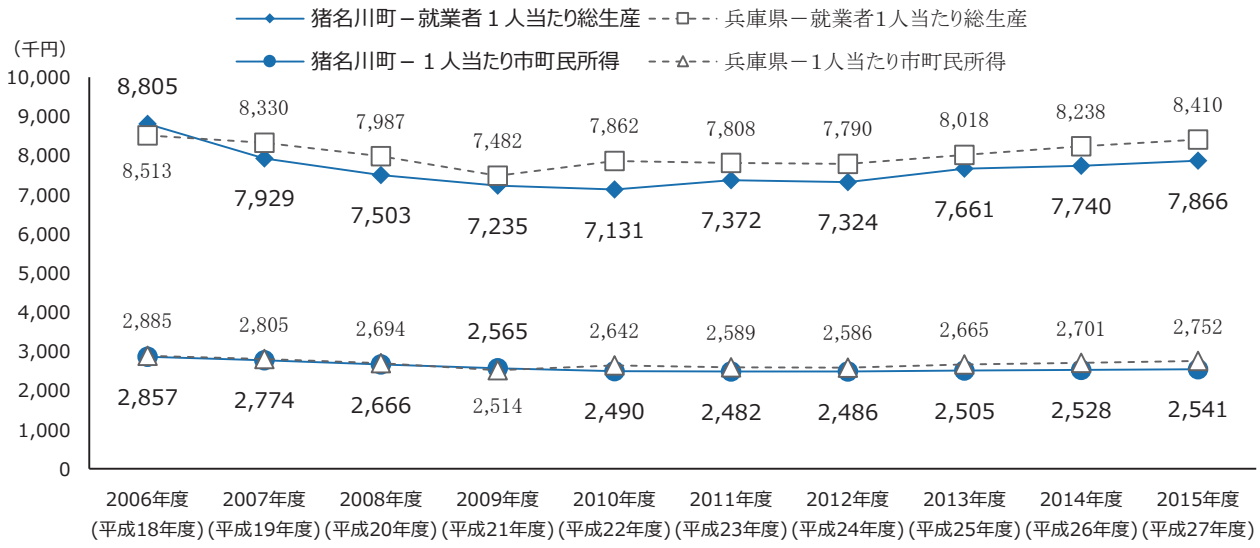

資料：兵庫県「平成 27 年度市町民経済計算」

市町別就業者１人当たり総生産【2015 年度（平成 27 年度）】

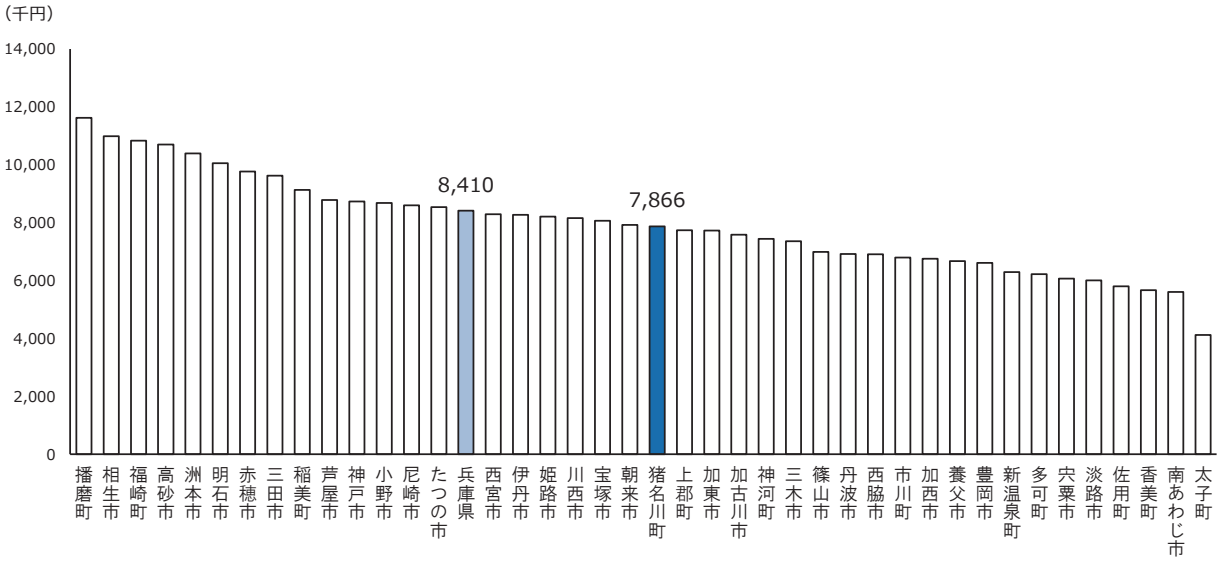

資料：兵庫県「平成 27 年度市町民経済計算」

市町別１人当たり市町民所得【2015 年度（平成 27 年度）】

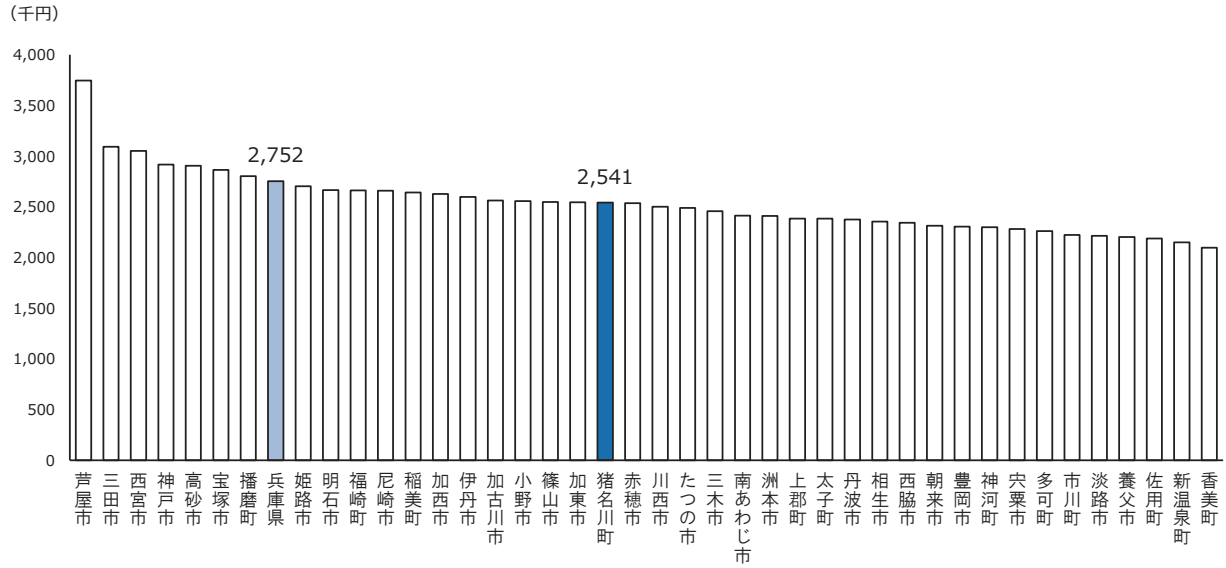

資料：兵庫県「平成 27 年度市町民経済計算」

7．財政

歳入歳出決算額及び実質収支の推移

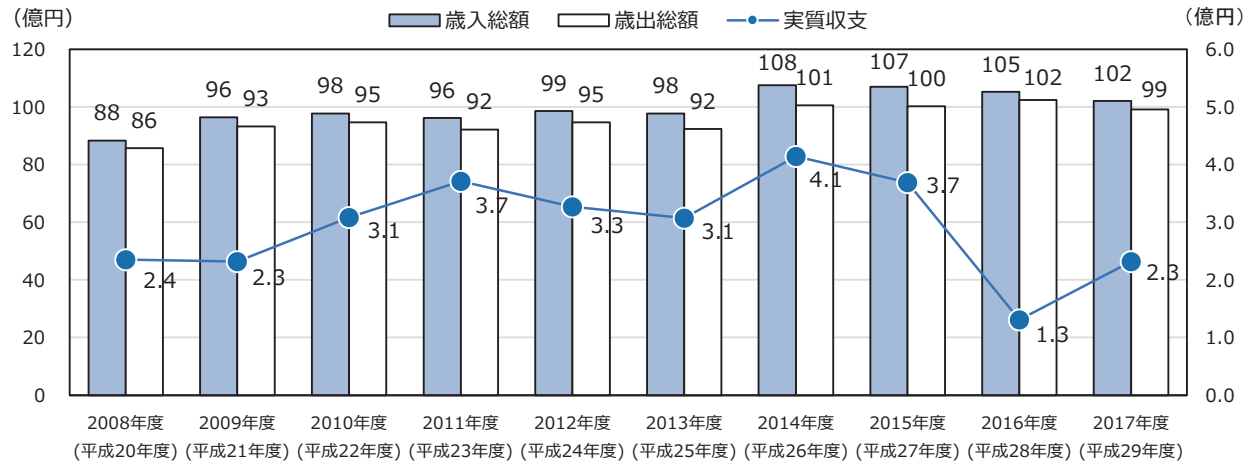

資料：猪名川町一般会計決算説明資料

歳入歳出決算額の推移

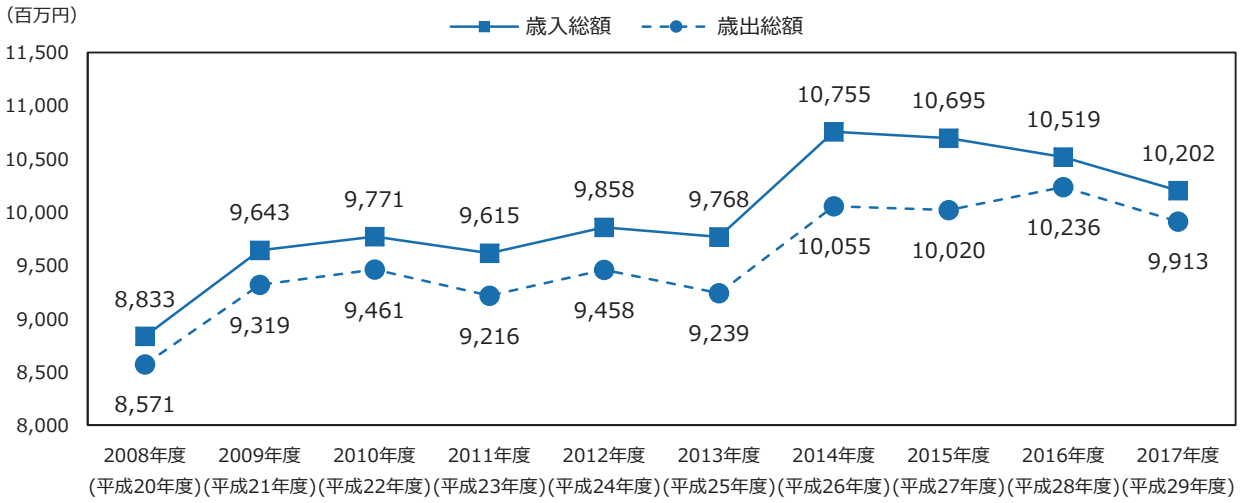

資料：猪名川町一般会計決算説明資料

財政力指数

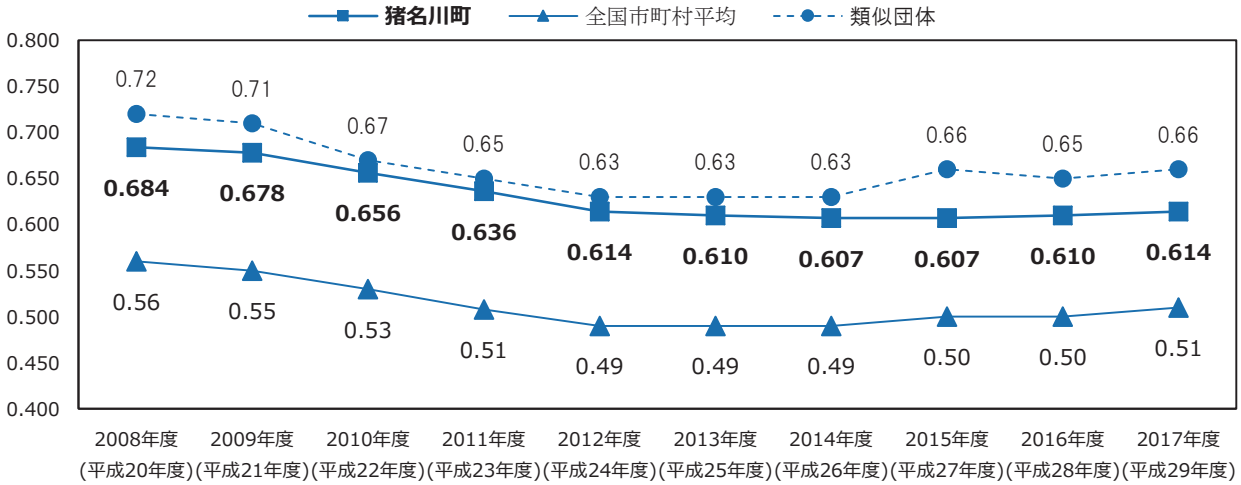

資料：猪名川町「一般会計決算説明資料」、総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

経常収支比率

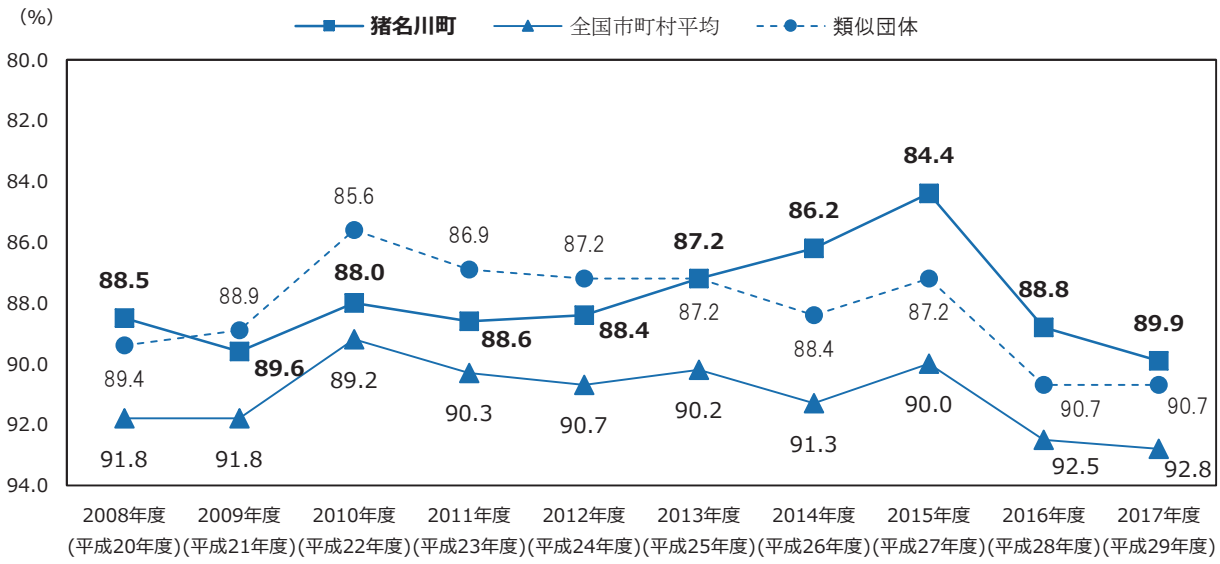

資料：猪名川町「一般会計決算説明資料」、総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

実質公債費率

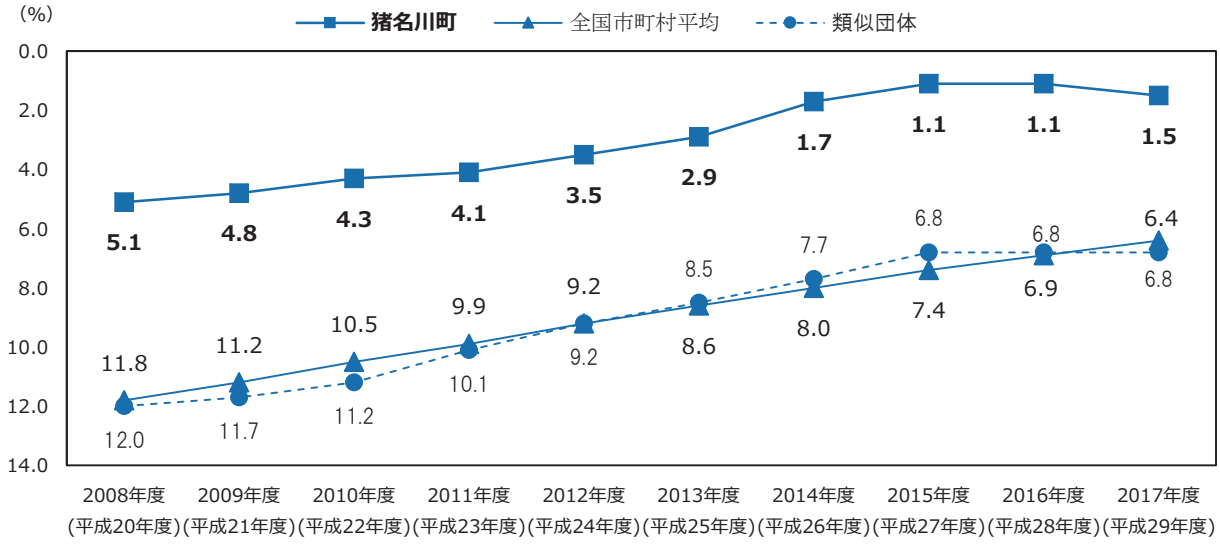

資料：猪名川町「一般会計決算説明資料」、総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

8．その他関連データ

1）人権侵害を受けた経験

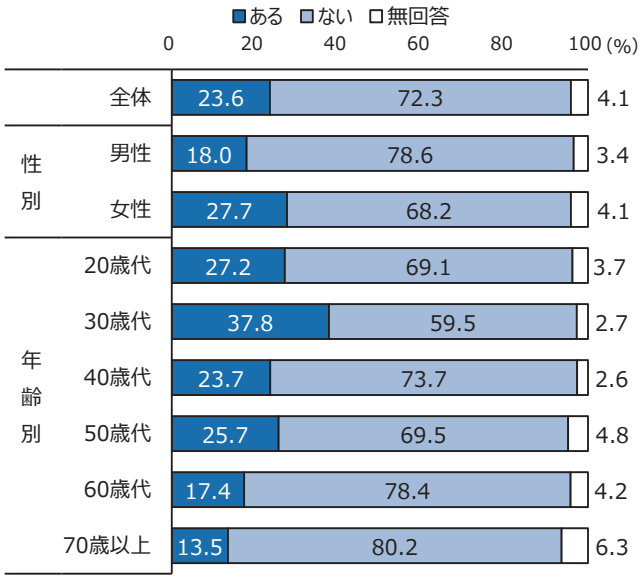

資料：人権についての猪名川町住民意識調査
（2016 年（平成 28 年） 3 月）

2）民生委員・児童委員、福祉委員、自治会長が地域活動を通じて見聞きしたことがある内容

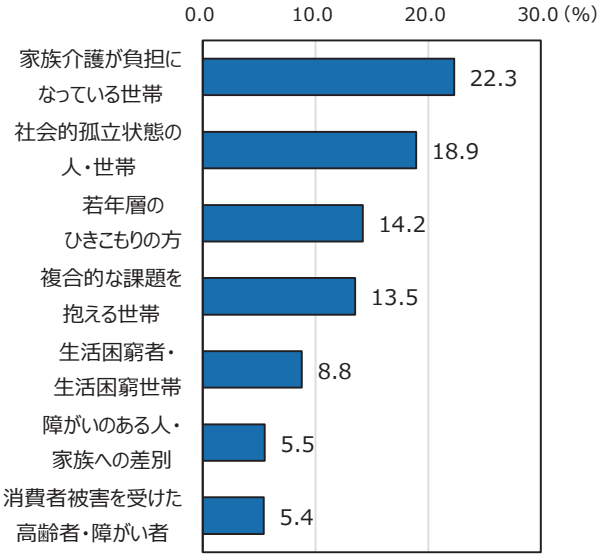

資料：地域福祉に関するアンケート調査（地域活動の担い手（民生委員・児童委員、福祉委員、自治会長）対象調査）
（2019 年（令和元年））

3）近所づきあいの状況

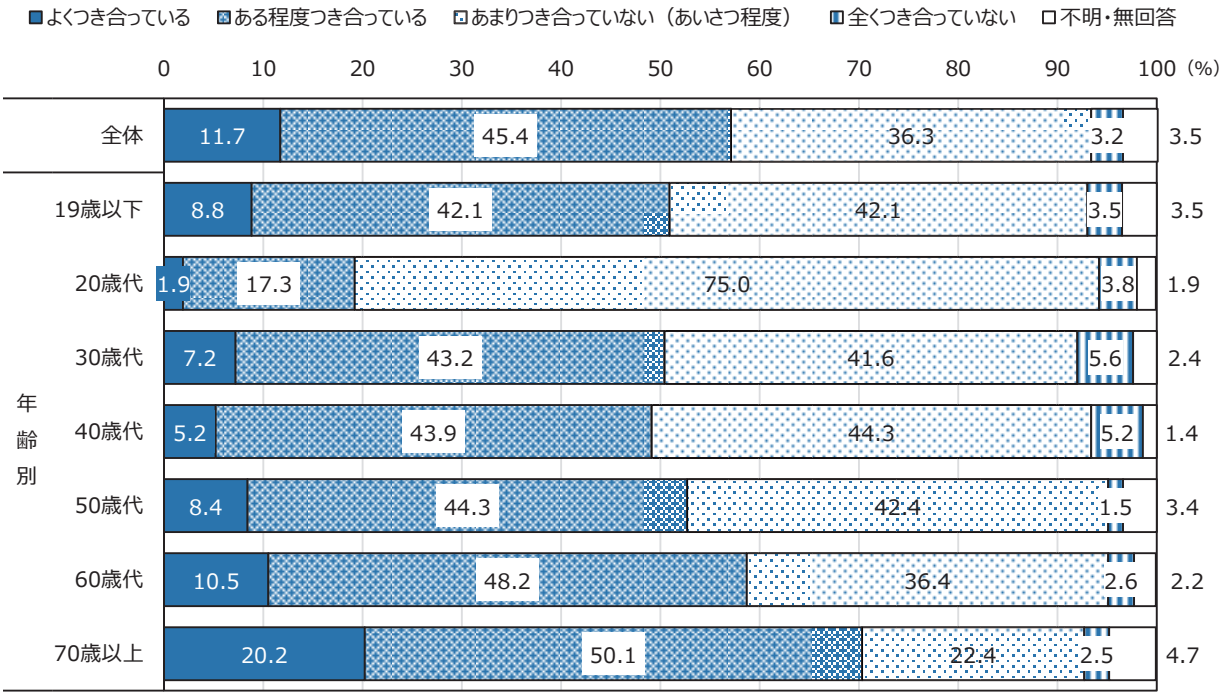

資料：まちづくりアンケート調査

4）自治会加入率

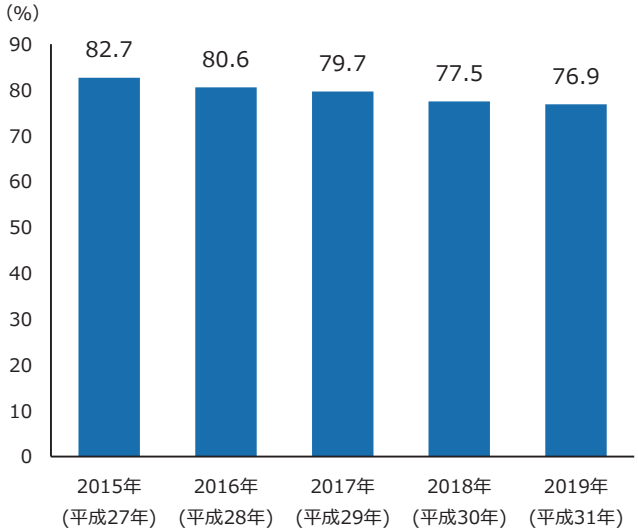

資料：参画協働課（各年３月末現在）

5）合計特殊出生率

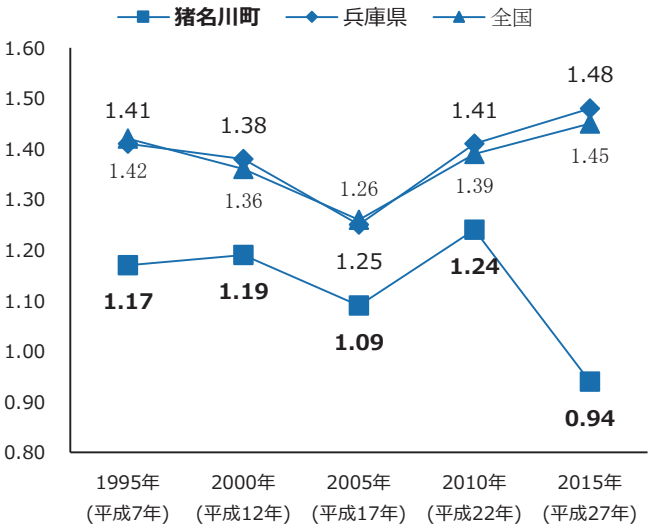

資料：兵庫県「保健統計年報」

6）ひとり親世帯

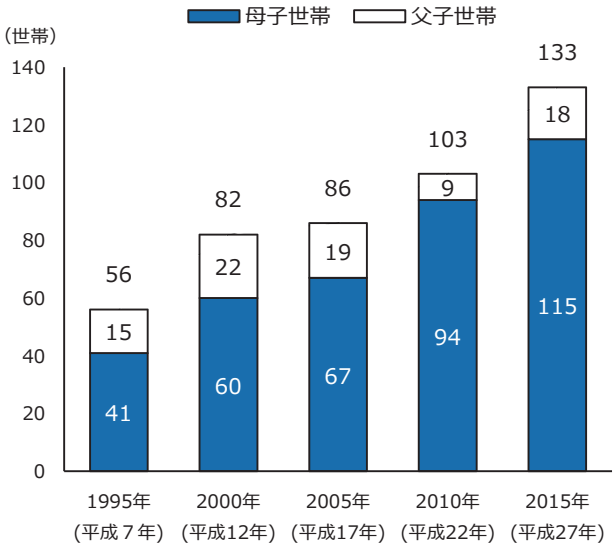

資料：総務省「国勢調査」

7）障がい者手帳所持者

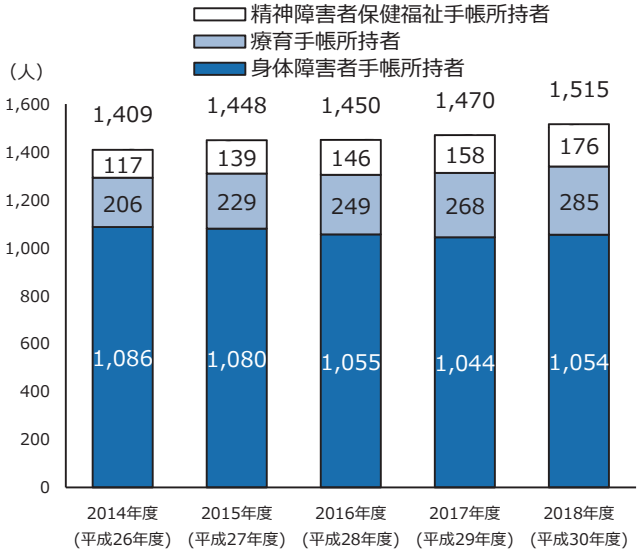

資料：福祉課（各年度３月末現在）

8）消費生活センター相談件数等

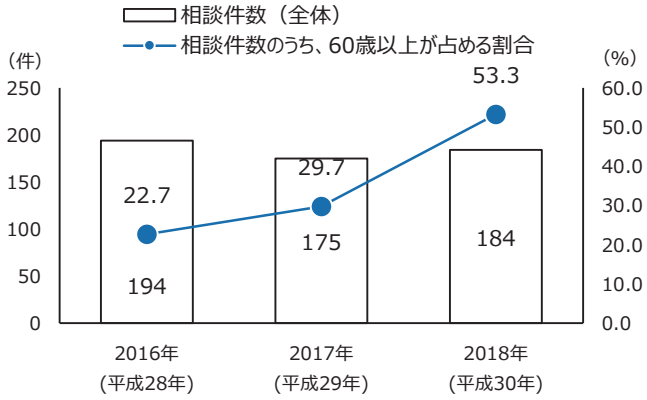

資料：参画協働課

9）交通事故発生件数

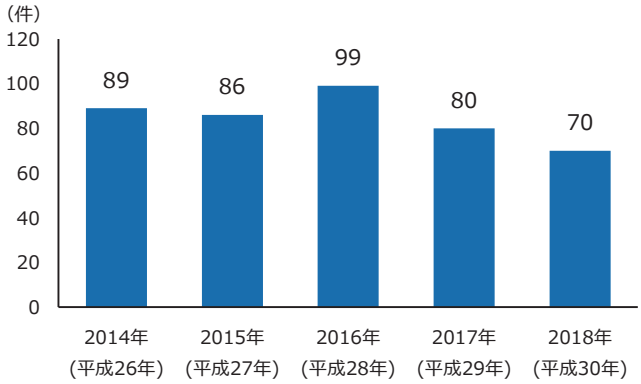

資料：兵庫県警察本部「交通事故統計」

10）刑法犯認知件数の推移

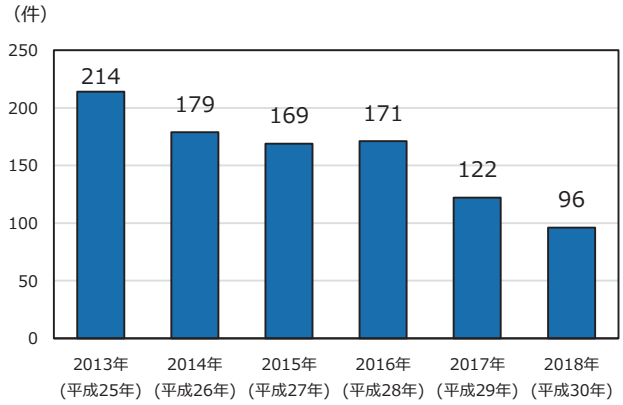

資料：兵庫県警察本部「犯罪統計書」

11）人口あたりの刑法犯認知件数（2018 年（平成 30 年））

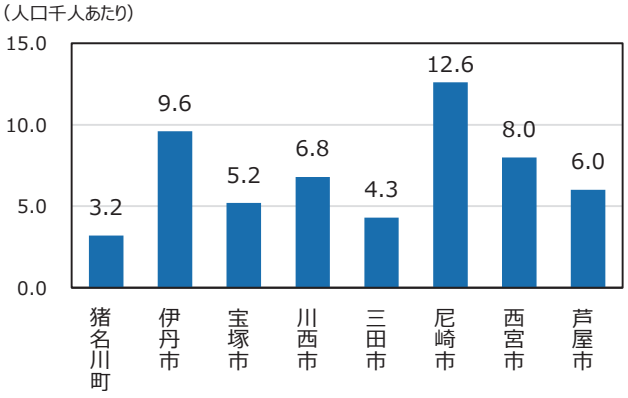

資料：兵庫県警察本部「犯罪統計書」及び兵庫県推計人口より算出

12）交通事故による死傷者数に占める割合（子ども・高齢者）

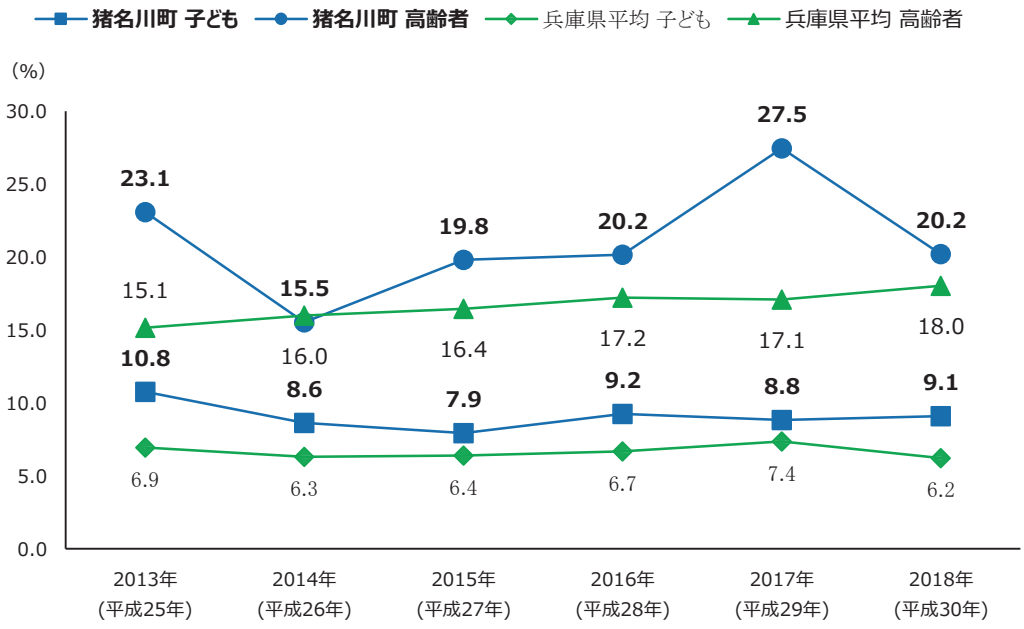

資料：兵庫県警察本部「交通事故統計」

13）小中学生の地域行事への参加状況

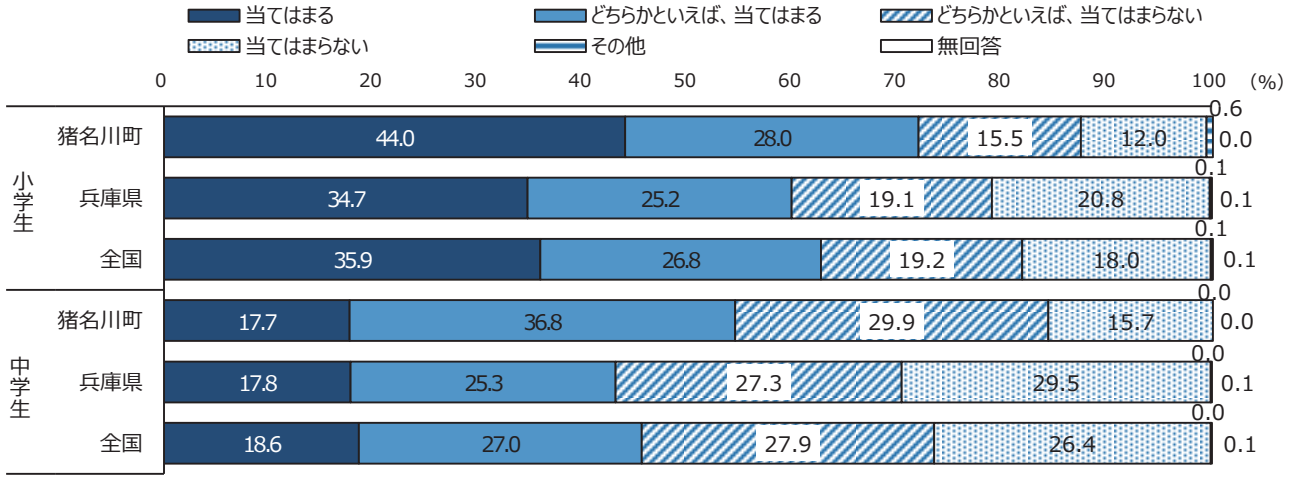

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（2018 年度（平成 30 年度））

14）小中学生の地域行事への参加状況

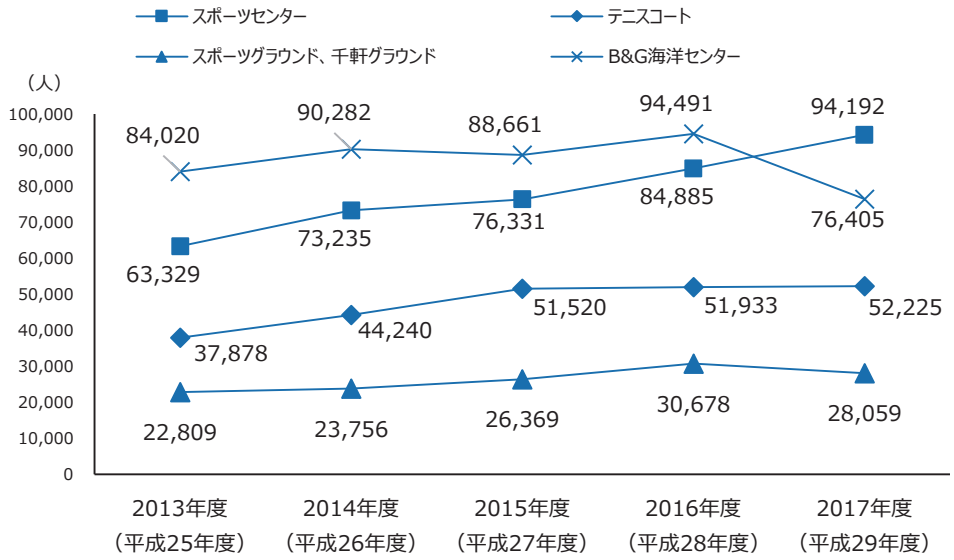

資料：猪名川町教育要覧

15）1 人 1 日あたりごみ排出量及び資源化率

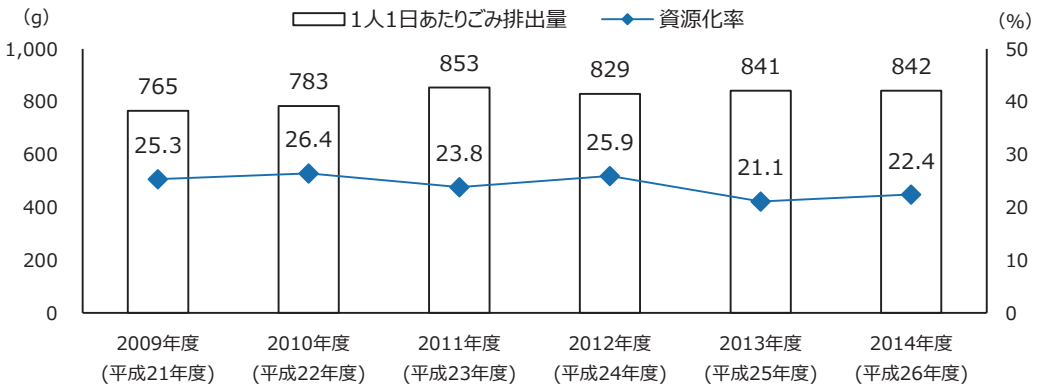

資料：産業観光課　クリーンセンター

16）空家の状況

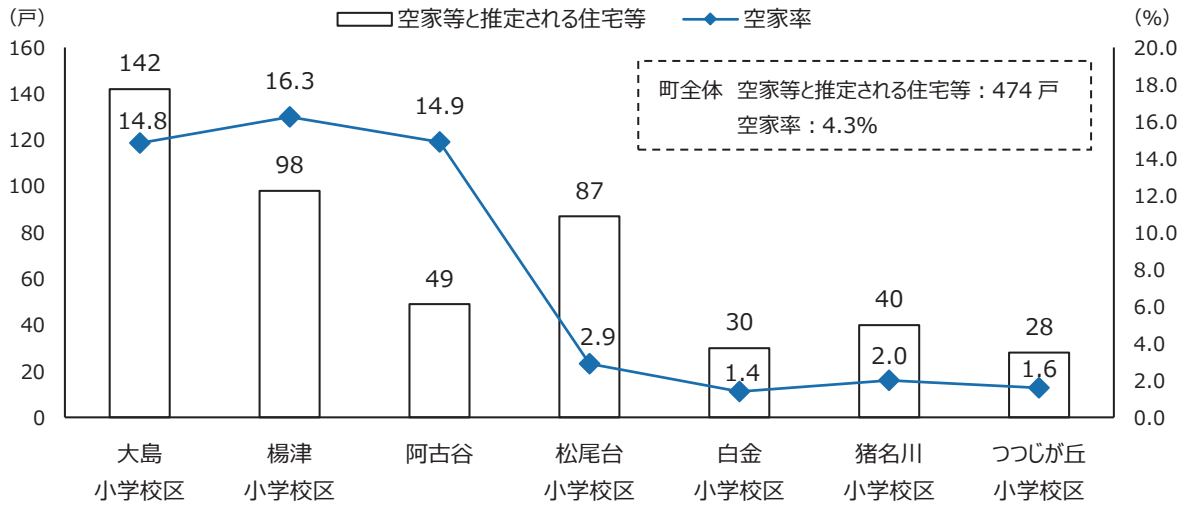

資料：猪名川町「空家等実態調査」（2017 年（平成 29 年））

17）コミュニティバス「ふれあいバス」運送収入額

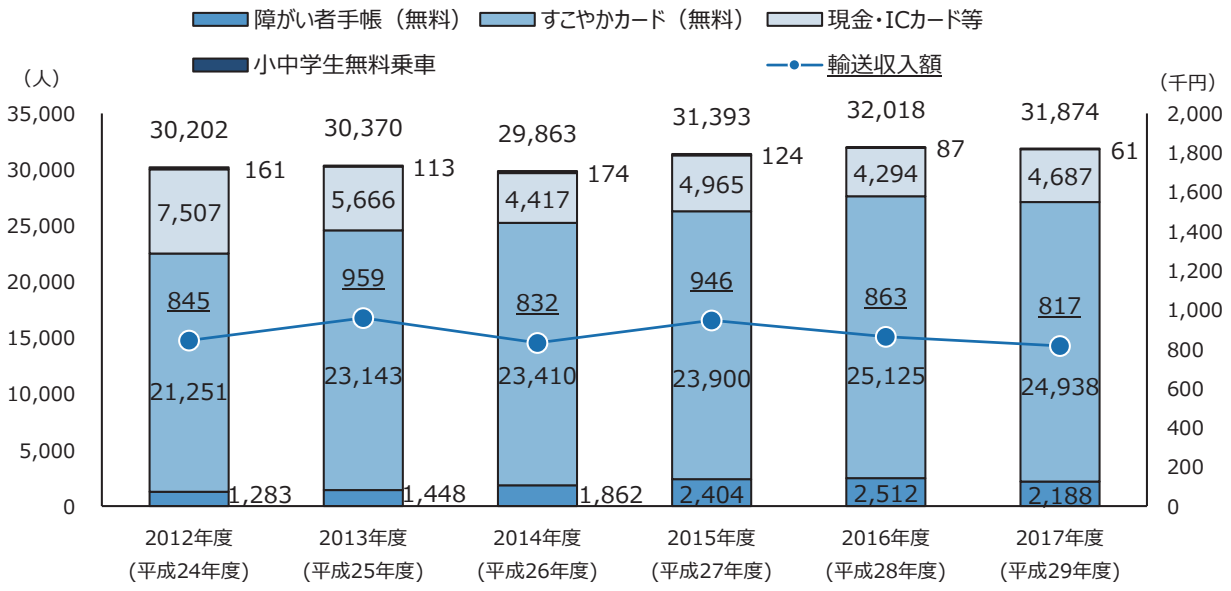

資料：猪名川町

18）経営耕地面積

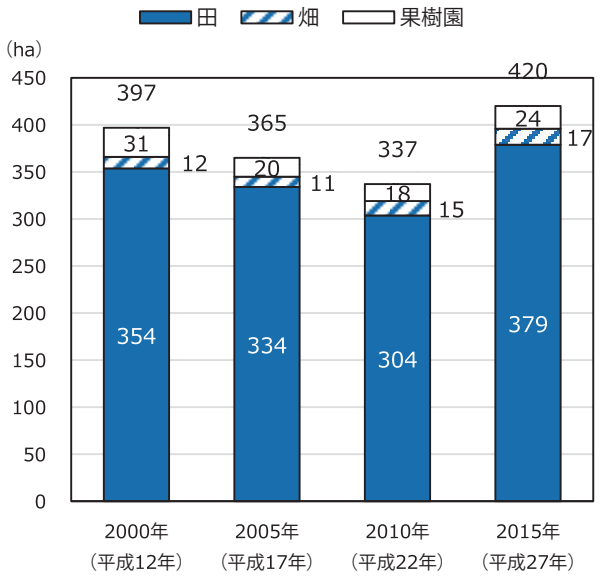

資料：2000 年（平成 12 年）、2010 年（平成 22 年）は農林水産省「世界農林業センサス」、2005 年（平成 17 年）、2015 年（平成 27 年）は農林水産省「農林業センサス」

19）農家数の推移

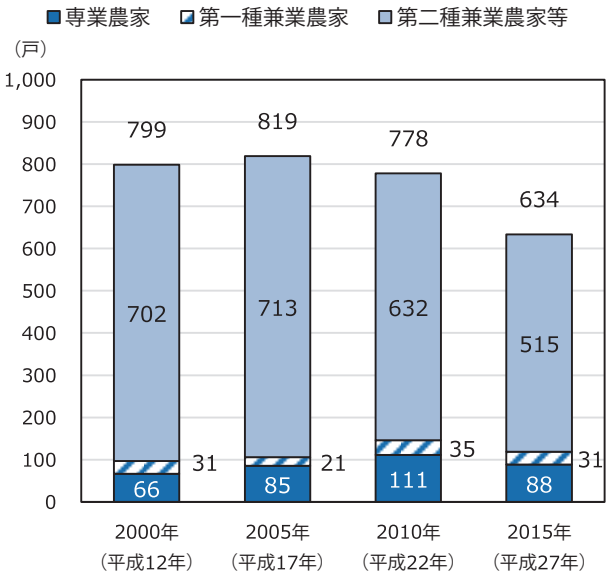

資料：2000 年（平成 12 年）、2010 年（平成 22 年）は農林水産省「世界農林業センサス」、2005 年（平成 17 年）、2015 年（平成 27 年）は農林水産省「農林業センサス」

20）製造業の事業所数、従業者数、１事業所あたり従業者数

	2006 年（平成 18 年）	2009 年（平成 21 年）	2012 年（平成 24 年）	2014 年（平成 26 年）	2016 年（平成 28 年）
事業所数	18	29	29	33	29
従業者数	824	510	515	459	467
１事業所あたり従業者数	45.8	17.6	17.8	13.9	16.1

資料：2006 年（平成 18 年）は総務省「事業所・企業統計調査」、2009 年（平成 21 年）、2014 年（平成 26 年）は総務省「経済センサス基礎調査」、2012 年（平成 24 年）、2018 年（平成 28 年）は「経済センサス活動調査」

21）町内就業者、昼間人口比率

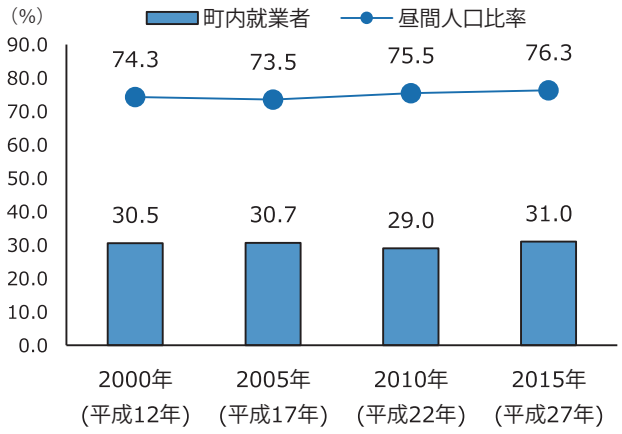

資料：総務省「国勢調査」

22）観光入込客数

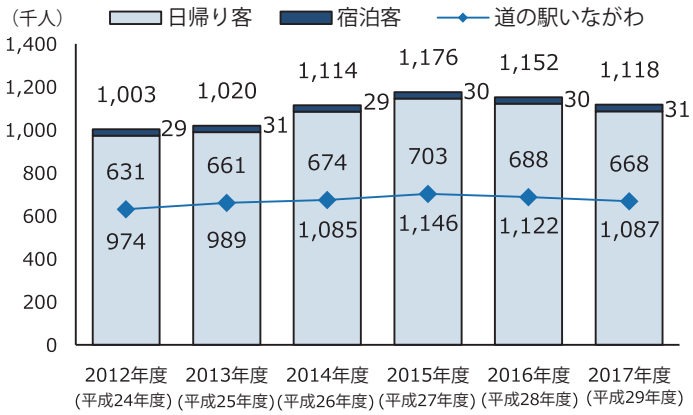

資料：兵庫県「観光客動態調査報告書」

第六次
猪名川町
Inagawa Town Master Plan
総合計画

発行：猪名川町
編集：猪名川町企画総務部企画政策課
〒666-0292　兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1　TEL：072-766-0001（代表）
https://www.town.inagawa.lg.jp/